一般社団法人 国立大学協会

ANNUAL REPORT

The Japan Association of National Universities

令和３年度

はじめに

世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、２０２１年度においても依然として社会に大きな影響を与え、人々の行動態様を変えました。大学にとっても、研究・教育において、また教職員・学生にとって、その短期的及び中長期的な影響は計り知れないものがあります。

国立大学協会においては、２年に一度の会長選出の年に当たり、コロナ禍のため意向投票がはじめて郵送により行われ、永田筑波大学長が会長に再任されるとともに、大野東北大総長、西尾大阪大総長、牛木新潟大学長、林東京外国語大学長が副会長に就任し、新たな体制のもとでの運営となりました。

２０２１年度は第３中期の最終年度にあたり、６年間の総決算の年となり、同時に２０２２年度から始まる第４期中期目標・中期計画期間に向け、それぞれの国立大学が個性を発揮した目標・計画の構築に力を注ぎました。国立大学協会では、第３中期を通じた様々な成果と課題を想起しつつ、第４期中期目標期間に向けた課題検討 WG を設置して検討を進め、「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言―」を取りまとめて、広く社会に対して公表しました。

入学試験に関しては、高等学校の新学習指導要領の改正に伴い、大学入学共通テストでは新たに「情報Ⅰ」を加えた６教科８科目を科すことを原則とした、「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学の基本方針-」を取りまとめました。

また、政府において創設された１０兆円規模の「大学ファンド」、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の両制度について、一体的な制度として構築され、我が国の強みである「知的基盤の多様性と層の厚さ」が、我が国全体の研究力及び国際競争力の強化に繋がるような設計となるよう、その一層の充実に向けた検討を進めるため、教育・研究委員会の下に「大学の強みや特色を伸ばす取組みの強化に向けた検討 WG」を設置し検討を始めました。

本冊子は、以上のような、国立大学協会の１年間の活動を取りまとめたものです。国立大学関係者、および国立大学の発展への願いを共有して下さる方々にご活用いただければ幸いです。

国立大学協会は、今後も国立大学の存在意義や活動等について広く社会に発信していく所存であり、全国の国立大学と国立大学協会に対しこれまでにも増してご理解と温かいご支援をお願い申し上げます。

一般社団法人　国立大学協会
専務理事　位田　隆一

目　　次

Ⅰ　令和３年度事業報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

【会議の開催】
（１）総会
（２）理事会、常任理事会及び政策会議
（３）各委員会等
（４）その他の会議等
【その他の活動】
（５）意見、提言、要望書等の提出、面談等
（６）広報活動
（７）研修事業等の実施
（８）その他の活動

Ⅱ　各種会議等議事録、議事概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

（１）総会
（２）理事会
（３）各委員会等
入試委員会
教育・研究委員会
国際交流委員会
経営委員会
広報委員会
事業実施委員会
国立大学法人総合損害保険運営委員会
政策研究所運営委員会

Ⅲ　意見、提言、要望書等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　149

Ⅳ　令和３年度 国立大学協会概要　・・・・・・・・・・・・・・・・　160

（１）国立大学協会組織図
（２）会員及び学長一覧
（３）役員、委員会委員等名簿

Ⅰ　令和３年度事業報告

【会議の開催】

（１）総会

令和　３年　６月１４日　　第１回
令和　３年　７月　１日―　７月　５日　書面審議
令和　３年　９月１４日―　９月１７日　書面審議
令和　３年１１月１２日　　第２回
令和　４年　１月２８日　　第３回
令和　４年　３月　４日　　第４回

（２）理事会、常任理事会及び政策会議

①理事会

令和　３年　４月２８日　　第１回
令和　３年　５月２４日　　第２回
令和　３年　７月　７日　　第３回
令和　３年　９月　２日―　９月　９日　書面審議
令和　３年１０月２２日　　第４回
令和　３年１２月２２日　　第５回
令和　４年　２月１８日　　第６回

②常任理事会

令和　３年　６月２８日―　６月２９日　書面審議

③政策会議

令和　３年　４月２８日　　第１回
令和　３年　５月２４日　　第２回
令和　３年１２月２２日　　第３回

（３）各委員会等

①入試委員会

令和　３年　４月　７日　　第１回
令和　３年　４月１５日　　第２回
令和　３年　５月１８日　　第３回
令和　３年　６月１１日　　第４回
令和　３年　６月２３日―　６月２５日　書面審議
令和　３年　７月２０日―　７月３０日　書面審議
令和　３年　８月２３日　　第５回
令和　３年１０月　１日　　第６回
令和　３年１０月１１日　　第７回
令和　３年１０月１９日　　第８回
令和　３年１１月２９日　　第９回
令和　３年１２月１０日―１２月１４日　書面審議
令和　４年　１月２０日　　第１０回
令和　４年　２月　２日―　２月　４日　書面審議
令和　４年　３月　７日―　３月１０日　書面審議

②教育・研究委員会

令和　３年　４月２６日　　教育・学生小委員会（第１回）
令和　３年　５月１３日―　５月２０日　男女共同参画小委員会 書面審議
令和　３年　６月　３日　　教育・学生小委員会（第２回）
令和　３年　６月２３日―　６月２５日　書面審議
令和　３年　９月１０日　　第１回
令和　３年１１月　９日―１１月１１日　書面審議
令和　３年１１月１７日―１１月２４日　書面審議
令和　３年１２月１３日　　男女共同参画小委員会（第１回）
令和　４年　１月１１日―　１月１８日　教育・学生小委員会　書面審議
令和　４年　１月１３日―　１月１８日　研究小委員会　書面審議
令和　４年　１月１９日―　１月２５日　書面審議
令和　４年　２月　７日―　２月１０日　書面審議
令和　４年　２月１８日　　第２回
令和　４年　３月　４日　　大学の強みや特色を伸ばす取組みの強化に向けた検討ワーキンググループ（第１回）
令和　４年　３月１８日　　大学の強みや特色を伸ばす取組みの強化に向けた検討ワーキンググループ（第２回）

③大学評価委員会

令和　３年　４月２８日―　５月１０日　書面審議
令和　３年　６月２２日―　６月２４日　書面審議
令和　４年　１月２０日―　１月２６日　書面審議

④国際交流委員会

令和　３年　４月１６日―　４月２１日　書面審議

令和　３年　６月２２日―　６月２４日　書面審議
令和　３年　７月　９日―　７月１３日　書面審議
令和　３年　８月　５日　　第１回
令和　３年１０月２９日―１１月　４日　書面審議
令和　４年　２月　３日　　第２回

⑤経営委員会
令和　３年　６月２４日―　６月２８日　書面審議
令和　３年　８月　２日―　８月　６日　書面審議

令和　３年　８月　４日―　８月１０日　書面審議
令和　３年１１月３０日―１２月　３日　書面審議
令和　４年　１月２０日　　病院経営小委員会（第１回）
令和　４年　２月　４日　　経営委員会（第1回）・人事労務小委員会（第１回）
・財務施設小委員会（第１回）合同開催

⑥広報委員会
令和　３年　４月２３日―　４月２７日　書面審議
令和　３年　５月１４日―　５月１９日　書面審議
令和　３年　６月２１日―　６月２３日　書面審議
令和　３年　７月　２日　　第１回
令和　３年　８月１７日―　８月１９日　書面審議
令和　３年　９月１６日　　第２回
令和　３年１０月２８日―１０月２９日　書面審議
令和　３年１２月　１日　　第３回
令和　４年　１月２４日―　１月２７日　書面審議
令和　４年　３月　１日　　第４回

⑦事業実施委員会
令和　３年　６月　４日　　ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ
（UDWS）ファシリテーター会議（第1回）
令和　３年　６月１７日―　６月２４日　書面審議
令和　３年　９月１４日―　９月２４日　書面審議
令和　３年１０月１４日　　第１回
令和　４年　１月１３日　　第２回
令和　４年　３月　９日　　ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ
（UDWS）ファシリテーター会議（第２回）

⑧国立大学法人総合損害保険運営委員会
令和　３年　４月２２日　　国立大学法人総合損害保険運営委員会
ワーキング（第１回）
令和　３年　６月　９日　　国立大学法人総合損害保険運営委員会
ワーキング（第２回）
令和　３年　６月２９日　　第１回

令和　３年　７月１６日　　第２回
令和　３年　７月１６日　　国立大学法人総合損害保険運営委員会
　　ワーキング（第３回）
令和　３年　９月　１日　　第３回
令和　３年１０月　７日　　第４回

⑨適格性審査会
令和　３年　６月１５日―　６月１７日　書面審議
令和　３年　７月２１日―　７月２８日　書面審議
令和　３年　８月２０日―　８月２７日　書面審議
令和　３年　９月１３日―　９月１７日　書面審議
令和　３年１１月１５日―１１月１８日　書面審議（定例）
令和　３年１２月２３日　　第１回
令和　４年　１月１９日　　第２回
令和　４年　３月　２日―　３月　３日　書面審議

⑩政策研究所
令和　３年　５月１８日　　第１回
令和　４年　２月　１日　　第２回

⑪国立大学協会の会費・予算等の在り方に関するワーキンググループ
令和　３年　８月　５日　　第１回
令和　３年　９月　７日　　第２回
令和　３年　９月２７日　　第３回

⑫地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革WG
令和　４年　２月　８日―　２月１５日　書面審議

⑬第4期中期目標期間に向けた課題検討ワーキンググループ
令和　３年　４月１３日　　第１２回
令和　３年　５月１４日　　第１３回
令和　３年　５月２７日　　第１４回

⑭第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ
令和　３年　８月　６日　　第１回（第４期中期目標期間における
　　運営費交付金検討WG）
令和　３年　８月２０日　　第１回（運営費交付金に係る評価検討部会）
令和　３年　９月　８日　　第２回（運営費交付金に係る評価検討部会）
令和　３年１０月　７日　　第３回（運営費交付金に係る評価検討部会）
令和　３年１０月２５日　　第４回（運営費交付金に係る評価検討部会）
令和　３年１１月　４日―１１月８日　書面審議（運営費交付金に係る評価検討部会）
令和　３年１１月２４日　　第２回（第４期中期目標期間における
　　運営費交付金検討WG）

⑮組織運営体制等検討WG

なし

（４）その他の会議等

令和　３年１０月２２日　　令和３年度 記者・論説委員等との懇談会

【その他の活動】

（５）意見、提言、要望書等の提出、面談等

※各資料は「Ⅲ　意見、提言、要望書等」のページに掲載

令和　３年　４月２７日	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う科学研究助成事業に関する要望（日本学術振興会、文部科学省研究振興局）
令和　３年　６月１７日	国公立大学振興議員連盟総会（第１９回）
令和　３年　８月１８日	国公立大学振興議員連盟総会（第２０回）
令和　３年　９月２９日	予算・税制改正要望書提出（国公立大学振興議員連盟執行部・加盟議員等）
令和　３年　９月３０日	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う私費外国人留学生の新規入国の緩和に関する要望
令和　３年１０月　１日	予算・税制改正要望書提出（文部科学省幹部）
令和　３年１０月　８日	補正予算に関する要望書提出（文部科学省・国公立大学振興議員連盟執行部・加盟議員等）
令和　３年１０月１２日	予算・税制改正要望書提出（全国知事会副会長）
令和　３年１１月　９日	予算・税制改正要望書及び補正予算に関する要望書提出（文部科学大臣・副大臣・政務官）
令和　３年１１月１０日	予算・税制改正要望書提出（全国知事会会長）
令和　３年１１月１７日	予算・税制改正要望書提出（公明党・浮島智子議員）
令和　３年１１月２２日	予算・税制改正要望書提出（立憲民主党・斎藤嘉隆議員）
令和　３年１２月　８日	国公立大学振興議員連盟総会（第２１回）
令和　３年１２月１０日	文部科学省「水際対策強化に伴う対応に関するタスクフォース」ヒアリング
令和　３年１２月１３日	予算・税制改正要望書提出（全国知事会副会長）
令和　３年１２月１７日	「大学ファンド及び特定研究大学制度（仮称）の創設等を通じた我が国の研究力の強化について（意見）」

（６）広報活動

・一般社団法人国立大学協会概要2021（和文・英文）の刊行
・一般社団法人国立大学協会会員名簿’２１の刊行
・広報誌（国立大学）の刊行（第６０号～６３号、別冊第１９号）
・ホームページの改善、掲載内容の随時更新（一般向け、会員向け）

・国立大学法人等職員統一採用試験に関する広報

（7）研修事業等の実施

令和　３年　６月　２日	国立大学法人等担当理事等連絡会議（資金調達・資産運用）
令和　３年　７月２８日	国立大学法人総合損害保険研修会
令和　３年　８月２６日	国立大学法人トップセミナー
令和　３年　９月　３日－　４日	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（ＵＤＷＳ）
令和　３年　９月３０日	国立大学法人等担当理事等連絡会議（コロナ禍の経験を活かしたカリキュラム改革）
令和　３年１１月２４日	大学マネジメントセミナー（DX（デジタルトランスフォーメーション）について）
令和　３年１２月　７日－　８日	国立大学法人等若手職員勉強会
令和　４年　２月１０日	国立大学法人新任学長（就任予定者）セミナー
令和　４年　３月１１日	新規理事・事務局長就任予定者研修会

・大学改革シンポジウム

令和　３年１１月　１日	第２０回大学改革シンポジウム（DX新時代における大学の在り方について）

・大学改革シンポジウム（地方開催）

令和　３年　９月２６日	福島大学研究・地域連携成果報告会－地域の願いそれが大学の研究となる－（福島大学）
令和　３年１１月　２日	大学連携シンポジウム「地域の未来にSDGｓをどう活かせるか―大学の役割と実践の知恵」（茨城大学）
令和　４年　２月１４日	地方における新たな大学改革モデルの構築に向けて～大学等連携推進法人制度を活用した大学間連携～（山梨大学）
令和　４年　２月１９日	ケーブルテレビ・学校・教育委員会・大学の連携で目指す教育の未来と社会の姿（愛知教育大学）

・防災・日本再生シンポジウム

令和　３年１０月３０日	災害治療学シンポジウムin千葉2021 ポストコロナ禍における複合災害に備える～防災のいまを考える～（千葉大学）
令和　３年１１月　８日	危機管理シンポジウム（テーマ：防災ひとづくり×まちづくり～持続可能な社会を目指して（香川大学）
令和　３年１１月　９日	事前復興と国土強靭化への取組みによる巨大自然災害への対応（愛媛大学）

令和　３年１１月１４日	防災人材交流シンポジウム『つなぎ舎』（名古屋大学）
令和　３年１１月１７日	オープンディスカッション　地域を知り、命を守る～パンデミック下での分散避難～（広島大学）
令和　３年１１月２０日	感染症・自然災害などの多様な脅威にどう備えるか～大学改革を通じた地方自治体との協働体制の構築に向けて」～（大分大学）
令和　３年１１月２７日	これからの災害ボランティア・地域の支えあい～紀伊半島大水害１０年とコロナ禍の経験から～（和歌山大学）
令和　３年１１月２７日	九州地区防災・減災シンポジウム in宮崎 2021～ニューノーマルにおける防災・減災を考える～（宮崎大学）
令和　３年１１月２８日	日本一の原子力立地　福井県における防災危機管理X「東日本大震災から１０年をふりかえる～広域避難」（福井大学）
令和　３年１２月１１日	桜島大規模噴火時の降灰による地域社会への被害想定と減災対策（鹿児島大学）
令和　３年１２月１３日	新型コロナ感染拡大と防災―ジェンダー・ダイバーシティの視点から展望をひらくー（埼玉大学）
令和　４年　１月２２日	高知大学防災推進センターシンポジウム「災害からの事前の避難に必要な情報とは？」（高知大学）
令和　４年　２月１６日、２８日	東日本大震災からの産業再生・経済復興の検証と展望（東北大学）

・国際交流事業

令和　３年　５月２６日	U.S.-Japan Higher Education Engagement StudyAdvisory Board Meeting
令和　３年　７月２０日	日英交流事業「The Japan-UK higher education dialogue 2021: Opportunities and challenges for higher education collaboration in the new era」
令和　３年１０月２０日	日仏独交流事業「2021 Trilateral university leaders' meeting - France - Germany - Japan "Future university development beyond pandemic times"」
令和　３年１１月１８日	日台交流事業「2021 Taiwan-Japan University Presidents' Virtual Forum "Moving Forward: Taiwan-Japan Academic Collaboration in the New Era Experiencing the Global Pandemic"」
令和　４年　１月２０日	英国研究評価制度REF及び社会的インパクト評価に係る講演会「大学における社会的インパクトとは？―英国の事例に学ぶ―」

（８）その他の活動

①関係団体等の諸会合への参加

【入試関係】

令和　３年　４月　２日　大学入試のあり方に関する検討会議（第24回）
令和　３年　４月２０日　大学入試のあり方に関する検討会議（第25回）
令和　３年　５月２４日　大学入試のあり方に関する検討会議（第26回）
令和　３年　６月２２日　大学入試のあり方に関する検討会議（第27回）
令和　３年　６月３０日　大学入試のあり方に関する検討会議（第28回）

【就職関係】

令和　３年　４月１９日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会（第５回）
令和　３年　６月　７日　就職問題懇談会（第１回）
令和　３年　７月２１日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　幹事会（第３回）
令和　３年　７月２９日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　採用・インターンシップ分科会（第1回）
令和　３年　８月３０日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　産学連携推進分科会（第１回）
令和　３年　９月２７日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　採用・インターンシップ分科会（第2回）
令和　３年１０月１４日　就職問題懇談会（第２回）
令和　３年１０月２２日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　産学連携推進分科会（第２回）
令和　３年１１月１７日　就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会（第３回）
令和　３年１１月２５日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　採用・インターンシップ分科会（第3回）
令和　３年１１月２９日　就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議（第６回）
令和　３年１２月１６日　就職問題懇談会（第３回）
令和　３年１２月２２日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　産学連携推進分科会（第３回）
令和　４年　１月２７日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　採用・インターンシップ分科会（第4回
令和　４年　２月１０日　就職問題懇談会（第４回）
令和　４年　２月１０日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　採用・インターンシップ分科会（第5回）
令和　４年　２月１５日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　幹事会（第４回）
令和　４年　２月２１日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　産学連携推進分科会（第４回）
令和　４年　３月１６日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　採用・インターンシップ分科会（第6回）
令和　４年　３月１７日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　産学連携推進分科会（第５回）

【国際関係】

・ＪＡＣＵＩＥ（国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会）関係

令和　３年１０月２０日　日仏独交流事業「2021 Trilateral university leaders’ meeting – France – Germany – Japan “Future university development beyond pandemic times”」
令和　３年１１月１８日　日台交流事業「2021 Taiwan-Japan University Presidents’ Virtual Forum “Moving Forward: Taiwan-Japan Academic Collaboration in the New Era Experiencing the Global Pandemic”」

・UMAP（アジア太平洋大学交流機構）関係

令和　３年　５月２８日　UMAP国際理事会
令和　３年　８月２４日―　９月１０日　UMAP日本国内委員会（第１回）（書面審議）
令和　３年１０月２９日　UMAP国際理事会
令和　４年　２月２８日―　３月２５日　UMAP日本国内委員会（第２回）（書面審議）
令和　４年　３月２５日　UMAP国際理事会

・その他

令和　３年１０月２７日　日本留学試験　実施委員会（第１回）
令和　４年　３月２８日　日本留学試験　実施委員会（第２回）

【著作権関係】

令和　３年　６月２４日　著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（第１回）
令和　３年　７月１６日　著作物の教育利用に関する関係者フォーラム座副主幹会議（第１回）
令和　３年１２月２３日　著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（第２回）
令和　４年　３月２４日　著作物の教育利用に関する関係者フォーラム　高等教育専門ワーキング・グループ（第1回）
令和　４年　３月３１日　著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（第３回）

【その他】

令和　３年１０月　１日　科学者委員会男女共同参画分科会（第25期・第6回）・
同アンケート検討小分科会（第25期・第3回）
令和　４年　２月１７日　教育未来創造会議ワーキング・グループ　ヒアリング
令和　４年　３月　３日　科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・
イノベーション会議有識者議員との会合　意見交換
令和　４年　３月１０日　内閣府男女共同参画推進連携会議 業界における女性の活躍促進チームとの意見交換

②報告書等の刊行等

・一般社団法人国立大学協会概要2021（和文・英文）
・国立大学協会　概要'21（会員名簿）
・広報誌「国立大学」第60号～63号、別冊第19号
・「国立大学法人職員必携」（令和3年版）
・一般社団法人国立大学協会ANNUAL REPORT（令和2年度）
・「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言―」
・国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第18回追跡調査報告書
・「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第9回フォローアップ調査結果
・「国立大学における大学・大学院教育の経済的効果に関する調査研究」報告書
・2021年　国立大学法人　基礎資料集（本編・会員限定）

③要望書等の受理

令和　３年　３月２５日　令和2年度夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議議事録及び要望書

令和　３年　５月１０日　要望書（30年近く変化のない非常勤講師の地位改善について
男女共同参画を非正規研究員にも）
令和　３年　９月３０日　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う私費外国人留学生の新規入国の緩和に関する要望

令和　３年　６月　３日　提言書（日本工学アカデミー2021年緊急提言―博士後期課程大学院生に対する支援の強化にあたって―）
令和　３年　７月２０日　産業教育の振興に関する要望書(専門高校の充実に関する要望書)
令和　３年　７月２０日　専門高校生徒の進学機会の拡大等に関する要望書
令和　３年１０月　４日　令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト出題教科『情報』の取扱いについて（要望）
令和　３年１０月　８日　家庭に関する学科等で学ぶ生徒の進学機会の拡大等についての要望書
令和　３年１１月　２日　「第63回全国産業教育振興大会（埼玉大会）」における大会決議について
令和　３年１２月２３日　日本若者協議会「グローバル教育に関する提言」
令和　４年　１月２８日　2024年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学協会の基本方針-
令和　４年　２月１７日　教育未来創造会議ワーキング・グループ　ヒアリング
令和　４年　３月　３日　科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合　意見交換
令和　４年　３月２９日　令和３年度夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議議事録及び要望書

④外国からの訪問者（団体）対応
令和　３年　９月２７日　駐日チリ大使ら来訪

Ⅱ　各種会議等議事録、議事概要

（1）総会　・・・

一般社団法人国立大学協会

令和３年度第１回通常総会（令和３年６月）議事録

日　　時　　令和３年６月１４日（月）　１１：００～１７：００

場　　所　　遠隔会議（Web 会議）により開催

出 席 者　　各国立大学法人学長

　　各大学共同利用機関法人機構長

○　永田会長（議長）から、総会の公開について諮る旨の発言があり、総会の午前中は人事に関する事項である新会長選出の意向投票に係る開票を行うことから非公開とし、１４：３０から再開する総会については公開することとした。

○　議長から、Web 会議について映像や音声に不具合がなく、相互に意思表明ができることについて確認がされた。

○　議長から、開会の発言があった。

○　正会員８５名のところ、８２名の出席及び２名の委任状を得ており定足数を満たしていること、及び長谷川 総合研究大学院大学長は遅れて総会に参加することについて確認がされた。

○　議事録署名人として、議長、山崎副会長及び林副会長の３名を選出した。

○　前回総会以降に就任した各学長の紹介があった。

議　事

１．支部推薦理事の選任について

議長から、資料１に基づき、役員の任期が満了したことに伴い、各支部から支部推薦理事の推薦があった旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり選任した。

２．支部推薦委員の所属委員会について

議長から、資料２に基づき、支部推薦委員の所属委員会について各支部から選出された旨の説明があり、これを確認した。

３．会長選出の意向投票について

議長から、会長選出の意向投票の開票を行う旨発言があった。

次いで、戸渡常務理事から、資料３、資料３-１に基づき、会長選出手続き及び事前に郵送により行った会長選出の意向投票について説明があり、これを確認した。

続いて、田野監事の立会いのもと開票が行われ、結果について次のように報告があった。

投票総数：８５票、有効票数：８５票、無効票数：０票

得票のあった者：

大野英男（東北大学）、田中雄二郎（東京医科歯科大学）、益　一哉（東京工業大学）、永田恭介（筑波大学）、牛木辰男（新潟大学）、松尾清一（東海国立大学機構）、湊　長博（京都大学）、西尾章治郎（大阪大学）、槇野博史（岡山大学）、佐野　輝（鹿児島大学）

（１１：４５から１４：３０まで休会した。）

４．会長の選考結果について

議長から、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、次期会長について、永田恭介 筑波大学長が再任となった旨の報告があった。

５．会長指名理事の選任について

及び

６．専務理事、常務理事の選考結果について

議長から、会長指名理事候補者として、穴沢眞 小樽商科大学長、林佳世子 東京外国語大学長、伊東千尋 和歌山大学長、岡正朗 山口大学長、山口宏樹 前埼玉大学長、戸渡速志 事務局長の６名を、令和５年６月定時総会終結の時までとして指名した旨の説明があり、審議の結果、これらの候補者を選任した。

７．副会長の選考結果について

議長から、次期副会長として、本日開催された理事就任予定者の会議において、大野英男 東北大学長、林佳世子 東京外国語大学長、牛木辰男 新潟大学長、西尾章治郎 大阪大学長、が選考された旨の報告があった。

また、議長から、本協会定款第２３条第３項に基づく副会長の順序について、大野 東北大学長、西尾 大阪大学長、牛木 新潟大学長、林 東京外国語大学長の順とされた旨の報告があった。

８．理事の役割分担等について

議長から、追加資料１及び２に基づき、理事の役割分担等について、本日開催された理事就任予定者の会議において決定された旨の説明があり、審議の結果、これを了承した。

９．監事の選任について

議長から、次期の監事候補者として、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、田野俊一 電気通信大学長及び上田孝典 福井大学長が選考された旨の説明があり、審議の結果、これらの候補者を選任した。

１０．会長補佐の指名について

議長から、会長補佐として、藤井輝夫 東京大学長、中野聡 一橋大学長、長谷川眞理子 総合研究大学院大学長、山崎光悦 金沢大学長、野田敦敬 愛知教育大学長、平川南 人間文化研究機構長が指名された旨の報告があった。

１１．各種報告事項

(1)事業報告

議長から、資料４に基づき、前回総会以降の国立大学協会の活動について、事業報告を取りまとめた旨の説明があった。

(2)理事会の審議状況について

常務理事から、資料５に基づき、政策会議及び理事会の審議状況等について説明があった。

(3)各委員会等の活動状況について

議長から、資料６に基づき、各委員会等の活動状況を取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から以下のとおり報告があった。

①岡 入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 「大学入試のあり方に関する検討会議」の審議状況、令和７年度以降の一般選抜における大学入学共通テストの科目について等、入試委員会および WG の双方で検討すべき事項であることから、委員会と WG を合同で開催した。主な審議内容については、資料６-１のとおりである。
- 第１回入試委員会にて、大学入試センターより３月２４日付けで公表された「平成３０年告示高等学校学習指導要領に対応した令和７年度大学入学共通テストからの出題教科・科目について」の内容について説明があった。その後、新たに教科が追加された「情報」の取り扱いと、「５教科７科目の原則」について議論を行った。議論の結果、各大学へ意見照会を行うこととなった。
- 第３回入試委員会にて、４月１４付けで各大学へ行った意見照会の結果について事務局より説明があり、意見照会の結果を踏まえ、新たに教科が追加された「情報」の取り扱いと、「５教科７科目の原則」について議論を行った。

本件については、引き続き入試委員会で議論を進めていく予定である。

・来年度入試に係る、「国立大学の２０２３年度入学者選抜についての実施要領」（案）について審議を行い、資料 10 のとおり案を取りまとめ、４月２８日開催の第１回理事会にて承認された。
・今年度入試に係る「国立大学の２０２２年度入学者選抜についての実施要領」については、昨年６月１５日付けで公表しているところであるが、６月４日付けで文部科学省より公表された「令和４年度大学入学者選抜実施要項」において、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症への対応として、共通テストの追試験日程の変更や、個別学力検査の追試験設定の要請などが出されたことを受け、入試日程等の改訂について議論を行った。議論の結果、改訂内容について、各大学へ意見照会を行うこととなった。各大学におかれましては短期間の照会となり恐縮だが、ご協力のほど、よろしくお願いしたい。

②大野 教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
・１点目は、電子ジャーナルをめぐる問題について、国大協は、令和元年の総会で、「電子ジャーナルを含めた学術情報基盤充実への支援」に関し、文部科学省に検討を要請し、令和２年１月から文部科学省において検討会が設置された。
・このたび、文部科学省において、「我が国の学術情報流通における課題への対応について」として審議まとめが取りまとめられたことを受け、第５回教育・研究委員会において説明が行われた。
・審議まとめでは、大学に要請される具体的取組についても明記されているため、各大学において適宜ご参照いただきたい。
・また委員会では、文部科学省に対し、国として諸課題の解決のための実効性のあるアクションを牽引していただくよう、さらなる検討を要請したところである。
・２点目は、安全保障貿易管理について、１月の総会でも報告したところだが、経済産業省において、「みなし輸出」管理を見直す方向で検討が進んでいる。
・第５回教育・研究委員会では、経済産業省からこれまでの貿易管理による規制に加え、追加で許可が必要となる者の案が示されるとともに、大学側に求められる注意義務の範囲等について説明があった。
・これに対し、見直し案の実施にあたっては、大学において適切に対応できるよう、事例集や Q&A を含めた、わかりやすいガイドラインによる丁寧な説明とともに、体制整備を行うための十分な時間の確保などを経済産業省に求めたところである。
・これら国大協からの意見も踏まえ、６月１０日に経済産業省から報告書が公開されているので、必要に応じ経済産業省のウェブサイトをご確認いただきたい。
・また、国大協から申し入れているガイドラインについても、経済産業省で作成中とのことで、定まり次第各大学にお知らせするので、ガイドラインに沿い、体制整備等ご検討いただきたい。

続けて、伊東 教育・学生小委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

・教育・学生小委員会では、４月２６日、６月３日の２回にわたり、これからの大学教育のあり方について検討を行い、今後の国立大学総体としての教育力の向上に向けた、各会員大学での取組みの参考となるよう報告書を作成した。既に事務局から周知しているとおり、報告書は国大協会員大学専用ホームページに掲載している。

・報告書には、中長期的視点に立った、これからの大学教育について、社会が求める高度な人材の育成を念頭に、多様な教養知識に裏打ちされた専門知識を持つ人材の育成等が重要であること、また、そのような人材育成に向けては、デジタル化を念頭に、大学間連携等による教育改善の重要性等、多様な手法をいかに融合して、学修者個人にとって最適な教育を展開できるかといった点、さらに、ＡＩの活用等による教学データの分析やエビデンスベースでの教育改善の重要性等、各会員大学から多岐にわたった意見等がまとめられている。

・報告書では、調査結果の回答を各大学の許可の範囲で全文掲載しているので、是非ご参考いただき、教育の改善・充実に繋げていただきたい。

・また、６月３日に開催した本委員会では、デジタル化が一層加速していく中で、距離的制約がなくなることにより国内外の大学間連携が一層重要との意見がある一方、単位互換が進むことで、各大学の価値や存在意義が問われてくるため、大学間連携の際には、個々の大学における教育内容の標準化と個性の両立が重要であるといった意見や、DX 化が進むこれからの時代においては、教育研究を様々な形で支援する教員以外の高度な人材が必要であることなど様々な意見があった。

③山崎 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

・７月２０日にUUK（英国大学協会）との共催で、オンラインによる日英の大学の学長又は副学長レベルの会議を実施することとしており、５月１８日付けで各大学に募集通知をお送りした。

・６月１１日の締め切り日までに、計２２大学から参加申し込みがあった。

・また、１０月には日・仏・独の３か国間のオンライン会議、１１月には日本と台湾でのオンライン会議も予定しているので、先生方におかれましてはご多忙のことと思うが、各大学からの積極的なご参加をお願いしたい。

・現在、米国教育協議会（ACE）において、日米間における高等教育関連の諸状況を分析するとともにデータベース化する事業が進められており、国大協からも必要なデータの提供等を行った。

・完成に向け確認を進める中で、データベースや報告書の内容について、データの出典が示されていないなど、一部誤解を招くおそれがあることから、内容の改善に向けた意見の申入れを行ってきた。

・これらを受け、５月２６日に行われた日米双方のアドバイザリーボードメンバーでの

ミーティングにおいて、これ以上の改善の進展が見られないこと等から、成果物に係る責任の所在が ACE にあることを確認した。６月末に公開される予定となっているが、その際は ACE の責任において行われることとなっている。

④松尾 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

・資料６-５のとおり、２０２１年度の研修等を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、６月２日の担当理事等連絡会議【国立大学における資金調達・資産運用の現状とこれから】は対面から Web 開催へ変更し、６５名の理事等にご出席いただいた。東京大学、神戸大学、山梨大学には事例紹介をしていただいた。

・また、今後の研修事業について、トップセミナーは、８月２６日～２７日にローズホテル横浜にて開催予定である。開催通知は５月２６日付で発出しており、学長・機構長の先生方におかれましてはぜひご参加いただきたい。

・ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（UDWS）は、国立大学法人等のトップマネジメント人材の育成を目的として、役員、副学長、事務局長等の幹部教職員を対象とし、９月３日（金）から９月５日（日）にクロスウェーブ府中にて開催予定であり、５７機関から５７名の応募があった。６月４日（金）にファシリテーターによる会議を開催し、書類選考を行った結果、全員の受講を許可することとなった。

・参加者の内訳は男性 49 名、女性８名、平均年齢 56.7 歳となっている。第６期科学技術・イノベーション基本計画の中でも女性割合が明示されているように、大学のトップマネジメント層の女性割合の増加に向け、将来は女性の参加者割合が３割以上になることが望ましい。

・選考結果については、６月中旬に応募のあった各機関宛に通知する予定である。受講者にはこの後、研修会当日までの間に事前課題及びレポートに取り組んだうえで、研修会当日を迎えていただく。

⑤山口 政策研究所所長から、以下のとおり報告があった。

・政策研究所では資料６-６のとおり、５月１８日に運営委員会を開催した。そこで審議された内容の中から２点報告する。

・１点目は、委託研究最終報告について、政策研究所では委託研究として「国立大学の経済効果に関する調査研究」（大学院教育に関する経済効果）を令和元年度から実施し、この度資料６-６-１のとおり最終報告書をまとめた。本報告書では、エグゼクティブサマリーに示されるとおり、大学（学部）・大学院の経済効果について、期待生涯所得、教育投資効果（期待収益率）共に大きな効果を有していることが確認でき、これは地方国立大学が地方に居住する学生にとって、量的、質的共に高い水準の教育機会の提供を効率的に行っていることを意味すると結論付けている。なお、この最終報告については、国大協ホームページへの掲載及び冊子の作成等を進めていく。

・２点目は、令和３年度の新たな委託研究の決定について、運営委員会において新たに３

つの委託研究課題を決定した。テーマは「国立大学法人における寄附金獲得のための新しい制度・スキームに関する調査研究」、「国立大学大学院の領域横断的な人材養成実態に関する調査研究」及び「大学教育のデジタル・トランスフォーメーション(DX)と質保証に関する研究ー国立大学はどのような公共的役割を担えるのか？ー」である。

(4)各支部の活動状況について

議長から、各支部会議の活動状況について、資料７のとおりとりまとめた旨報告があった。

続けて、議長から関東・甲信越地区支部の代表として、令和３年１１月１２日に開催する第２回国立大学協会通常総会について、当初は山梨での開催を予定していたが、新型コロナウイルスに係る昨今の状況を踏まえ、今年度は関東・甲信越地区での開催を見送り、２年後の秋の総会の当番校を関東・甲信越地区が担当する方向で調整していくことについて、関東・甲信越地区支部会議にて認められた旨、報告があった。

(5)会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

①「国立大学協会創立７０周年記念式典」について、令和３年３月８日の総会終了後に開催した。本来は一橋講堂に一同に会しての開催と、式典後には祝賀会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の状況からオンライン配信とした。

②大学入試のあり方に関する検討会議について、前回総会以降に第２３回～第２６回の会議が開催された。概要については資料８-１のとおり。

続けて、岡 入試委員会委員長より以下のとおり補足があった。

・第２３回については、「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜」について川嶋副座長より論点整理が示された後、委員の中で意見交換を行った。当日は山口専務理事に代理で出席いただき、秋季入学においての共通テストの活用については、当面各大学の判断に任せるべきということ、大学入試センターの存続について、国が最優先事項として考えるべきであることの２点を発言していただいた。

・第２４回については、文部科学省から「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」での審議のまとめについての報告、大学入試センターの山本理事長からは、「平成３０年告示高等学校学習指導要領に対応した令和７年度大学入学共通テストからの出題教科・科目」についての説明、川嶋副座長より、「記述式問題の出題のあり方」について論点整理が示され、委員の中で意見交換を行った。

・第２５回については、令和３年度大学入学共通テストについて山本理事長からご説明い

ただいた後、「４技能による総合的な英語力評価のあり方について」及び「経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮について」について、川嶋副座長より論点整理が示された後、委員の中で意見交換を行った。
高等学校段階における英語力の可視化についてと、アドミッション・ポリシーへ公平性や経済的な配慮についての記載をすべきかどうかについて、意見を述べさせていただいた。

・第２６回については、「大学入学者選抜協議会」の設置の報告と、英語４技能評価および記述式試験の導入についての推進策を中心に、検討会議の最終まとめに向けて意見交換が行われた。

・今年度より新たに設置された「大学入学者選抜協議会」については、これまでの「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」（以下、改善協議）の協議内容を引継ぎつつ、中長期的な対応が必要な事項を含め、国・大学入試センター・国公私立大学・高校等関係者で入試について協議を行う場となる。
本協議会については、「大学入試のあり方に関する検討会議」において、関係団体の協議の場を常設化する必要性が指摘されたことを受け、年数回の開催だった改善協議と異なり常設化されることとなり、国立大学協会からは入試委員長と副委員長が委員として出席している。
意見交換の中で、国立大学協会として３点申し上げた。１点目は、記述式問題・英語４技能について、国、大学入試センター、大学が一体となって良問を作る研究を継続していくことに期待したいということ。２点目は、双方を推進するためには、好事例の公表、予算及び人的な支援、導入が進んでいない大学への時限的な補助が考えられるのではないかということ。そして３点目として、性的志向、性的マイノリティー等の入学者数を公表すべきとの意見があり、これらのセンシティブな事項については、その取扱いは慎重に行うべきである旨、発言させていただいた。
今後は、これまでの議論を踏まえ、審議のまとめに向けて意見交換を行っていく予定である。

③「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が４月１９日に経団連により開催された。昨年度の議論をとりまとめた報告書については、既に会員大学へ国大協事務局からお知らせしているので、今後の各大学での取組に活用願いたい。また、５月１７日には萩生田文部科学大臣と Web 面談し、報告書をもとに意見交換が行われた。産業界側は、共同座長の中西会長の代理として経団連の渡邊副会長等が出席し、大学側は共同座長として大野副会長が出席した。

続けて、大野 副会長より、以下のとおり補足があった。
面談では、報告書の３つの柱である「対面とリモートによるハイブリット教育等のニューノーマルによる新たな大学教育の実現（設置基準等含む）」「産学連携におけるリカレント教育の充実」「学生目線からの新たなインターンシップの在り方」について文部科学大臣に説明したところ、文部科学大臣からは「提言については今後の施策の検討にあたり、十分に参考にさせていただきたい」とコメントいただいた。

④令和３年度の国立大学法人ガバナンス・コード及びその適合状況等の報告書様式については、昨年度から変更しないことが国立大学協会、文部科学省、内閣府の３者において確認された。また、５月１３日付で各国立大学法人にその旨の報告を行ったところである。

続けて、山崎 ガバナンス制度改革 WG 座長より、４月から新規に就任された学長先生方も少なくないことから、改めて以下のとおり補足があった。
国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等の報告は、義務感で強制されて行うものではなく、各法人が自主的に取り組むべきことであり、自ら定期的にガバナンス体制の点検と結果の公表をすることを通じて、社会に対する説明責任を果たし、社会からの理解と信頼を得ることが重要である。本コードへの適合状況等の報告について、毎年度少なくとも１回、今年度からは原則１０月末までに行っていただくようお願いしたい。
また、令和２年度に公表した報告書についても、今回、４月８日に文科省から示された「令和２年度国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等の報告の確認」で課題の見られる事例とされた項目への対応や、そのほか記載内容等に大幅な変更等が生じた場合には、年度途中でも更新を行い、社会に示していくことが重要であるため、適宜修正等をお願いしたい。
なお、修正いただいた場合には、国立大学協会への報告も合わせてお願いしたい。

⑤総合科学技術・イノベーション会議「世界と伍する研究大学専門調査会」において、世界と伍する研究大学を実現するために必要な制度改革および大学ファンド事業に係る制度の調査・検討が行われている。６月８日に第４回の検討会が開催され、国立大学の学長経験者である松本元京都大学長、平野前大阪大学長、里見前東北大学長、五神前東京大学長がヒアリングに参加された。学長選考、学長選考会議に関する課題点など大学のガバナンスの重要性や、大学改革を推し進めるために必要な財源の確保、充実などについて事例発表が行われ、大学ファンドの在り方に関して意見交換が行われた。ヒアリング参加者からは、大学を新しい経営体としていくために、学長選考について学外や他分野・他業界からの登用の必要性や、臨機応変な先行投資の判断力と実行力を支えるリーダーシップとガバ

ナンスの構築、またそれを実現するためには自由度をもって活用できる手段と財源が不可欠である等の意見があった。会議資料については、内閣府のホームページに掲載されている。次回は6月３０日１０時～１２時に開催予定である。本検討会については、各大学としても動向を注視していただくようお願いしたい。

⑥文部科学省「第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」について、3月１１日に第6回、4月１６日に第7回、5月１９日に第8回の会議が開催された。3月１１日の第6回では、国大協に対するヒアリングが行われ、西尾副会長とともに出席し、国大協としての意見を申し述べた。4月１６日の第7回を経て、5月１９日の第8回では、文部科学省より審議まとめ（案）が示され、意見交換が行われた。次回6月に開催する検討会において、最終まとめとする予定となっている。
本検討会の内容については事務局より各大学へ案内を行っているが、予算関係等重要な議論が行われているため、各大学において引き続き動向を注視していただきたい。

⑦6月１７日に衆議院第２議員会館１階多目的会議室において、第１９回国公立大学振興議員連盟総会が開催される予定となっている。今回は富山大学の齋藤学長と北島理事に、新型コロナウイルス感染症関連の研究成果についてご紹介いただく予定である。
本議連総会は、国立大学の現状と成果を議員の方々に伝え、理解いただくことで、今後の運営費交付金等の要望の実現に向けて、支援につなげることのできる重要な機会である。今回は緊急事態宣言が発令されている状況であることから、出席について広くお声掛けはしないが、近隣の大学（１都３県）の会員校の先生方におかれましては、ご参加いただけると幸いである。

⑧日本私立大学連盟会長より、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が現在もなお継続していることから、今年度も科研費の研究期間延長の特例措置を継続する要望を、国公私連名で4月中に出したいとの相談があった。要望書については、急な対応となったことから副会長の先生方に緊急でご確認いただき、私立大学団体連合会・公立大学協会と調整の上、４月２７日に国大協からは戸渡常務に対応いただき、日本学術振興会 江﨑理事、及び文部科学省塩崎審議官を訪問し、要望書を手交した。

⑨4月９日に自民党政務調査会より、教師の養成・採用・研修・支援に向けての提言のための意見照会が各関係団体に届き、締切が4月１６日と期間が短かったことから、会長一任にて回答した。
回答の概要としては、学習内容の高度化や学校の小規模化に伴う配置教員数の減少といっ

た現状の中で、教員養成系大学及び学部が抱える多様な課題に対して、国大協でこれまでWG 等で議論してきた内容を踏まえて意見を提出した。

１２．令和２年度の実績報告について

戸渡常務理事から、資料９-１及び９-２に基づき、令和２年度の事業報告書（案）及び決算報告書（案）について説明があり、引き続き上田監事から、資料９-３に基づき、監事監査結果について報告があり、審議の結果、これを承認した。

１３．国立大学の入学者選抜についての 2023 年度実施要領（案）等について

岡 入試委員会委員長から、資料１０に基づき、「国立大学の２０２３年度入学者選抜についての実施要領（案）」について説明があり、審議の結果これを承認し、各大学あてに通知することとした。

１４．第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について－強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言－（案）について

西尾 第４期中期目標期間に向けた課題検討WG座長から、「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について－強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言－（案）」について、資料１１に基づき、以下のとおり修正箇所等の説明があった。

・標題について、趣旨を明確に示し、読み手に強い印象を与えることができるように、「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について－強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言－」に変更した。
・【資料１１：５ｐ】１．（１）について、国立大学の使命に関して法人法にも言及すべきとの意見を踏まえて、「平成１６年度の国立大学法人化後も、国立大学法人法第一条において、その目的・役割は変わることがないところである。」と追記した。
・【資料１１：６ｐ】（２）について、ステークホルダーは大学によって多様であり、重要度も異なることから例示を削除した。以降のページにおいてもステークホルダーの例示は削除している。
・【資料１１：６ｐ】（２）について、国立大学は多様性を重視し、新たな役割に総力をつぎ込む強い覚悟を示した記述に変更した。
・【資料１１：９ｐ】２．（６）の最初の段落については、年度評価の廃止を盛り込んだ国立大学法人法の改正を受けて、その旨追記した。これ以降も国立大学法人法の改正に伴う文言修正を行っている。
・【資料１１：１０ｐ】１行目から２行目にかけて、「教育・研究・社会貢献（医療等）」と

記載していたものを、社会貢献が医療中心であるとの印象を持たれないために「医療を含む」という記載に修正した。

・【資料１１：１６ｐ】２段落目について、地方創生の中核としての役割の重要性を示すため、「各地方にある」という文言を追記した。

・【資料１１：１７ｐ】（１）の２段落目について、文部科学省における、「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」の最終とりまとめに合わせる形で文言を修正した。

・【資料１１：１７ｐ-１８ｐ】（１）に記載していた留学生の授業料設定に関する記述を、（２）の最後の段落へ移動させた。

・【資料１１：２０ｐ】「繰越積立金」の段落に「教務システム等のIT化の基盤となる全学的なシステムの維持・更新等のための経費」という文言を追記した。

・【資料１１：１９ｐ-２０ｐ】２０ページから始まる「大学債等」の段落については独立した項目だったが、提言13との整合性をふまえ、１９ページから始まる（3）「自主財源確保のための規制緩和等」に内包する形で移動させた。

・【資料１１：２４ｐ】２４ページの（２）の最後の段落について、研究者倫理の必要性を追記した。

・【資料１１：２５ｐ】２５ページの（４）の最初の段落について、「ハラスメントのない」という文言を追記した。

・【資料１１：２６ｐ】２６ページの冒頭に「国立大学の決意」として、「強靭でインクルーシブな社会の実現に貢献するため、国立大学は設立以来の使命に加え、新たに機能を強化・拡張する。」と記載した。続けて、国立大学が担う役割を具体的に記載したうえで、新たな役割に総力をつぎ込む、強い覚悟を示す内容を追記した。

・提言は１から１８までの通し番号とした。

・【資料１１：２６ｐ】２６ページの提言１について、「中期目標・中期計画は各国立大学の個性・特色を活かした多様なものとすべきである。」と記載したうえで、「文部科学省は、国として我が国の高等教育の全体的なビジョン、国立大学をどのように維持・発展させていくかを明確にすべきである。」とした。

・この他、本文の修正に応じて必要な修文を行っている。

・【資料１１：３６ｐ】３６ページからは、文部科学省「第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（第６回）」における、国大協へのヒアリングの際に用いた資料を抜粋したものである。

・資料１１-１は、本提言の内容を簡潔にまとめた概要である。

審議の結果、軽微な修正は西尾座長及び会長一任とし、提言として確定後、公表することとなった。また、本提言については、６月１７日に開催される国公立大学振興議員連盟総会

においても説明することとする。

１５．令和３年度事業計画の修正について

議長から、令和２年度第４回通常総会において承認された令和３年度事業計画の修正について説明があった。続いて戸渡常務理事より、資料１２のとおり、大学改革支援・学位授与機構に置かれた「大学ポートレート運営会議」への国大協からの推薦委員について、従来は大学評価委員会委員長を推薦していたところ、昨今大学の情報発信等の広報の側面が重視されてきていることから、大学評価委員会委員長の代わりに広報委員会委員長を推薦したことに伴い、国大協内の所掌を整理する必要が生じた旨説明があった。

審議の結果、令和３年度事業計画の修正について承認された。

１６．令和３年度総会及び理事会の日程について

議長から、令和３年１１月の第２回通常総会については山梨県での開催は見送ることとし、東京で開催することについて提案が出された。審議の結果、本件について承認することとした。また、新型コロナウイルスの感染拡大状況により Web 開催となる可能性があることが確認された。

１７．その他

(1)各大学及び各関係機関等からの情報提供等について

①大学改革支援・学位授与機構

福田 大学改革支援・学位授与機構長から、資料１３に基づき、事務職員の派遣について説明があった。

②大学入試センター

山本 大学入試センター理事長から、資料１４に基づき、大学入学共通テスト及び試験問題作成委員の派遣について説明があった。

(2)国立大学法人を取り巻く当面の課題について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の状況」等について、意見交換を行った。

以　上

一般社団法人国立大学協会
令和３年度第２回通常総会（令和３年１１月）議事録

日　　時　　令和３年１１月１２日（金）　１５：１５～１７：００
場　　所　　ベルサール八重洲　ROOM「ABC」
出 席 者　　各国立大学法人長
　　各大学共同利用機関法人機構長

○　議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
○　正会員 85 名のところ、７９名の出席及び６名の委任状を得ており、定足数を満たしていることが確認された。
○　議事録署名人として、議長、大野 副会長及び西尾 副会長の３名を選出した。
○　令和３年１０月１日付で就任した学長の紹介があった。

議　事
Ⅰ　報告事項
１　事業報告
議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料１のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

２　理事会の審議状況について
常務理事から、理事会の審議状況等について、資料２のとおり報告があった。

３　各委員会等の活動状況について
議長から、各委員会等の活動状況について、資料３のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

（１）入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
・「国立大学の２０２２年度入学者選抜についての実施要領」（改訂案）、「２０２２年度国立大学入学者選抜についての各大学における入試業務上の留意点」、「２０２２年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について、書面審議を実施し承認され、既に各大学へ通知した。
・「２０２０年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」の改訂案について、現行の「国立大学協会の基本方針」で、共通テストの枠組みでの英語民間資格・検定試験及び記述式問題についての記載と、関連ガイドラインで運用停止としていた箇所の削除等について審議し、入試委員会案を取りまとめた。本件については、理事会書面審議及び総会書面審議を行い、9月２１日付けで公表を行った。
・大学入試センターから、２０２４年度に実施する大学入学共通テストにおける「情報Ⅰ」の経過措置について、7月２６日付で照会があり、各大学へ実施した意見照会の結果を踏まえて議論を行った。議論の結果、旧教育課程に対応した経過措置問題を作成する案

に対して、「情報Ⅰ」と経過措置問題の難易度に差が出ないことや、一定の平均点差が生じた場合の得点調整の実施などの条件を付した上で適当であると回答することで了承され、資料３－１－１のとおり入試センターへ回答した。

・９月２９日付で通知された「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告（補遺）」の内容について、文科省より説明があった。また、内容に関連して、２０２４年度に実施する入学共通テストにおける「情報Ⅰ」の経過措置について、大学入試センターより説明があった。以上の説明を踏まえ、２０２４年度以降の国立大学の入学者選抜の基本方針について議論を行った。本件については、今後も引き続き議論を行い、１月総会で公表することを目途に、新たな基本方針の作成を進めることにしている。

（２）国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

・７月２０日に英国大学協会と共催で、両国の学長等による国際会議をオンラインで開催した。これは国大協において実施した初のオンライン国際学長会議となった。

・１０月２０日にはフランス大学長会議とドイツ大学学長会議と合同で、3か国の学長等による国際会議をオンラインで開催した。いずれも多くの大学からご参加いただき、ポストコロナを見据えた海外の高等教育機関との更なる連携の支援という目的に資する、活発なご議論をいただいた。

・今後は１１月１８日に台湾とのオンラインによる学長会議を実施し、１月２０日には英国大学協会及びResearch England との共催で研究評価制度及び、社会的インパクト評価に係る講演会の実施を予定している。英国と共催の講演会については詳細が決まり次第ご連絡するので、是非ご参加いただきたい。

・通し番号３１ページの「３．国際交流委員会での議論について」について、２０２１年以降の教育の国際化に係る目標については、ポスト留学生３０万人計画を見据えた政策等を踏まえて国際交流委員会で検討していくこととなっている。第１回委員会では文科省を交えて意見交換を行うとともに、今後の政策立案の進展に応じて引き続き情報共有いただくように依頼した。

・「５．その他」についてEUA（欧州大学協会）から、各国・地域の大学団体が連携して世界の諸課題に対応するためのフォーラムの創設について提案があった。１０月７日に、永田会長及び小職等が、EUA の Michael Murphy（マイケル・マーフィー）会長らと打ち合わせを行い、国大協としても前向きに検討していきたい旨、意見を述べたところである。

（３）事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

・１０月１４日の事業実施委員会にて「令和４年度国大協保険の基本方針（案）」を策定した。本基本方針（案）については、１０月２２日の理事会にて承認された。

・８月２６日に「２０２１年度国立大学法人トップセミナー」を WEB 開催し、６３名の学長先生にご参加いただいた。

・９月３日から９月４日に、「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」をWEB開催し、５５名の方にご参加いただいた。各学長におかれては、是非参加者から概要をお聴き取りいただきたい。
・９月３０日に、「国立大学法人等担当理事等連絡会議【ポストコロナ期における新たな大学教育の在り方】」をWEB開催し、７７名の理事等にご出席いただいた。
・１１月１日に、「第２０回大学改革シンポジウム【DX 新時代における大学の在り方について】」をWEB開催し、大学関係者、一般の方、記者など３７６名にご参加いただいた。
・１１月２４日に、「大学マネジメントセミナー【DX 先進企業から学ぶ業務プロセス～国立大学の可能性を広げるデジタルトランスフォーメーション～】」を開催する予定である。

（４）第４期中期目標期間における運営費交付金検討WG座長から、以下のとおり報告があった。
・文科省において、本年６月に、「第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について 審議まとめ」が公表された。国大協においても、第４期中期目標期間における運営費交付金に関する課題を検討するため、６月１４日の理事会において、本WGの設置が承認された。
・８月６日に第１回のWGを開催した。第１回の検討事項として、客観的な共通指標、グループ分け及びミッション実現戦略分の在り方について検討を行った。これらの事項に係る具体的な内容については、本WGの下に、運営費交付金に係る評価検討部会を設置し、議論を継続することとした。
・評価検討部会を５回開催し、議論を重ね、共通指標の改善に係る在り方について検討を行っているところである。
・WG及び評価検討部会において、引き続き検討を行うとともに、予算編成の過程において文科省に意見を申し述べていく。

（５）国立大学協会の会費・予算等の在り方に関するWG座長から、以下のとおり報告があった。
・国立大学協会の会費に関する規程では、現行の会費算定基準の適用は令和３年度までとなっていることから、本年６月１４日に開催された臨時理事会において本WGが設置された。これまで、３回に渡ってWGを開催し、「国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する検討報告」のとおり結論を得た。１０月２２日に開催された第４回理事会において報告を行い、協議の上で、会費規程の一部改正等について承認を得たところである。

４　各支部の活動状況について
議長から、資料４のとおり各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。
また、各支部より以下の報告があった。
・大野 東北大学長より、電子ジャーナルの経費について、各大学で様々な工夫をしてはいるものの、個別の大学での対応には限界があり、より大きな枠組みでの対応が求められているという意見があった旨報告があった。

・湊 京都大学長より、近畿地区で開催することとなっている令和４年度の秋の総会について、奈良女子大学、奈良教育大学、奈良先端科学技術大学院大学が共同で開催する旨報告があった。その後、ホスト校の今岡 奈良女子大学長より一言挨拶があった。

５　会長からの報告

会長から、以下のとおり報告があった。

①経団連と国公私立大学団体の代表者より構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」について、７月２１日に「幹事会」が開催された。資料は５－１のとおり。

・昨年度に引き続き、大野先生には就職問題懇談会の座長として、十倉経団連会長とともに共同座長にご就任いただいている。
・今年度は４月に公表された報告書等を踏まえて、引き続き２つの分科会にて検討を進めることとなる。
・産学連携推進分科会については、位田滋賀大学長に分科会長として昨年度に引き続きご就任いただいている。
・産学連携推進分科会では、ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育の実現に向けた対応や、Society5.０人材育成に向けたリカレント教育プログラムの検討等について議論していくこととされている。
・採用・インターンシップ分科会では、学生のキャリア形成支援についての教育活動と採用選考活動のあり方や、新たな理解に基づくインターンシップの類型等について議論を深めることとされている。

続けて、大野 副会長より以下のとおり補足があった。

・幹事会は、分科会でどのような議論をするべきか方向性を決めるところであり、私からは、産学連携推進分科会に関しては、大学教育、産学連携、地域活性化人材の育成という観点から、カーボンニュートラルを含めた実践の場としての人材育成を含む産学連携を検討テーマに追加することについて申し上げてきた。
・採用・インターンシップ分科会の方向性については、前回の理事会で奈良女子大学の今岡先生から、博士人材の育成支援について産業界に対して発言をするべきだというご意見があったので、そのように多様な博士人材を広く活用していただきたいということを申し上げてきた。
・その後 10 月 14 日に就職問題懇談会が開催され、そこでは学生の学習環境の確保が最重要であること、令和５年度卒業修了予定者に係る就職採用活動日程についても現行の日程の維持を求めること、ワンデーインターンシップという呼称を使わないことを産学で合意したにもかかわらず必ずしも浸透していないため、政府においてより取り組みを求めることについて合意したところである。

②魅力ある地方大学を実現するための支援の在り方については、これまで文部科学省中央教育審議会大学分科会にて議論してきたところ、本年８月に大学分科会としての目指すべき方向性が公表されたのでご報告する。

・大学分科会には、国立大学からは大野先生や長谷川先生、湊先生、越智先生に委員としてご参加いただいている。
・7月１３日に、「地域連携プラットフォーム等の構築促進に向けたシンポジウム」が開催された。このシンポジウムは、先進的な取組を進める大学等の事例発表等により、各地域における取組みを一層推進する目的で開催された。国立大学からは山梨大学、九州大学よりご発表いただいた。シンポジウムの資料については文科省ウェブサイトに掲載されているのでご参考いただきたい。

③総務省の独立行政法人評価制度委員会により、国立大学法人の直面する課題等を把握し、国立大学法人評価や組織・業務見直しの実施状況を確認する等の目的で、８月５日にヒアリングが実施され、山口専務理事にご対応いただいた。

④6月１７日に第１９回国公立大学振興議員連盟総会が開催された。
・国大協からは、6月１４日に公表した、「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言―」の説明を行った。
・また、社会への還元が期待できる研究成果・活動の状況、新型コロナワクチン接種への国立大学の対応状況などについて説明を行った。
・その後、富山大学の齋藤学長および北島理事より、新型コロナウイルスに対するヒト・スーパー中和抗体に関する研究成果をご紹介いただいた。
・また、８月１８日に国公立大学振興議員連盟第２０回総会が開催された。
・国大協からの説明として、国立大学が第４期を迎えるにあたり、予算の充実に向けて取組もうとしていること、担っていくミッションと、そのためにお願いしたい支援を中心にご説明させていただいた。
・文科省からは、令和４年度概算要求に向けた検討状況等について説明があり、質疑・意見交換が行われた。
・令和四年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議が採択され、河村建夫会長より丹羽秀樹文部科学副大臣へ決議書が手交された。
・資料については、国大協会員専用ＨＰに掲載しているのでご覧いただきたい。

⑤9月２９日に令和４年度における国立大学関係予算の充実及び税制改正等要望のため、自民、公明両党の国公立大学振興議員連盟の役員等を訪問し、要望書を手交した。資料は５－５－１のとおり。
・１０月１日には、文部科学省幹部を訪問し、要望書及び新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生の入国が制限され、私費外国人留学生については入国ができない事態が長期化していることを受け、私費外国人留学生の新規入国の緩和に関する要望書を手交した。
・文部科学省文教施設企画・防災部とともに、１０月１２日に全国知事会副会長であり文教・スポーツ常任委員会委員長でもある浜田香川県知事を訪問し、要望書を手交した。これを受け、１０月２７日には全国知事会より末松文部科学大臣に「地域の知の拠点としての地方大学施設の整備充実に向けての提言」が提出された。また、１１月１０日に全国知事会

会長である平井鳥取県知事にも要望書を手交した。

・また、政府において補正予算に向けた動きが急遽出たことから、１０月８日に、文部科学省幹部及び自民、公明両党の国公立大学振興議員連盟役員等を訪問し、令和３年度補正予算に関する要望書を手交した。時間的な制約があったため、会員大学に諮らず発出したことについてご理解をお願いしたい。

・１１月９日に末松信介文部科学大臣、副大臣及び政務官を訪問し、令和４年度予算・税制改正等に関する要望書及び令和３年度補正予算に関する要望書を手交し、また、私費外国人留学生の入国制限の緩和がなされたところであるが、さらに入国枠の拡大についても要望した。

・要望書については各大学の連絡担当窓口宛てにデータでもお送りしているので、各大学において行われる要望活動等にも適宜ご活用いただきたい。

⑥７月１３日に共産党より、第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方及び若手研究者の雇用状況等についてヒアリングがあり、山口専務理事にご対応いただいた。国大協からは「１８の提言」について概要を説明し、理解と支援を求めた。

⑦国立大学法人ガバナンス・コードについて、この度、各法人において本コードに対する適合状況等の報告書を各法人のＨＰで公表していただいた。

続けて、牛木座長より、以下のとおり報告があった。

・全ての法人より本コードへの適合状況の報告書を１０月３１日を締め切りとして公表していただいた。今年度公表した報告書について記載内容等に大幅な変更が生じた場合は、年度途中でも自主的に適宜修正等ご対応いただきたい。

・昨年度と同様、今年度内に文科省において外部の有識者からなる第三者会議の意見を踏まえ確認が行われ、後日各法人へ確認の結果が周知される予定である。

・また、令和４年４月に施行される国立大学法人法の改正を踏まえ、国立大学法人ガバナンス・コードの変更が年度内に行われる予定で意見交換を行っている。引き続き、各法人におかれましてはガバナンス体制の見直しや強化を行っていただき、社会からの理解と信頼の獲得の一助としていただきたい。

⑧個人情報保護法については、これまで行政部門、独立行政法人部門、民間部門それぞれで異なる法律となっていたところ、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に対応するため、本年５月の改正により、３つの法律を１つに統合し、全国的な共通ルールが法律で設定されることとなった。

・これまで学問の自由の観点から法律の適用外であった学術研究に係る個人情報保護の義務に関して、安全管理措置等、一部の義務が課せられることとなっている。

・改正内容の一部は来年４月に施行されることとなるので、各学長におかれては、規程の変更等、遺漏なきようお願いする。

・なお、本件に係る情報については、１１月１日に会員校に情報提供させていただいているので、適宜ご参考いただきたい。

⑨日本学術会議との意見交換の実施について報告する。７月２７日に梶田日本学術会議会長と懇談を行った。その際、学術会議としては開かれた組織として外部と連携する機会を設けたいと考えていること、国大協としても外部との意見交換に努めていることから、国大協の理事会において広く科学技術振興について意見交換の場を設けることで合意した。次回１２月開催の理事会に日本学術会議をお招きし、意見交換を行う予定としている。

⑩総合科学技術・イノベーション会議「世界と伍する研究大学専門調査会」において、大学ファンド事業に係る制度の調査・検討が行われているところ、７月２７日に資料５－６－２のとおり中間とりまとめ案が了承され、公開された。

・一方で、資料５－６－３のとおり文科省に「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」が設置された。
・１１月１０日の第３回検討会議では、資料５－６－４のとおりこれまでの意見の確認及びガバナンス、規制緩和等、指定・評価について議論された。
・なお、この検討会議の開催を受け、９月１０日に文科省を訪問し、当方からは特定研究大学における学長と、最高意思決定機関である合議体との役割分担を明らかにすべきこと、また、合議体の権限と責任を明らかにすべきこと、規制緩和はすべての大学を対象にすべきである旨等をお話しした。

・また、先般の私費外国人留学生の入国制限について、ワクチン接種済者への待機期間が１０日間となっている等、国立大学としても、留学生の入国に関しては受入れ機関としての責任を十分に踏まえ、管理体制の整備等に遺漏がないよう万全を尽くしていただきたい。
・文科省において水際対策 PT が設置されており、手続き等に関し疑義がある場合には、適宜問い合わせいただきたい。

Ⅱ　協議事項

１．国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する検討報告について

林 WG 座長から、国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する検討報告及び一般社団法人国立大学協会会費規程の一部改正等について、資料６のとおり説明があった。

・現行の会費算定基準は、基本額９０万円に学生数及び財政規模等についての規模別の負担額を加えた額を基礎額とし、職員を国立大学協会に出向させている場合に基本額９０万円を免除して各会員の会費額としている。
・見直しにあたっては、①第３期中期目標期間における各法人の財政規模の推移、②国立大学協会の決算状況、③新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の事業展開、④法人統合による会費収入の減額影響、⑤職員を出向派遣する会員への支援充実などについて、論点を整理しながら検討を行った。
・平成２８年度の会費改定時に発生していた繰越額である約２億３千万円については、会費の減額や新規事業の展開により、令和２年度決算では約１億７千万円に縮減されている。令和４年度以降についても、新型コロナの影響等を勘案した上で、拡充した事業を引き続き実施するとともに、今後見込まれる法人統合による会費収入の減額や、出向者派遣会員

大学に対する支援の充実に充当することで引き続き計画的に縮減していくことが適当であるとしている。

- なお、法人統合による会費収入の減少に対し、正会員以外の大学からも会費徴収が可能か検討を行った。しかしながら、定款において正会員が会費を納めること、令和元年１１月の総会において正会員は国立大学法人とすることが確認されており、本 WG では正会員の位置づけが理事会等で変更された際に会費規程の見直しを検討することとした。
- 現行の会費算定基準は、基本額、規模別負担額ともに適当であるとしている。なお、職員を派遣している会員に対する支援の充実を図るため、会費からの基本額免除については廃止し、新たに出向契約に基づく出向料として支援額を増額することが適当であるとしている。
- 会費算定基準の適用期間については、現行と同様に６年間とすること、また、突発的な事象等により会費額を見直す必要が生じた場合への対応として、２年目、４年目に確認を行うことが適当であるとしている。
- 以上の検討報告に基づき、会費規程を一部改正するとともに、出向料の申し合わせを新設する。出向料の申し合わせの主な内容としては、出向者１名の場合は年１５０万円、出向者２名の場合は年３６０万円を支払うというものである。なお、会費の一部免除の申し合わせについては廃止する。

- 松尾 東海国立大学機構長より、会費規程の改正については異論はないが、１法人複数大学における法人の長でない学長の国大協会議等への参加の在り方について、今後国大協で検討していただきたい旨発言があった。

審議の結果、原案のとおり、会費規程を一部改正することとなった。

２．国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について

松尾 事業実施委員会委員長より、国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について、資料７のとおり説明があった。

- 昨年度の３月に事業実施委員会から保険運営委員会へ総合損害保険の安定的な制度維持について諮問し、９月に開催された保険運営委員会にて「答申に関する論点整理」が策定された。論点整理内容について、事業実施委員会での審議及び、各大学に対して意見照会を行った結果、いずれも国大協保険の見直しの方向性について賛同いただく内容だった。これを受けて、保険運営委員会にて、資料７－１及び７－２のとおり、「国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について（答申）」と「令和４年度国大協保険の意見書」が策定され、答申及び意見書をもとに、事業実施委員会にて「令和４年度国大協保険の基本方針（案）」を、資料７のとおり策定した。
- 本日は基本方針（案）について協議いただきたい。今回、ご意見等をいただきたいのが「第３ 安定的な制度維持について」である。近年、基本補償となる財産基本や賠償責任保険、労災保険などで構成されるメニュー１全体の損害率が継続的に上昇していることから、安定的な制度維持のための対応策について検討し、２つの方針を策定した。
- １点目は、「火災事故防止策による支払保険金の削減方策」についてである。損害率悪化の

要因の１つとして、多額の保険金支払いをもたらす火災事故が頻発している。その多くが各大学の研究室や実験室での不注意によるものであり、近年は研究室の実験機器等も高額化していることから損害額も大きくなっている。各大学へ日々の安全管理の徹底等、火災事故防止への対応力を強化することをお願いすると同時に、リスクマネジメント専門会社に、大学等に対する調査・ヒアリング等を依頼し、その成果をもとに、事故防止に向けた好事例、参考規則・マニュアル等を大学間で共有するなど、火災事故防止策の周知徹底を図ることを実践する必要があると考えている。

・２点目は、「安定的な制度維持のための保険料算定方法の見直し」についてである。近年、悪化した損害率が続いており、今後についても大きく改善する見通しが立たないことから、損害率に応じた保険料の設定となるように損害率調整係数の改定及び全体係数の再導入を行い、メニュー１財産保険の保険料算定方式の見直しを早急に行う必要があると考えている。

・損害率調整係数とは、各大学のこれまで発生した事故に伴う損害率に応じて適用される係数のことで、事故を起こしていない大学は割引され、事故を起こした大学には割増係数が適用される仕組みとなる。事故の再発防止と事故を起こしていない大学へのインセンティブにつなげられ、かつ保険料の増減に幅を持たせた設定とするよう、「０.８５～１.５程度」の範囲で検討したいと考えている。

・全体係数とは、加入機関全体の損害率に応じて一律に適用される係数のことである。国大協保険創設時から２０１０年までは全体係数を導入していた経緯があり、その後、国大協保険の損害率安定に伴って廃止している。今回は、全体係数の再導入となるが、事故を起こしていない大学や事故が少ない大学については、全体係数と損害率調整係数とを組み合わせることで保険料値上げの影響が小さくなるよう、「０.９～１.２程度」の範囲で検討したいと考えている。

・なお、本基本方針（案）については、本日協議いただいた上で確定版とし、１１月中下旬を目途に各大学へ通知させていただく予定である。

・総会後の流れとしては、確定した基本方針を基に、損害率調整係数及び全体係数について引受保険会社との交渉等を行い、次年度の保険料確定に向けて準備を進めていく。

・また、「火災事故防止策による支払保険金の削減方策」で挙げたリスクマネジメント専門会社による大学等に対する調査・ヒアリング等については、今年度より開始する予定としている。対象となる大学等へは国大協事務局より個別にご相談するので、その際はご協力いただきたい。

審議の結果、原案のとおり、「令和４年度国立大学法人総合損害保険の基本方針」を確定させることとする。

３．諸規則の改正等について

戸渡常務理事より、一般社団法人国立大学協会支部規程の一部改正について、資料８のとおり説明があった。

・一般社団法人国立大学協会支部規程の一部改正について、新旧対照表現行の第４条第２項においては、支部推薦理事の選出方法について無記名の投票と規定しているところである

が、支部によっては協議による選出が行われていることから、現状にあわせて協議による選出もできるよう改正を行うものである。

・別表１、別表２については、すでに国立大学法人法の改正が行われているが、令和４年４月１日に国立大学法人の統合により、北海道地区支部において「小樽商科」「帯広畜産」「北見工業」の３法人が「北海道国立大学機構」となり、また近畿地区支部において「奈良教育」「奈良女子」の２法人が「奈良国立大学機構」となることから、「東海国立大学機構」設立の際の取り扱いに準じて、別表１の所属会員の改正を行うとともに、別表２において法人数の改正を行うものである。

・なお、この改正は新たに設立される２機構の国立大学協会への入会を前提に改正しているが、入会に当たっては国立大学協会定款第７条に定めるところにより、入会申込書の提出、総会での承認が必要となるため、別途手続きをお願いしたい。

・また、別表２注書き２のとおり、「国立大学法人に理事長が置かれる場合は、当該地区支部の委員定数の合計を理事長数分増員する」こととなっており、「この場合、最小数の委員会から増員すること」となっていることから、北海道地区支部においては広報委員会に新規１名、近畿地区支部においても、広報委員会に追加で１名の委員を選出するようお願いしたい。また、東海・北陸地区の東海国立大学機構においても令和４年４月から理事長が置かれることから、広報委員会に追加で１名の委員を選出くださるようお願いしたい。

・なお、今回の所属会員の改正により、各地区支部ごとの法人数と支部推薦理事数について不均衡が生じることとなるが、理事定数の変更については総会において審議が必要であり、今回示している改正案は理事数の変更を行わない数にしている。東京地区と近畿地区が法人数は同一となるが、理事数の変更を行わないことを前提にして、大学数の多い近畿地区の理事数を現状のままとしている。なお、過去、支部推薦理事等の定数の見直しを行った際には、「役員体制等検討ワーキング・グループ」を設置して検討を行った経緯があるので、ご審議の結果、変更について検討する必要があればワーキング・グループを設置し、一年程度かけて検討していただく必要がある。

審議の結果、原案のとおり支部規程を一部改正することとなった。また、支部推薦理事数の不均衡に係る問題及び松尾 東海国立大学機構長より発言のあった法人の長でない学長の位置づけについては、理事会で検討することとなった。

Ⅲ　その他

１．関係機関からの情報提供について

（１）　山本 大学入試センター理事長より、大学入学共通テストに関して、新型コロナウイルス感染症への対応や、出願受付状況、予備日程を含めた試験日程、令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告等の説明があった。併せて、試験問題作成委員の派遣の協力について、試験問題作成委員の確保が困難になっており、各大学等には一層の協力をお願いしたい旨説明があった。

（2）　吉岡 日本学生支援機構理事長より、日本学生支援機構で実施されている奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業について説明があった。

○　議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
令和３年度第３回総会（令和４年１月）議事録

日　　時　　令和４年１月２８日（金）　１５：１０～１７：００
場　　所　　遠隔会議（Web 会議）により開催
出 席 者　　各国立大学法人長
　　各大学共同利用機関法人機構長

○　議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
○　正会員８５名のところ、８３名の出席及び２名の委任状を得ており、定足数を満たしていることが確認された。
○　議事録署名人として、議長、牛木 副会長及び林 副会長の３名を選出した。

議　事
Ⅰ　報告事項
１　事業報告
議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料１のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

２　理事会の審議状況について
常務理事から、政策会議および理事会の審議状況等について、資料２のとおり報告があった。

３　各委員会等の活動状況について
議長から、各委員会等の活動状況について、資料３のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

（１）国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
・台湾の FICHET（フィチェット）との共催で、昨年１１月にオンライン学長会議を開催した。日台 116 大学の学長・副学長等総勢 132 名にご参加いただき、意見交換と情報共有を行った。
・英国大学協会及びResearch Englandとの共催で、１月２０日に英国研究評価制度REF（レフ）及び社会的インパクト評価に係るオンライン講演会を開催した。講演会では、REF の目的・考え方や、研究による社会へのインパクト創出の大学における把握、及びステークホルダー等への適切な説明方法などに関し、事例提供及び質疑応答が行われた。５０の国立大学から学長、理事、副学長、事務局長等２００名以上にご参加いただいた。後日、国大協ウェブサイトに詳細報告記事を掲載するので、適宜ご参照いただきたい。

（２）事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
・１月１３日（木）に開催した事業実施委員会において、令和４年度の事業実施委員会事

業計画及び研修等事業計画を作成した。事業計画については２月の理事会を経て、３月の総会で決定する予定である。トップセミナーについては、８月２５日（木）～２６日（金）にローズホテル横浜にて開催予定となっている。

・「新任学長（就任予定者）セミナー」を２月１０日（木）に開催する予定である。濱田前信州大学長の講演後、文部科学省を交えた意見交換を行う予定としている。

・「新規理事・事務局長就任予定者研修会」を３月１１日（金）に開催する予定である。野地徳島大学長をはじめ、文部科学省等の講演後、意見交換を予定している。

（３）第４期中期目標期間における運営費交付金検討 WG 座長から、以下のとおり報告があった。

・「運営費交付金の配分における共通指標の改善に係る方向性について」は、これまで本 WG 及びその下に設置した部会において検討を重ねるとともに、各大学に意見照会を行い、いただいたご意見を基に WG においてさらなる検討を進め、１２月２２日の理事会での協議を経て、同日、文部科学省に資料３－７－１のとおり意見を提出した。

・なお、閣議決定された来年度予算案では、共通指標による傾斜配分の対象経費は令和３年度の額が維持されており、当該経費の増額は食い止められた。

・また、これまで国立大学協会として求めてきた「経営改革」に係る指標よりも教育・研究の指標を重視すべきであるという意見についても、教育・研究の指標に対する配分額が増加したことで、一定程度反映される結果となった。

・さらに、各大学の教育・研究の質の向上に向けた改革努力を的確に反映するための工夫として導入を求めていた「伸び率」を加味することについても、新たにこの仕組みに組み込まれることとなった。

・なお、教育研究、経営改革に関する評価指標及び項目に関して見直しを求めた事項についても、全てではないが対応いただいている。

・意見照会の際にご意見をいただいた大学はもとより、WG 及び部会の委員の先生方には感謝を申し上げる。

・また、社会的インパクトの創出に向けた戦略的な取り組みを後押しするミッション実現戦略分の経費の仕組みについては、１８の提言で求めていた各法人のビジョンに基づく機能の強化、拡張を行うための特色ある取り組みに対する支援制度の創設と同趣旨のものとして組み立てられており、また、毎年度ごとではなく中期目標期間を通じた評価とされている点は評価できると考えている。社会的インパクトの評価方法については、その検討状況を今後も注視していきたい。

４　各支部の活動状況について

議長から、資料４のとおり各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

５　会長からの報告

会長から、以下のとおり報告があった。

①文部科学省科学技術・学術審議会の下に、新たに「大学研究力強化委員会」が設置された。

・この委員会では、世界と伍する研究大学のみならず、多様な大学群の形成に向けて、研究力強化に向けた施策や、地域の中核となる大学の支援策等、幅広い観点から議論を行うこ

ととされている。
・国立大学からは、主査として大野 東北大学長にご就任いただき、藤井 東京大学長には委員としてご参画いただいている。

続けて、大野 副会長より以下のとおり補足があった。
・５５ページの①は、大学の研究力強化に向けて、概算要求も視野に入れつつ中長期的な課題についても継続的に調査審議するというものであり、②は大学ファンドについて、③は地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージについて検討するという構成になっている。
・１月１７日に第２回が開催された。
・総合振興パッケージのあり方や、大学研究力に係る大学の強みや特色を伸ばす取り組みの強化という観点で意見交換を行った。
・委員からは、総合振興パッケージの施策が一部の限られた大学を対象とするのではなく、より裾野を広げた支援策となることが重要であり、安定的な研究基盤の確保に向けた持続可能な資金循環が重要である等の意見があった。
・各省の施策が一つの見える形になったのは今回が初めてだと思われ、今後、そのパッケージとしての実態を整えていく必要がある。
・また、大学側からの要望についても、国立大学からインプットをぜひお願いしたい。
・委員 17 名のうち、７名が国立大学の関係者となっている。
・次回は ２ 月 ７ 日に開催予定で、本委員会の議論の進捗に関しては、会員大学に引き続き情報を共有させていただきたい。

②１２月３日付で、「教育再生実行会議」の後継として、「教育未来創造会議」が立ち上げられた。国立大学からは、益 東京工業大学長に委員としてご参画いただいている。

続けて、益 東京工業大学長より以下のとおり補足があった。
・教育未来創造会議、並びにそのワーキンググループについては、資料と発言メモがすべて Web 上に上がっており、５９ページに URL を記載しているため、ご参照いただきたい。
・委員の構成について、教育再生実行会議が、内閣総理大臣と官房長官及び文部科学大臣と有識者であったことに対して、今回の教育未来創造会議は、内閣総理大臣が議長で、官房長官、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、その他に総理大臣が指名する総務、財務、農水、国交、環境大臣が入っている。さらに１５人の有識者が加わっており、１５人のうち８名が女性という構成である。
・１２月２７日に第１回の会議が開催された。
・本会議の論点について、未来を支える人材を育む大学等の機能強化、新たな時代に対応する学びの支援、学び直しを促進するための環境整備といった項目がある。
・６６ページには WG の構成員が示されている。
・１月２４日に WG の第１回会合が開催された。
・６７ページから６９ページに議論する論点案が示されている。１２月２７日の第１回本会議で各委員がそれぞれ２分ずつ話した項目を取りまとめたものである。
・第１回 WG では各委員が５分ずつ、１２月２７日の本会議では踏み込めなかった内容につ

いて説明した。個別の委員の発言録は後日 Web 上に公開される予定である。
・７０ページから８９ページがこちらから提出した資料である。
・第２回の WG は２月１７日に開催予定で、論点は大学の機能強化となっている。
・委員の構成について、高等教育機関としての大学への意見をお持ちの方がいる一方で、また若干異なる視点をお持ちの方もおり、多様な委員構成となっている。
・こちらとしては、国立大学の機能について説明させていただこうと思っており、内容については永田会長とも意見交換させていただいているところである。
・その他、皆様からも発言しておくべき内容等があれば、ご意見いただきたい。

③今般のオミクロン株への緊急避難的な予防措置として、外国人の新規入国が停止されたことを受け、文部科学省内に関係団体等が抱える課題や要望等を聞き対応を検討する「水際対策強化に伴う対応に関するタスクフォース（水際対策 TF）」が立ち上げられた。
・昨年１２月１０日に、水際対策 TF によるヒアリングが行われ、牛木 国際交流委員会委員長が、資料５－３－１のとおり、国大協としての課題と要望事項について説明を行った。

続けて、牛木 副会長より以下のとおり補足があった。
・留学生の入国が１１月８日に再開したところ、１１月２９日にはオミクロン株の影響で再び入国停止になってしまった。そのような状況の中で、１２月１０日の会議で国大協としての意見を求められたため、９０ページのとおり資料を作成した。
・ヒアリングは国公私の大学団体に加えて、日本の教育機関を代表する様々な機関の留学に関係する者が出席し、国大協からは将来の親日家の育成の観点からも、外国人留学生の受け入れが非常に重要であることや、水際対策に対する現状の問題点等について、資料に基づいて発言した。
・また、国費留学だけではなく私費留学についても審査が滞っていることや、審査だけでも始めていただいて、いつでも入れるようにして欲しいということ、それから在学期間の延長に関する財政支援のお願い等も行った。
・本件は急なヒアリングだったため、課題要望事項を会員校全ての皆様に聞くことができず、幾つかの大学に留学生数等をお聞きしてまとめたものであるため、抜けている部分もあるかと思うが、ご理解いただきたい。また、ご協力いただいた大学の方々には、この場を借りてお礼申し上げる。
・仮に入国条件として厳しいルールを課せられるとしても、国大協としては解決していきたいと考えており、ぜひ入国できるようにしていただきたいとお願いした。今後も引き続き、そのような方向で進めていきたいと考えている。

続けて、議長より以下のとおり報告があった。
・この件に関連して、先日、政府から新たに水際対策に係る今後の方針が表明されたことを受け、国大協の英語版・日本語版双方のウェブサイトに、資料５－３－２のとおり日本への入国を待っている留学生へのメッセージを掲載したのでご報告する。
・これからも要望を社会に向けて、ご理解いただけるように発出していきたい。

④１２月８日に第２１回国公立大学振興議員連盟総会が開催された。

・初代会長の河村建夫先生、初代事務局長の冨岡勉先生のご勇退に伴い、新会長を元文部科学大臣の塩谷立先生に、新事務局長をうえの賢一郎先生にお願いすることとなった。
・国大協からの説明として、国立大学関係予算の充実及び税制改正等の要望事項を説明させていただいた。
・また今回は、全国知事会事務総長から資料５－４－１のとおり、地方大学の振興について要望していただいた。続いて文部科学省から、令和４年度概算要求における主な要求事項、大学ファンドに関する検討状況、国立大学法人等施設整備についてそれぞれ説明があり、質疑・意見交換が行われた後、資料５－４－２のとおり、令和４年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議が採択され、塩谷会長より鰐淵洋子文部科学大臣政務官へ決議書が手交された。
・また、１２月１７日に財務省に赴き、藤原崇財務大臣政務官に対し、塩谷会長から上記決議書が手交された。
・議連総会については会場の都合により、各大学への案内は行わなかった。
・資料については、国大協会員専用ＨＰに掲載しているので、ご覧いただきたい。

⑤１１月１７日に公明党、１１月２２日に立憲民主党に対して令和４年度税制改正要望について、書面にて要望事項を送付した。
・１２月１３日には全国知事会副会長であり文教・スポーツ常任委員会副委員長である阿部長野県知事宛て要望書を手交した。

⑥令和４年度予算（案）が、１２月２４日に閣議決定された。
・これを受けて、同日中に議連の主要メンバーを訪問し、今回の尽力に対するお礼とともに、今後のさらなる支援について要請を行った。
・今回の予算（案）は、国大協として要望活動を行い、議員連盟等のご理解・ご支援を得て、文部科学省においてもご尽力をいただいた結果だと考えている。
・学長先生方におかれても、地元の各方面に対して積極的に働きかけていただいたことにお礼申し上げるとともに、地元議員等へのお礼についてもよろしくお願いする。

⑦1月１２日に堀内ワクチン担当大臣、佐藤厚生労働副大臣、島村厚生労働大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官より職域追加接種に関するヒアリングがあり、１・２回目接種での課題や３回目接種に向けた各大学の意向等について意見交換を行った。

⑧文部科学省に設置された「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」において、資料５－５－１のとおり論点整理がなされ、CSTI に対し提出する方針が示された。
・文部科学省の議論にあたり、国大協として各大学の意見を取りまとめ、資料５－５－２のとおり、「大学を起点に社会変革を牽引するためには、本制度を通じ一部の大学の研究力を強力に押し上げる一方で、その他の国立大学の強化も併せて進め、国立大学総体として我が国全体の研究力の向上に寄与することが必要である」等の意見書を作成し、１２月１７日に文部科学省に対して提出した。
⑨内閣府の総合科学技術・イノベーション会議「世界と伍する研究大学専門調査会」におい

て、資料５－６－１のとおり、大学ファンド事業に係る制度等についての最終とりまとめが行われた。

・会議資料については、内閣府のHPに掲載されているので、ご確認願いたい。
・最終とりまとめを踏まえ、今期通常国会に関連法案が提出される予定である。

続けて、藤井 東京大学長より、以下のとおり報告があった。

・まず世界と伍する研究大学のあり方についての件と、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの件について議論があり、最終的にはCSTIの本会議の方で決定されると思われる。
・２点目は総合知関係について、総合知戦略の検討が複数回にわたって行われているところであり、現状は様々な実例をお示しいただきながら議論を進めている。
・３点目は教育・人材育成ワーキンググループについて、公教育の中での全人的な教育と、個別最適な学びというものを、どのように国民全体をカバーする形で、多様な子供たちをカバーする形で進めていけるかということについて、社会総出で進められるよう、CSTIや中教審、そして産構審の皆様にお集まりいただき議論している。昨年末に中間まとめが出たので、意見募集をお願いしていたところである。
・その中ではSTEAM教育のことや、科学技術分野について、女性の活躍をどのようにプロモートしていくかといったことも含めて議論をしている。
・４点目は日本学術会議のあり方に関する政策討議について、この間CSTIの委員と日本学術会議の皆様と全９回にわたって議論をしてきた。
・議論の中で、日本学術会議の改革がいったい何のための改革なのか、明らかにすることが重要であるとされた。
・現在、国や社会から求められている役割や期待に対して、学術というもののあり方、価値を、広く社会全体にご理解いただきながら、どのような部分を強化していくべきかという点についても、重要なポイントとして議論された。
・また、パンデミック、あるいはカーボンニュートラルなどの問題等、ますます複雑化する地球規模の課題に対して、日本学術会議が持つ多様な知を結集して、学術の立場から中立的な提言をしていくことへの期待が非常に高まっている状況であり、日本学術会議としてはしっかりと応えていくため、重点的に強化するポイントについて議論を進めてきたところ、先日「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」がCSTIのホームページに公開されたので、ご確認いただきたい。

Ⅱ　協議事項

１．「2024年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学の基本方針-（案）」について

岡 入試委員会委員長から、「2024年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学の基本方針-（案）」について、資料６のとおり説明があった。

・原案について各大学に意見照会を行った。資料６については、回答を踏まえ修正を行ったものとなっている。
・212ページの「ＳＴＥＡＭ人材」の記述について、定義や用法に関するご意見があった。

また、最終段落に高等学校の新しい学習指導要領で学んだ高校生が初めて受験することになる入試であることを追加するご意見などがあり、記述を修正した。

- 213 ページ【大学入学共通テストと個別学力検査等の組み合わせ】について、「それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき」という記述について、１次試験である共通テストの科目についてもアドミッション・ポリシーに基づいて課されるものであるとのご意見があり、記述の位置を変更した。
- 213 ページ【「６教科８科目の原則」】について、これまでの基本方針では、一般選抜において、第一次試験として共通テストを課し、「高等学校における基礎的教科・科目の学習の達成度を測る」ことを目的として、「５教科７科目の原則」を謳ってきたところである。
- 高等学校の新しい学習指導要領においては、「情報Ⅰ」が必履修科目として設定され、この「情報Ⅰ」が国数英などと同様に基礎的な教科・科目として共通テストに追加されることとなった。
- 国立大学は、国大協の「１８の提言」において、これからの情報社会に向けた、数理・データサイエンスの知識を持った人材育成の中核を担うとしており、今後「情報」に関する知識については、大学教育を受ける上での必要な基礎的な能力の一つとして位置付けられていくと考えられる。
- 国立大学にとって一般選抜で共通テストを課す目的については変わるものではなく、これらを踏まえ入試委員会としては、高等学校における学習の達成度を測るというこれまでの考え方に基づき、一般選抜においては第一次試験としてこれまでの「５教科７科目」に「情報」を加えた６教科８科目を課すことを「原則」とすることで、結論としたところである。
- なお、2024 年度に実施される共通テストについては、既卒者への配慮として現在の学習指導要領の内容に対応した経過措置問題が出題される。
- 特に「情報Ⅰ」の経過措置問題については、「情報Ⅰ」と一定の平均点差が生じた場合には、得点調整を実施することが適当であるとして、大学入試センターに対し意見を提出していた。
- 経過措置問題の出題形式や得点調整の有無については、１２月１７日付で大学入試センターより詳細が公表された。「情報Ⅰ」の経過措置問題についても、現学習指導要領に対応した「旧情報」が出題されること、また、「情報Ⅰ」と「旧情報」の間で得点調整を行うことが決定されたところである。
- 補足説明として、第９回入試委員会の場で高等学校における「情報」の教育環境について、文部科学省から見解を説明頂いたので併せてご報告する。
- 「情報Ⅰ」の取扱いについては、各大学からは高等学校における「情報」担当教員の臨時免許状・免許外教科担任が多いことによる教育環境の不安についてのご意見があったところである。
- 文部科学省からは、教育環境には大きな地域差がないと認識しているが、情報科担当教員の専門性の向上を目指し、研修用教材・実践事例集の作成・公表を行うとともに、「情報」免許状を有する教員に「情報」を担当させるための教員の再配置や採用について、各都道府県に対してヒアリング等も実施しながら指導体制の充実に努めていく旨、説明があった。
- 入試委員会としても、教科「情報」に限らず、臨時免許状については各都道府県教育委員会により授与されたもの、免許外教科担任については、校長等が各都道府県教育委員会に申請・許可されたものであると承知しており、何れも学習指導要領に沿った指導がなされ

ているものと考えている。

・高等学校においては、新しい学習指導要領が来年度から始まることになり、「情報Ⅰ」についても必履修科目であることから、指導に向けたご準備をされているものだと認識している。

・215 ページ【「総合型選抜」・「学校推薦型選抜」】について、総合型・学校推薦型選抜を「今後も取組を加速・拡大していく」としていることを踏まえ記述を修正した。

・216 ページ【総合的な英語力の評価】の「英語４技能」について、新しい学習指導要領ではこの表現を使用していないとのご指摘があり、「読む」「書く」「聞く」「話す」と修正した。

・216 ページ【高度な記述式試験の開発・調査書等の活用】について、217 ページ文末の「今後は～」以降の表現についてご意見があり、「調査書の電子化の議論を踏まえ対応していく」と記述を修正した。

・217 ページ【入学定員管理の在り方】について、原案では、「学部レベルの留学生について、運営費交付金返納の対象となる定員超過率の算定対象外とすること」を国に求める旨の記述としていた。

・これについて本記述は入学者選抜には直接的には関係のない事項であること、また、削除しても元々国大協の「１８の提言」に対応した内容であり、国大協として既に国に要望していることなどを踏まえ、記述を削除した。

・217 ページ【外国人留学生選抜の在り方】について、留学生の学修に関する記述についても同様に、入学者選抜には直接関係のない内容であるとして記述を削除した。

・217 ページ【ICT を活用した入学者選抜】について、オンライン面接等を実施するにあたり、軽減される業務もあるが、新たに負担が増えた業務もあるとのご意見があり、業務負担についての記述を追加した。

・218 ページ【各大学における入学者選抜体制の強化】について、「統一的な入学者受入システム」の記述が分かりにくいとのご意見があり、具体例を示す形で記述を修正した。

審議の結果、原案のとおり基本方針が承認された。

Ⅲ　その他

１．国立大学法人を巡る状況について

「留学生の入国対応」「総合振興パッケージ」「大学ファンド」等について、意見交換が行われた。

２．大学入試センターからの情報提供について

山本 大学入試センター理事長より、大学入学共通テストについて、志願者数や第１日程の実施状況等の報告があった。併せて、試験問題作成委員の派遣の協力について、試験問題作成委員の確保が困難になっており、各大学等には一層の協力をお願いしたい旨説明があった。

○　議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
令和３年度第４回通常総会（令和４年３月）議事録

日　　時　　令和４年３月４日（金）　１５：０５～１７：１５
場　　所　　遠隔会議（Web 会議）により開催
出 席 者　　各国立大学法人長
　　各大学共同利用機関法人機構長

○　議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
○　正会員８５名のところ、８１名の出席及び４名の委任状を得ており、定足数を満たしていることが確認された。
○　議事録署名人として、議長、大野 副会長及び西尾 副会長の３名を選出した。

議　事
Ⅰ　報告事項
１　事業報告
議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料１のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

２　理事会の審議状況について
常務理事から、理事会の審議状況等について、資料２のとおり報告があった。

３　各委員会等の活動状況について
議長から、各委員会等の活動状況について、資料３のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

（１）教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
・１点目について、本委員会の下に新たに大学の強みや特色を伸ばす取組みの強化に向けた検討ワーキンググループを設置した。
・同ワーキンググループでは、政府で検討が進む地域中核・総合振興パッケージ等の我が国の研究力強化に向けた支援策に関して、国立大学協会として、地域中核・特色ある大学の強みやその特色を伸ばす取組みへの支援の在り方を検討し、具体的な提言としてとりまとめることとしている。
・この WG については、本日の午前中に第１回目を開催した。

続けて、伊東 WG 座長より以下のとおり、本日開催の議事について補足があった。
・WG では、科学技術・学術政策研究所（NISTEP）から、最新の施策の動向等の説明を受けた後に意見交換を行った。
・NISTEP のデータはかなり示唆的な内容を含んでいたため、今後の議論に活用していきたい。

・意見交換では、有機体としての国立大学として、日本の研究力強化をどのように進めていくかということを踏まえ、委員から多方面にわたるご意見をいただいた。
・地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージについては、現状カタログ的なものであるとのご意見や、地方創生という面に関して、自治体に係る制約がどうしてもあるといったご意見も示されていた。
・今後、国立大学総体として、我が国の研究力を向上させるための前向きな提案ができるよう、議論を進めて参りたい。

引き続き、教育・研究委員会委員長より以下のとおり報告があった。
・WG の検討状況については、引き続き情報を共有していく。
・２点目について、２月１８日に第２回教育・研究委員会を開催した。
・研究時間の確保に係る現状の課題や政府への要望等について意見交換を行った。
・こちらは、内閣府「総合科学技術・イノベーション会議」において、国立大学の研究者の研究時間の確保に関してのヒアリング要請があったことを受け、本委員会で取り上げた次第である。
・３点目として、「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第１８回追跡調査報告書」を取りまとめ、国立大学協会のウェブサイトで公表するとともに、各大学及び関係機関に送付しているので、ご活用いただきたい。
・４点目は、25 ページの「「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第９回フォローアップ調査結果」について、これまでと同様に国際交流委員会と合同で調査を実施した。
・調査結果は、国立大学協会 HP に掲載しているので、適宜ご確認いただきたい。
・今回、「日本人留学生比率」のようにコロナ禍の影響で激減したものもあれば、「外国人教員比率」や「英語での授業実施科目数」のように増加しているものもある。ぜひご確認いただきたい。
・なお、今後の教育の国際化の推進に係る次期計画は、国際交流委員会で検討いただくこととなっており、本フォローアップ調査は次期計画の策定までは継続して実施していく。

（２）経営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
・２月４日に第１回の経営委員会及び第１回人事労務小委員会、第１回財務・施設小委員会を合同で開催した。
・令和３年度の職員統一採用試験実施状況について、試験を実施する各地区の幹事大学を代表して東京大学人事部長から、令和３年度補正予算及び令和４年度の施設整備費予算や施設整備５か年計画等について、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課から説明を受け、意見交換を行った。施設整備の関係では、今後財務・施設小委員会でも検討していくこととした。
・また、人事労務小委員会が例年実施している「障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「人件費等に関する調査」について、調査結果の説明があり了承されたので、両調査の結果については、各会員大学へメールにて送付した。
・その他、国立大学における人事労務に関する諸問題や、医師の働き方改革について意見交換を行ったので、今後の本委員会での検討の参考にしたいと考えている。

（３）事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

・事業実施委員会で決定した令和４年度研修等事業計画は、資料３－５－１のとおりとなっているので、ご確認いただきたい。

・トップセミナーが8月２５日（木）～２６日（金）にローズホテル横浜にて開催予定である。またユニバーシティ・デザイン・ワークショップが9月8日（木）～１０日（土）にＬ stay & grow（エル ステイ アンド グロウ）南砂町にて開催予定となっているので、各機関におかれては、マネジメントを担う教職員の推薦につきましてご高配のほどよろしくお願いしたい。

（４）政策研究所所長から、以下のとおり報告があった。

・２月１日に運営委員会を、９日に高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ研究会を開催した。

・政策研究所では、国立大学の経済効果やその存在意義について、エビデンスを基に示すための調査研究を行っている。今年度は、資料にある４件の調査研究を進めている。その一つ「大学教育のDXと質保証に関する研究」に関連して２月９日に研究会を行った。

・研究会では、日本の大学で活用・展開が模索されるマイクロ・クレデンシャルや学修履歴証明の電子化について、最新の知見や海外動向を専門家お２人に講演いただきながら、大学間連携やリカレント教育におけるマイクロ・クレデンシャルそのものの質保証の考え方等について意見交換を行った。会員大学の方々にもご案内し、約８０名のご参加いただいて有意義な会となった。

・今後も折に触れて研究会等政策研究所の活動をご案内していくので、よろしくお願いしたい。

（５）組織運営体制等検討WG座長から、以下のとおり報告があった。

・２月１８日に開催された第６回理事会において、支部推薦理事に係る定数配分の見直しや、法人の長でない学長の位置づけ等について検討するため、理事会の下に「組織運営体制等検討ワーキング・グループ」が設置された。WG の設置要綱は資料３-８-１に、メンバーは資料３-８-２に記載されているのでご確認いただきたい。

・また、本WGにおける検討スケジュールは資料３-８-３のとおりである。９月までに検討及びまとめを行い、１０月の理事会、１１月の総会の場で検討結果についてご報告させていただきたいと考えている。

４　各支部の活動状況について

議長から、資料４のとおり各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

また、議長より関東・甲信越地区支部代表として、令和５年度の秋の総会の当番校について、群馬大学に決定された旨報告があった。続けて、石崎 群馬大学長より挨拶があった。

５　会長からの報告

会長から、以下のとおり報告があった。

① 文部科学省科学技術・学術審議会における「大学研究力強化委員会」の第３回が２月７日に開催された。資料は5-１のとおりである。

続けて、大野 副会長より以下のとおり補足があった。

- 今回は金沢大学及び高知大学からの事例発表、そしてそれに関連して意見交換を行った。
- 金沢大学からは、ナノ生命科学研究所の WPI 採択に至った経緯や課題について共有いただいた。地方からも研究力を伸ばせることを示す一方で、総合振興パッケージに関しては地方大学にこそ、長期的なスパンの継続的な支援策が必要とのご意見を述べられていた。
- 高知大学からは、地域の中核大学としての地域課題の解決に関する貢献や、高知県と密接な連携などを中心とした取り組みについての説明があった。総合振興パッケージに関しては、地域との連携に対してステークホルダーとの信頼構築に時間がかかるため、１０年単位の長期スパンでの補助金制度の提案や、研究の担い手である大学院生の育成の重要性等に関するご意見をいただいた。
- 会議の資料の詳細は文部科学省の HP に掲載されている。
- 教育・研究委員会のもとに WG ができたので、その WG での議論の結果も踏まえながら、本委員会は様々な議論をしていく。進捗に関しては、引き続き皆様と共有していきたい。

②「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の幹事会が２月１５日に開催された。資料は5-2のとおりである。

- 大学側は共同座長である大野 東北大学長をはじめ、私立大学の代表である早稲田大学の田中学長、国立大学協会からは私が出席した。また、オブザーバーとして、産学連携推進分科会長の位田 滋賀大学長が出席した。経団連側は、共同座長である十倉経団連会長をはじめ、古賀議長、渡邊副会長が出席した。
- 幹事会では、資料のとおり Society5.0 に向けた人材育成や、採用・インターンシップ等に関して意見交換を行った。
- 私からは、産業界と大学の共同研究に関しては相当進んでいるが、リカレント教育等、産業界から教育に対する投資についてはあまり進んでいないため、政府に訴えていく必要があるのではないかと意見した。

続けて、大野 副会長より以下のとおり補足があった。

- DX 分野に関して、これから５０万人程度の人材が必要であるという中で、大学として民間と一緒にいかに人数を満たしていくかということを考えていくのが重要である旨発言した。
- また、採用とインターンシップ分科会に関しては、学部３年終了時までは少なくとも学業に専念させることが重要ということを、就職問題懇談会で議論して、その結果を皆様に共有させていただいた。
- 就職の時期に関して、大学側からは現在の仕組みを維持するのが適切であるということを申し入れる予定である。

続けて、位田 滋賀大学長より以下のとおり補足があった。

- 産学連携推進分科会では、今年はリカレント教育についての議論をしており、具体的に大学側と企業側がどういうニーズ、シーズを持っているかということについて、データベースのようなものを作成し、具体的に話を進めていく方向で話が進んでいる。
- 報告書は４月に完成する予定である。

③2月１７日に、内閣官房の教育未来創造会議ワーキング・グループより大学団体（国大協・公大協・私大連合会）、経済団体（経団連）へのヒアリングがあり、未来を支える人材を育む大学等の機能強化、新たな時代に対応する学びの支援、リカレント教育を促進するための環境整備に関して、国立大学協会としての意見を述べ、その後質疑応答が行われた。資料は5-3-2のとおりである。

続けて、ワーキング・グループの構成員である益 東京工業大学長より以下のとおり補足があった。

・第２回のワーキング・グループでは、国立大学の状況について永田会長にご説明いただいた。
・有識者の委員の方々は、国立大学についてのご理解が不足している部分があるため、永田会長の説明は非常に重要なものとなった。
・また、委員及び有識者委員１５名で、「大学の機能強化」というテーマで意見交換を行った。
・私としては、大学の機能強化について感じていることを、資料として提出して一部を説明させていただいた。
・次回は３月中旬に開催され、３月の下旬に開催される本会議には総理大臣も出席される予定となっている。

④3月3日に総合科学技術・イノベーション会議有識者議員と意見交換をする機会があり、研究時間確保のための取り組み及び必要な支援、大学入試問題作成への負担軽減に関して、大野 副会長とともに国立大学協会としての意見を述べた。資料は5-4のとおりである。
・また、新潟大学には「大学病院に勤務する中堅医師の１日」という動画をご作成いただいた。今後も文部科学省にもご理解いただけるように働きかけていきたい。

続けて、大野 副会長より以下のとおり補足があった。

・１３６ページには、２００６年に国立大学から出た論文の数が初めてマイナス成長になったことや、論文数が運営費交付金削減開始以前から伸びなくなっていること、これらの前後の出来事について、記載されている。
・働き方改革を含め国の施策について、各国立大学が真面目に取り組んだ結果、その善意の総体が研究時間の減少を招き、２０年を経過して今の姿があると考えている。
・今回の大学ファンド、あるいは総合振興パッケージについても、大量の書類を普段から提出させるような仕組みとならないよう、制度設計に当たっては十分留意すべきであるということを言外に込めて発言した。

⑤留学生関係について、国立大学協会から海外の学生に向けたメッセージを出している。
・入国の緩和がされてきている状況で、先ほどの文部科学省との対応の中でも言及されたとおり、新たな留学生のための渡航システムの構築など、努力はしていただけていると考えている。
・その他、文部科学省から国立大学協会へ看護師の手配の依頼があったということで、今回入国する留学生が比較的多い医学部を持っている大学に、看護師派遣の依頼を行った。具体的には、九州大学、広島大学、千葉大学、金沢大学、熊本大学、鹿児島大学にご協力を

いただいている。この場を借りて、厚く御礼を申し上げる。

続けて、藤井 東京大学長よりCSTIの動向について、以下のとおり補足があった。

・CSTIの本会議が２月１日に開催された。
・143ページの赤い点線で囲まれている部分が、当日の具体的な議題となった部分である。主として世界と伍する研究大学のあり方についての最終まとめや、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ、そして教育・人材育成に関する政策パッケージについての議論があった。
・私からは、国立大学は貴重な公共財であり、デジタル時代の新しい学習地域、あるいは知的集積のハブとして、インクルーシブかつ一人一人のウェルビーイングを実現していくため、国立大学が中核としてあるべき旨発言している。
・国際卓越研究大学、あるいは大学ファンドや、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの両方が相まって、大学が自律的に機能を拡張していくことを後押ししていただきたいと考えている。
・また、国際卓越研究大学を含む国立大学や共同利用・共同研究拠点というシステムを活用しながら、地域の大学との連携も強化して、新しい資本主義と社会変革を起こし、その原動力になるべき旨発言した。
・その他の議題について、一つは総合知の活用については引き続き議論を進めている。それから国際頭脳循環、国際共同研究の推進という点についても、最近は議題に上がっている。
・また、各種専門分野ごとの戦略関係について、一つは量子技術イノベーション戦略の見直しを行っているという報告があった。
・１４６ページのとおり、Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成についても議論されている。

Ⅱ　協議事項

１．新会員の入会について

議長より、令和４年４月１日に設立される国立大学法人北海道国立大学機構及び国立大学法人奈良国立大学機構より、国立大学協会への入会申込書が提出された旨説明があり、審議の結果、両機構の入会について承認された。

２．理事、会長補佐の交代について

（１）理事の交代について

議長から、学長任期の満了に伴い岡 正朗 山口大学長が、北海道国立大学機構及び奈良国立大学機構の設立に伴い穴沢 眞 小樽商科大学長、今岡 春樹 奈良女子大学長が、令和４年３月３１日をもって理事を退任される旨説明があった。

・支部推薦理事である今岡 奈良女子大学長の後任理事については、２月２日に開催された近畿地区支部会議において、塩﨑 一裕 奈良先端科学技術大学院大学長が新たに支部推薦理事とされたため、令和４年４月１日付けで本協会理事に選任することについて説明があった。

・会長指名理事である岡 山口大学長の後任理事について、本協会役員選任手続等に関する規程第３条第１項では、会長指名理事について、「会長の指名に基づき総会で選任する理事とする。」とあり、それに基づき、兒玉 浩明 佐賀大学長を新たに会長指名理事に、また、同規程第３条第２ 項ただし書きでは「法人の長でない大学の学長を当該大学を設置する法人の長の承諾を得た上で指名することもできる。」とされていることから、北海道国立大学機構の設立に伴い新たに就任される長谷山 機構長の承諾を受けることを条件として穴沢 小樽商科大学長を引き続き会長指名理事に指名することとし、令和４年４月１日付けで本協会理事に選任することについて説明があった。

・２年に渡って会長指名理事として専務理事をお務めいただいた、山口 宏樹 専務理事から、３月末日をもってご退任というご意向が示されている。その後任として、３月末で学長任期が満了となる位田 隆一 滋賀大学長を、４月１日付で会長指名理事に指名すること、及び総会において理事に選任され、４月１日に就任することを条件に専務理事に選定することについて、２月１８日開催の第６回理事会において承認されている旨説明があった。

・４名の新理事の任期については、定款第２５条第２項の定めにより、令和５年６月に開催される通常総会の終結の時までとなる旨説明があった。

審議の結果、４名の理事の交代について承認された。

（２）会長補佐の交代について

議長から学長・機構長任期の満了に伴い、山崎 光悦 金沢大学長及び平川 南 人間文化研究機構長が、令和４年３月３１日をもって本協会会長補佐を退任される旨説明があった。

・定款第２８条の２の規定に基づき、議長から、後任の会長補佐については、筧 善行 香川大学長及び木部 暢子 人間文化研究機構長を令和４年４月１日付けで指名する旨報告があった。なお、木部 人間文化研究機構長については、令和４年４月１日付けで機構長に就任することを条件とする旨説明があった。

・また、この２名の新会長補佐の任期については、「国立大学協会の会長補佐について」（会長決裁）第３条の定めにより、令和５年６月に開催される通常総会の終結の時までとなる旨説明があった。

（３）理事の役割分担について

議長から、令和４年４月１日に理事が交代することに伴う理事の役割分担の変更については、本協会の申合せに基づき、会長が後任者の業務執行の担当分野を指定する旨説明があり、資料７－２のとおり指定した旨報告があった。

・北海道地区、東海・北陸地区及び近畿地区において、広報委員会の委員が１名ずつ増員されている件について、機構の設立及び東海国立大学機構に理事長が置かれることに伴

い、「法人に理事長が置かれる場合は、委員定数を理事長数分増員」し、「この場合、最小数の委員会から増員する」こととなっているため、広報委員会を増員することが１１月開催の通常総会で確認されている旨補足があった。

３.「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂について

「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂について、牛木 座長から説明があった。

- 令和３年５月の国立大学法人法改正に沿って、一部内容や国会の附帯決議を反映させるため、ガバナンス・コードの改訂の必要があり、昨年１０月から１１月にかけて文部科学省との意見交換を行った。
- また、2月2日には、「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議（第2回）が開催され、その後、協力者会議に提出された修正案について、ガバナンスWG において書面審議を行い、了承された改訂案を2月１８日の理事会にお諮りし、ご協議いただいた。
- 本日お示しする１６５ページから１９４ページは、これらを踏まえて作成された、ガバナンス・コードと適合状況等の報告書様式の改訂案である。
- また、１９５ページから２０７ページは、協力者会議の資料である本コードの改訂の概要を参考までに付けている。
- 全体を通して、「学長選考会議」の名称が「学長選考・監察会議」へと変更されたので、コード内の文言も変更している。また、法改正に伴う条項のずれや補充原則の削除・新設により番号のずれ等が発生した箇所についても適宜修正している。
- １７１ページの「各国立大学法人の対応及び適合状況等の確認」について、注釈３を追加している。本コード制定後の適合状況等の報告方法の決定の経緯について記載した。
- １８１ページの補充原則３－３－１②について、国会の附帯決議において学内外のステークホルダーの理解を得られるよう、可能な限り議事の内容を公表するなど、より一層の透明性の確保に努めることとされていることから、法人の長の選考過程、選考理由の公表について原則を新設した。
- 同ページの補充原則３－３－１③について、公表内容の充実を目的とし、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無について、理由の公表を求めることを明記した。なお、既に再任を可としている法人が当該理由を公表する期限や形式は、公表を速やかに行うことを前提として、一律に規定することはしていない。
- １８２ページの原則３－３－３について、今回の法人法改正により学長選考・監察会議に権限が付与されたことと、国会の附帯決議において同会議における選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方の検討を行うこととされたことを踏まえ、学長選考・監察会議の役割とその独立性を明記している。同ページの原則３－３－４についても同一の附帯決議より、経営協議会及び教育研究評議会における同会議の委員の選任方法や選任理由の公表を新設した。
- １８３ページの原則３－３－５について、今回の法人法改正により、学長選考・監察会議の委員に学長を加えることができないと規定されたため、削除した。同様に原則３－４－１①についても今回の法改正により、監事のうち少なくとも一人は常勤とすることが規定されたため、削除とした。同ページの原則３－４－１②については、附帯決議において監事の第三者性・中立性の確保と監査業務遂行に資する体制の整備をすることとされたこと

から、その旨を追記している。
・１８４ページの原則３－４－２について、今回の法人法改正により常勤監事を必ず置くこととされたことから、追記している。
・なお、１９０ページからの適合状況等の報告書様式につきましても、本改訂を踏まえ、新たに公表が義務付けられた項目の追加やその他番号のずれ等を適宜修正している。
・今後は、内閣府、文部科学省、国立大学協会による三者協議会にて、最終的に了承されることになる。最終了承を得る過程で修文が加えられる可能性があることをご了承願いたい。

審議の結果、「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂について、原案のとおり承認された。

４．令和４年度事業計画および収支予算について
戸渡 常務理事から、令和４年度事業計画及び収支予算について資料９に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

Ⅲ　その他
１．令和４年度総会及び理事会の日程について
議長から、資料１０に基づき、令和４年度総会及び理事会の日程について報告があった。

２．国立大学法人を巡る状況について
「ウクライナ情勢に関する大学の対応」について意見交換が行われ、本件に関しては国立大学協会としても迅速に対応すべき事項であることから、急遽協議事項として審議することになり、審議の結果、国立大学協会として声明を公表することとなった。

３．関係機関からの情報提供について
・山本 大学入試センター理事長から、大学入学共通テストについて、志願者数や実施状況等の報告があった。

・大野 日本学術振興会学術システム研究センター所長から、令和５年度新規研究員候補者の推薦について説明があった。

４．退任学長挨拶
・議長から、３月３１日をもって退任される以下の各学長の紹介があり、続いて各学長から退任の挨拶があった。
・奥田 帯広畜産大学長
・澤 東京芸術大学長
・山崎 金沢大学長
・森脇 岐阜大学長
・松尾 名古屋大学長
・位田 滋賀大学長
・栗林 大阪教育大学長

・加藤 奈良教育大学長
・岡 山口大学長
・野地 徳島大学長
・山下 鳴門教育大学長
・尾家 九州工業大学長
・松下 鹿屋体育大学長
・平川 人間文化研究機構長
・小森 自然科学研究機構長

また、同じく３月３１日をもって退任する山口 専務理事からも挨拶があった。

○　議長が閉会を宣した。

一 般 社 団 法 人 国 立 大 学 協 会
令和３年度 第１回 理事会 議事録

１　日　　時　　令和３年４月２８日（水）　１５：３０～１７：００

２　場　　所　　遠隔会議（Web 会議）により開催

３　出席理事　　永田恭介、西尾章治郎、大野英男、山崎光悦、林佳世子、山口宏樹、戸渡速志、穴沢　眞、奥田　潔、福田眞作、益　一哉、佐々木泰子、中山俊憲、濱田州博、松尾清一、位田隆一、湊　長博、伊東千尋、服部泰直、越智光夫、岡　正朗、筧　善行、石橋達朗、河野　茂

４　出席監事　　田野俊一、上田孝典

５　その他の出席者　　村松　隆（会長補佐）、長谷川眞理子（会長補佐）、森迫清貴（会長補佐）、尾家祐二（会長補佐）、西田　睦（会長補佐）、藤井良一（会長補佐）

６　議事の経過及び結果

○ Web 会議について映像や音声に不具合がなく相互に意思表明ができること、理事会は非公開の取り扱いのためその状況が確保されていること、Web 会議として招集していることを確認した上で、定款第３２条第５項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。

○ 理事２４名の出席により定足数を満たしていることが確認された。

○ 令和３年４月１日付で新たに理事に就任した佐々木泰子 お茶の水女子大学長、中山俊憲 千葉大学長から挨拶があった。また、新たに監事に就任した田野俊一 電気通信大学長、会長補佐に就任した西田睦 琉球大学長から挨拶があった。

Ⅰ　報告事項

１．前回総会以降の事業報告

議長から、前回総会（令和３年３月８日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

２．各委員会等からの報告

議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。
続いて、各委員会委員長から報告があった。

（１）入試委員会委員長より、以下のとおり報告があった。

・「大学入試のあり方に関する検討会議」の審議状況、大学入試センターから通知されてい

る「平成 30 年告示高等学校学習指導要領に対応した令和７年度大学入学共通テストからの出題教科・科目について」等について、入試委員会および国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討 WG の双方で検討すべき事項であることから、入試委員会と WG を合同で開催した。詳細は資料２-１のとおり。

・大学入試センターより、３月２９日付で各大学に通知された「大学入学共通テストに係る成績提供手数料の見直し及び各大学に配分している試験実施経費の実態調査について」について、内容の説明があった。大学入試センターからは、今回の成績提供手数料の見直し幅については第５期中期目標期間において収支が均等するよう設定されたこと、大学入試センター全体の収支については今後、国からの補助、検定料の見直し、大学配分経費の見直し等により財源を確保し、収支均衡を図ること等の説明があった。今回のコロナ禍での大学入試において、共通テストが果たす役割の重要性が改めて示されたところであり、本件については、これまでも国大協から文部科学省に対して、国としての財政的な支援を行うべきであるということを何度となく申し入れているところである。

・「平成３０年告示高等学校学習指導要領に対応した令和７年度大学入学共通テストからの出題教科・科目について」について、大学入試センターより内容について説明を受けた後、新たに教科が追加された「情報」の取り扱いと、「５教科７科目の原則」の見直し等について議論を行った。議論の結果、これまでの「国語、数学、理科、外国語に地歴・公民を合わせた１教科」に「情報」を加えた「６教科８科目」を原則とする案が出され、各大学へ意見照会を行うこととなった。意見照会については、資料２-１-１のとおり、４月１４日付けで各大学へ発出済みである。今後、各大学からの意見を取りまとめの上、入試委員会としての基本的な考え方をまとめる。

・「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」について、委員としてご出席いただいている星野専門委員より、同会議での審議状況、審議まとめの内容等について説明があった。

・また、事前に各大学へ意見照会のうえ作成した「国立大学の２０２３年度入学者選抜についての実施要領（案）」について審議を行い、資料７のとおり案をとりまとめた。

（２）教育・研究委員会委員長より、以下のとおり報告があった。

○ 電子ジャーナルをめぐる問題について

・近年、論文をオープンアクセスにするための費用が１論文あたり 60 万円～120 万円発生している。また、従来の購読価格上昇の常態化など電子ジャーナルを取り巻く問題は、拡大・複雑化している。

・国立大学協会においては、令和元年１１月８日の総会で、「電子ジャーナルを含めた学術情報基盤充実への支援」を決議し、文部科学省に検討を要請したところ、令和２年１月から文部科学省において検討が進められ、この度「我が国の学術情報流通における課題への対応について」として審議まとめが取りまとめられたことを受け、第５回教育・研究委員会において文部科学省により説明が行われた。

・審議まとめでは、大学に要請される具体的取組について明記されており、例えば大学に

おいては、各自の研究戦略に基づき最適なジャーナル契約形態を定めることや、同程度の規模や契約状況等の大学とのグループ化の取組等が挙げられている。
•また、図書館等の学術情報流通部門において求められる取組についても記載されている。
・委員会では、文部科学省に対し、国として諸課題の解決のための実効性のあるアクションを牽引していただくよう、さらなる検討を要請したところである。
○ 安全保障貿易管理について
•「統合イノベーション戦略 2020」では、大学においても、科学技術情報を守るための適切な対応を取ることが求められているところである。
・関連して、経済産業省において「みなし輸出」管理を見直す方向で検討が進んでいる。
・第５回教育・研究委員会では、経済産業省から、これまでの貿易管理による規制に加え、追加で許可が必要となるものの案が示されるとともに、大学側に求められる注意義務の範囲等について説明をいただいた。
・見直し案の実施にあたっては分かりやすいガイドラインを示すなど、大学の教育・研究活動に過度な負担が生じないよう、対応を求めたところである。
・本件は、大学の教育・研究活動に影響する問題なので、今後も必要に応じて意見を申し述べていく。
○ 教育・学生小委員会の審議状況について、伊東教育・学生小委員長より、以下のとおり報告があった。
・資料２-２に記載されているとおり、教育・学生小委員会では、３月に実施した「これからの大学教育のあり方」についての会員大学への調査結果を踏まえ、意見交換を行った。
・調査では、コロナ禍をきかっけとした教育手法や授業のあり方についての気づき、そして、その気づきを踏まえて、大学教育のあり方について５年後１０年後に向けての各大学の意見を確認した。
・コロナ禍の約一年間で得られた気づきとしては、遠隔授業と対面授業はそれぞれの適性をうまく組み合わせることで教育効果をより一層高め得ると、多くの大学で認識されていることが分かった。
・また、遠隔授業に適応できた学生とドロップアウトしてしまった学生の二極化が顕著になったという意見も多くあり、学生の多様性に応じて学修機会を提供する重要性が指摘されている。
•様々な気づきを踏まえて、５～１０年後にどういった教育を展開していくかについては、教育における様々な観点をエビデンスに基づき評価し、改善方策や新しい工夫を練ることにより、学生の学習意欲をいかに引き出せるかという点が重要であることや、学生の多様な学習形態に応じた教育機会を提供するため、教員の ICT スキルの向上やネットワーク環境の整備の必要性等が挙げられている。
・また、単位認定のあり方について、遠隔授業の導入により事前・事後の学修時間が増加し、単位が実質化したという意見もあれば、１単位当たり４５時間の学修が必要という大学設置基準の時間要件については、様々な観点から見直しが必要との意見もあった。
・関連して、教育効果の観点から、学生の履修科目数が多すぎるとの指摘もあり、１科目

あたりの単位数やCAP制の見直し等の検討の必要性についても意見があった。

・会員大学への意見照会の際には、回答いただいた内容は委員会内限りとしていたが、各大学からの回答内容が非常に充実していたため、これからの大学教育のあり方について、調査結果をもとに、小委員会としての報告書を作成し、各会員大学に共有する方向性について、前回開催の小委員会で確認を取った。

・会員大学への報告書の共有に向けて、各大学からの回答データを共有してよいか、調査に回答した大学宛てに意見照会をする予定である。

（３）経営委員会委員長より、以下のとおり報告があった。

・全国国立大学病院長会議より令和３年３月末に各国立大学病院事務部長および当該大学の決算担当課長宛に「国立大学附属病院関係決算実務ガイドライン」が送付されている。また、国立大学協会事務局から病院を有する大学の連絡担当窓口にも情報提供をしている。

・このガイドラインには、令和２年度の附属病院に係る決算情報（財務諸表及び事業報告書）について、コロナ対応に対する補助金等の支援措置を踏まえた留意点が記載されている。

※特に留意が必要な３点は以下のとおり。

○ コロナによる減益が予想されたが、補助金が措置され、結果的に損益上の黒字決算となる場合に、決算結果が「焼け太り」しているような誤解を避けること。

○ 大学病院は借入金返済を行う以上、黒字化である事が前提であるが、社会に理解されていない場合が多いこと。

○ 大学病院はコロナ対応とそれ以外の高難度治療の両立を求められており、医療現場の逼迫状況を理解されないことがあること。

・これらのことを含め、事業報告書において病院の決算結果を丁寧に説明していく事が必要である。本年度の大学での決算業務においては、附属病院との連携を十分に図り、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、社会に対して誤った認識を与えることのないよう、留意いただきたい。

３．各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

４．会長からの報告

（１）「国立大学協会創立７０周年記念式典」が３月８日に開催された。新型コロナウイルス感染症の状況からオンライン配信とした。

（２）「大学入試のあり方に関する検討会議」第２３～２５回が開催された。概要は資料４-１のとおり。

続けて、岡入試委員会委員長より報告があった。

・第２３回については、山口専務理事に代理で出席いただき、会議では「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜」のテーマで意見交換を行った。意見交換の中で、山口専務からは秋季入学について、複線化、多様化の観点から秋入学は進めるべきであるが、総合型選抜などを中心に、通常の一般選抜と異なった選抜基準であるべきで、秋入学での大学入学共通テストの活用については各大学に任せるべきとご発言いただいた。また、大学入試センターの事業・経営の改善について、国として大学入試センターの存続を最優先事項として考えていただきたい旨、発言いただいた。

・第２４回については、文部科学省から「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」での審議のまとめについて報告があり、その後、大学入試センターの山本理事長から、「平成 30 年告示高等学校学習指導要領に対応した令和７年度大学入学共通テストからの出題教科・科目」について説明があった。その後、川嶋副座長より、「記述式問題の出題のあり方」について論点整理が示され、委員の中で意見交換を行った。意見交換の中で、記述式問題について、受験生の新しい考え方をまとめる思考力・判断力や、その過程を表現する能力、自らの考えを立論し、さらにその過程を表現する能力を様々な選抜を通じて丁寧に問う必要があるということと、高等学校側へ、根拠を持って問いに答えるレポートを作成する力なども含め、高等学校教育を通じて育まれるべき能力の育成に更に取り組むようお願いをした。

・第２５回については、「英語４技能の総合的育成・評価のあり方について」、「経済的な状況や居住地域、障害の有無等に関わらず安心して試験を受けられる配慮について」の２つのテーマについて意見交換が行われた。英語４技能についての議論の中で、高等学校段階で総合的にどの程度の英語力があるかを可視化すべきと発言した。また、経済的な状況や居住地域、障害の有無等に関わらず試験を受けられる配慮の議論の中で、「受験機会の公平性・公正性の確保について、アドミッション・ポリシーに基づき積極的な取り組みが求められる」との記載に対し、アドミッション・ポリシーの趣旨からはふさわしくないという旨の意見を述べた。今後は、令和６年度に実施する試験の方向性を今年の夏頃までに公表するとされており、審議のまとめに向けた議論が行われる予定である。

（３）経団連により「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が４月１９日に開催された。詳細は資料４-２のとおり。

・産学協議会は約２年前から、産業界と国公私立の大学団体の代表者による意見交換の場として継続されており、産学連携推進分科会では、産学連携による教育・研究のあり方やリカレント教育の推進について検討し、採用・インターンシップ分科会では、採用やインターンシップのあり方等について検討してきた。

・共有しておきたい事項として、現在内閣府で検討が終わった数理・データサイエンス・AI の認定制度が、今後文部科学省において展開される予定である。今年度はリテラシーレベルの数理・データサイエンス・AI 教育の認定プログラムの申請が開始した。その先の応用基礎レベルの活用の数理・データサイエンス・AI の認定制度についても、既に文

部科学省の検討は終了している。産業界は認定プログラムをとって卒業した学生か否かを見るようになることが想定される。また、認定プログラムは社会人にも開放したらよいのではないかという意見や、社会人にそのプログラムの教育に参加してもらうといった形での産学連携も可能であると考えられている。

続けて、共同座長である大野副会長より、以下のとおり補足があった。
・インターンシップに関して、「オープンカンパニー」「キャリア教育」「汎用的能力・専門活用型インターンシップ」「高度専門型インターンシップ」の４類型に分け、３・４番目の「就業体験」を伴うものを、ジョブ型の採用を見据えた形で活用するため、「インターンシップ」と定義する方向性で検討している。この方向性については今後文科大臣に経団連側と大学側で説明する機会を設ける予定である。産学協議会の今年度の活動については、５月以降に「幹事会」を開催し、引き続き、アクションプランの実行に向けて検討していくこととされており、会員大学に適宜情報共有をさせていただく。

（４）３月 29 日に文部科学省により「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議が開催された。

続けて、ガバナンス制度改革 WG の山崎座長より、以下のとおり報告があった。
・各法人で２月２８日までに「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況等の報告について公表され、文科省において協力者会議における外部有識者の意見を踏まえ、確認が行われた。確認結果と優良事例をまとめた事例集が既に文科省から各大学に送付されているので、今年度以降の対応に向けた参考として、ご活用いただきたい。
・協力者会議当日の意見交換の中では、今回の事例集が“書き方”の好事例・悪事例のように見受けられるという懸念が示され、各大学のミッションやあるべき姿に照らした取組みの特色を引き出す事例集へと改善が必要であるという強い意見が強いあった。
・国立大学協会に対しては大学の自主性・自律性を踏まえて、国立大学協会がガバナンス・コードの役割や方向性をどのように考えていくかがあらためて問われているとの意見があった。
・ガバナンス・コードは義務感で守らなければならないからやっているのではなく、各大学の中で適合状況等の確認を行うプロセスを通じて議論を深め、各大学自身がそれぞれの特色やミッションに応じてどう活用し、ガバナンスの改善につなげていくかが重要である旨の発言を行った。
・各大学においては、それぞれの独自性を活かし、今後の成長の足掛かりとするため、また、社会からの理解と信頼の獲得につなげるためにも、引き続きガバナンスの強化に取り組んでいただくようお願いしたい。

（５）世界と伍する研究大学を実現するために必要な制度改革および大学ファンド事業に係る制度の調査・検討を行う、「総合科学技術・イノベーション会議 世界と伍する研究大

学専門調査会」が設置された。
・３月２４日に第１回、４月１６日に第２回の検討会が開催された。次回は５月２１日の開催を予定しており、夏頃を目途に中間とりまとめを行う予定とのことである。
・なお、内閣府から直接意見照会があったため、大学だけでなく、優れたレベルにある部局単位でも申請できるようにしていただきたいと伝えたところである。また、４兆５千億の運用に関する運用委員会も立ち上がり、検討が始まっている。

（６）文部科学省「第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」について、３月１１日に第６回の会議が開催された。国大協に対するヒアリングが行われ、西尾副会長とともに出席した。詳細は資料４-４のとおり。
・国立大学協会としては、１兆１千億を確保すること、傾斜配分をなるべく少なくすること、また、傾斜配分を行うにしても合理性をもった傾斜配分にすること、増額要求分については厳しい傾斜配分を望むところであることを伝えた。今後もこの件については非常にプロセスを省いたやりとりが文科省の方で進められているため、二度とそのようなことはないように伝えている。
・文部科学省が財務省に概算要求を行うまでに、国大協の中でどういったグループ分けや、どういった配分方式が合理的なのか、検討しておく必要があると考えている。

続けて、西尾副会長より、以下のとおり補足があった。
・文科省で開催されている運営費交付金の配分ルールに関する委員会の審議内容を踏まえつつ、国大協としては、本来あるべき運営費交付金の姿がどのようなものであるかを、きっちり最終まとめとして整理していきたい。

（7）４月９日に自民党政務調査会より、「教師の養成・採用・研修・支援に向けての提言のための意見照会」が各関係団体に届いた。国大協でこれまで WG 等で議論してきた内容を踏まえて回答した。詳細は資料４-６のとおり。

（8）「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う科研費助成事業に関する要望」について、戸渡常務に対応いただき、日本学術振興会 江﨑理事、及び文部科学省 塩崎審議官を訪問し、要望書を手交した。詳細は資料４-７のとおり。概要としては、海外渡航などを含む科研費の計画が実施できず、科研費が使用できないことから、期間を延長していただきたいというものである。

（９）令和５年度入試における医学部入学定員地域枠の取扱いについて、６～７月にも２年前予告が必要になることから、その取扱いについて速やかに文科省において厚労省との調整を行ってほしい旨文科省に要請した。可能であれば令和４年度と同様の取扱いとしてほしい旨も伝えている。

５．国立大学法人総合損害保険の契約締結について

議長より、資料５のとおり国立大学法人総合損害保険への各大学法人の加入状況について説明（報告）があり、確認された。

６．国大協の人事異動について

４月１日付けで新たに１５名の学長が就任した旨及び国大協事務局の人事異動について、戸渡常務理事から資料６-１、資料６-２のとおり報告があった。

Ⅱ　協議事項

１．国立大学の２０２３年度入学者選抜についての実施要領（案）について

岡入試委員会委員長から、資料７及び資料８のとおり、「国立大学の 2023 年度入学者選抜についての実施要領（案）」について説明があった。審議の結果、原案のとおり６月１４日開催の総会に諮ることとした。

Ⅲ　その他

１．国立大学法人を巡る状況について

「運営費交付金の評価・決定の仕方」に関して、意見交換が行われた。

○　議長が閉会を宣した。

一 般 社 団 法 人 国 立 大 学 協 会
令和３年度 第２回 理事会 議事録

１　日　　時　　令和３年５月２４日（月）　１５：１０～１６：５５

２　場　　所　　遠隔会議（Web 会議）により開催

３　出席理事　　永田恭介、西尾章治郎、大野英男、山崎光悦、林佳世子、山口宏樹、戸渡速志、穴沢　眞、奥田　潔、福田眞作、益　一哉、佐々木泰子、中山俊憲、濱田州博、松尾清一、位田隆一、湊　長博、伊東千尋、服部泰直、越智光夫、岡　正朗、筧　善行、石橋達朗、河野　茂

４　出席監事　　田野俊一、上田孝典

５　その他の出席者　　村松　隆（会長補佐）、長谷川眞理子（会長補佐）、森迫清貴（会長補佐）、尾家祐二（会長補佐）、西田　睦（会長補佐）、藤井良一（会長補佐）

６　議事の経過及び結果

○ Web 会議について映像や音声に不具合がなく相互に意思表明ができること、理事会は非公開の取り扱いのためその状況が確保されていること、Web 会議として招集していることを確認した上で、定款第３２条第５項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。

○ 理事２４名の出席により定足数を満たしていることが確認された。

Ⅰ　報告事項

１．前回理事会以降の事業報告

議長から、前回理事会（令和３年４月２８日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

２．各委員会等からの報告

議長から、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。
続いて、各委員会委員長から報告があった。

（１）入試委員会委員長より、以下のとおり報告があった。

・「大学入試のあり方に関する検討会議」の審議状況、令和７年度以降の一般選抜における大学入学共通テストの科目について等、入試委員会および WG の双方で検討すべき事項であることから、委員会と WG を合同で開催した。主な審議内容については、資料２-１のとおり。

・文部科学省より「大学入試のあり方に関する検討会議」での審議状況等について説明があった。

・令和７年度以降の一般選抜における大学入学共通テストの科目について、４月１４日付けで各大学へ行った意見照会の回答を踏まえ、新たに教科が追加された「情報」の取り扱いと、「５教科７科目の原則」の見直し等について意見交換を行った。意見交換の結果、「高等学校における基礎的教科・科目についての学習達成度を測る」というこれまでの国大協の考え方に基づき、『「５教科７科目」に「情報」を加えた「６教科８科目」を原則とする』という方向で議論を進めていくこととなった。今後は過年度生への配慮など、詳細について引き続き検討を行っていく。

（２）国際交流委員会委員長より、以下のとおり報告があった。

・７月２０日 UUK（英国大学協会）との共催で、オンラインによる日英の大学の学長又は副学長レベルの会議を実施する予定で、５月１８日付けで各大学に募集通知をお送りしたところである。ポストコロナの新時代に向けた日英双方の大学における取組に係る知見の共有などを目的とした事業であり、２つのテーマを設けている。「大学へのチャンスと課題：日本・英国からの視点」というテーマについては「教育、研究、マネジメント、社会連携などにおいてこれからの大学に求められること」といったトピックを想定しており、「二国間の研究協力・モビリティの促進に向けて」というテーマについてもディスカッションの場を設けることとしている。また、自由参加のネットワーキングセッションの実施も予定している。

・１０月には日仏独３か国間のオンライン会議、１１月には日本と台湾でのオンライン会議の開催も予定している。

・現在米国教育協議会（ACE）において、日米間における高等教育関連の諸状況を分析するとともにデータベース化する事業が進められており、国大協からも必要なデータの提供等を行った。データベースや報告書の内容について、データの出典が示されていないなど、一部誤解を招くおそれがあることから、内容の改善に向けた意見の申し入れや調整を進めているところだが、必ずしも課題点が解消されていない状況である。

今後、日米双方のアドバイザリーボードメンバーでのミーティングを開催し、そこで更に意見交換を行う予定である。

（３）政策研究所所長より、以下のとおり報告があった。

・５月１８日に政策研究所運営委員会を開催したため、審議内容より３点報告する。資料は2-5のとおり。

・１点目は「委託研究最終報告」について。政策研究所では、委託研究として「国立大学の経済効果に関する調査研究」（大学院教育に関する経済効果）を令和元年度から実施し、この度最終報告書をまとめた。研究代表者は東北大学島教授で、エグゼクティブサマリーに示されるとおり、大学（学部）・大学院の経済効果について、期待生涯所得と教育投資効果（期待収益率）から調査分析を進めた結果、地方国立大学が地方に居住する学生にとって量的な進学機会の確保にとどまらず、質的に高い水準の教育機会の提供を効率的に行っ

ていることを意味すると結論付けている。なお、この最終報告については政策研究所の調査研究成果として今後公表することとし、国大協ホームページへの掲載及び冊子の作成等を進めていく予定である。

・２点目は「令和３年度の新たな委託研究の決定」について。この度運営委員会にて新たに３つの委託研究課題を決定した。

１件目は「国立大学法人における寄附金獲得のための新しい制度・スキームに関する調査研究」という課題で、国立大学法人にとっての寄附金の意義や役割などについて考察するとともに、わが国の法制度、税制等にマッチした国立大学法人の寄附金獲得のための新しい制度・スキームの構築、提案を目指す。

２件目は「国立大学大学院の領域横断的な人材養成実態に関する調査研究」という課題で、新型コロナウイルス感染症の拡大や災害などのリスク下において、地方創生や SDGs で掲げられる持続可能な社会の実現に向けて、全国的に国立大学大学院の果たしている高度人材養成機能の実態を、定量的データやケーススタディによって記述することを到達目標とする。

３件目は「大学教育のデジタル・トランスフォーメーション（DX）と質保証に関する研究－国立大学はどのような公共的役割を担えるのか？－」という課題で、新型コロナウイルスの世界的感染拡大の中で急速に進行する大学教育のデジタル・トランスフォーメーション（DX）がもたらす大学での学習の様式の変化と、それに伴う大学教育の提供と質保証の今後のあり方について、我が国の国立大学がどのような公共的役割を担いうるのかに着目して明らかにすることを目的とする。

・３点目は「国立大学法人 基礎資料集」について。毎年データを更新し公表しているもので、２０２０年度版の基礎資料集と会員限定の参考資料を付している。国立大学の情報をデータベースとして整理するとともに、一部を公表して広く一般の方々にも知っていただくことを目的としており、毎年、データを更新するだけでなく、必要な情報の追加等充実を図っている。今年は「国立大学大学院への進学状況」を新たに追加した。

（４）第４期中期目標期間に向けた課題検討 WG 座長より、以下のとおり報告があった。

・WG で審議を重ねてきた検討課題についての「最終まとめ（案）」について、４月に各大学に意見照会を行い、いただいた意見をもとに５月１４日に開催された第１３回のWGにおいて検討し、「最終（案）」としてとりまとめた。

（５）適格性審査会について、戸渡常務理事より以下のとおり報告があった。

・資料３のとおり各大学の理事候補者について各大学からの推薦等をふまえ、適格性審査会において候補者の適格性について審査し、候補者名簿を作成するという流れで、国立大学法人の次期理事候補者について調整を行っている。令和２年度に審査した者の登用状況として、審査者数４４名のうち国立大学の理事登用者数は１３名となっており、この他に審査した者の内１５名が事務局長等に登用された。

３．各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

続けて、議長より関東・甲信越地区支部代表として以下のとおり報告があった。

令和３年１１月１２日に開催する第２回国立大学協会通常総会について、当初は山梨での開催を予定していたが、新型コロナウイルスに係る昨今の状況を踏まえ、今年度は関東・甲信越地区での開催を見送り、２年後の秋の総会の当番校を関東・甲信越地区が担当する方向で調整していくことについて、関東・甲信越地区支部会議にて認められた。

４．会長からの報告

（１）「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」について、５月１７日に萩生田文部科学大臣との Web 面談が行われ、昨年度取りまとめた報告書をもとに意見交換が行われた。産学協議会側は共同座長の中西会長の代理として経団連の渡邊副会長等が出席し、大学側は共同座長として大野副会長が出席した。

続けて、大野副会長より以下のとおり補足があった。

産学協議会側から行った主要報告は３点あり、１点目は「ハイブリット型教育に対応した大学設置基準の見直しの方向性について」、２点目は「リカレント教育の推進」、３点目は「インターンシップに関する４類型の提案」である。大臣からは「設置基準を緩くすることには疑問を感じている」「少子化でも大学が増えていることに懸念がないわけではない」「キャリアアップ・キャリアチェンジに結び付く学び直しを産学で構築することを期待したい」等の発言があった。なお、これらの産学協議会側から報告したものは、産学連携推進分科会及び採用・インターンシップ分科会で議論された内容である。

（２）総合科学技術・イノベーション会議「世界と伍する研究大学専門調査会」において、世界と伍する研究大学を実現するために必要な制度改革及び大学ファンド事業に係る制度の調査・検討が行われているところ、５月２１日に第３回検討会が開催された。夏頃を目途に中間とりまとめを行う予定とのこと。会議資料については内閣府のホームページに掲載されており、第４回は６月８日１５：００～１７：００の開催予定となっている。国立大学の学長経験者からのヒアリングも予定されているため、各大学としても動向を注視していただきたい。

（第４回検討会におけるヒアリング参加予定者）

- 五神　真（前東京大学総長）
- 里見　進（前東北大学総長）
- 平野　俊夫（前大阪大学総長）
- 松本　紘（元京都大学総長）

（３）文部科学省「第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」について、５月１９日に第８回の会議が開催され、文科省より審議まとめ（案）が示され意見交換が行われた。次回６月に開催する検討会において、最終まとめが出さ

れると思われる。会議の資料及び議事録等については、文部科学省のホームページに掲載されており、重要な議論が行われているものであるため、各大学において引き続き動向を注視していただきたい。

Ⅱ　協議事項

１．支部推薦理事について

議長から、役員任期の満了に伴い各支部へ支部推薦理事の推薦を依頼したところ、資料５のとおり推薦があったことについて説明があった。これを確認し、６月１４日開催の総会に諮ることとした。

２．支部推薦の委員の所属委員会について

議長から、各支部に支部推薦の委員の選出を依頼したところ、資料６のとおり推薦があったことについて説明があった。これを確認し、６月１４日開催の総会に諮ることとした。

３．第１回通常総会の日程等について

議長から、６月１４日に予定している第１回通常総会の日程等について、資料７のとおり、新型コロナウイルスの昨今の状況を踏まえ、Ｗｅｂ会議による開催を予定していることについて説明があり、これを確認した。

４．役員選任の手続き等について

議長から、２０２１年６月総会で行う役員選任の手続き等について、資料８のとおり実施する旨説明があった後、続けて戸渡常務理事より詳細について説明があった。これを確認し、「役員選任等手順（案）」のとおり実施することについて承認された。

５．令和３年度国立大学協会会長選出の意向投票について（案）

議長から、６月１４日の第１回通常総会が Web 開催を予定していることから、一般社団法人国立大学協会役員選任手続等に関する規程附則に基づき、次期会長選出にかかる意向投票を資料９のとおり事前の投票によるものとして実施したい旨説明があった後、続けて戸渡常務理事より意向投票の詳細について説明があった。これを確認し、「令和３年度国立大学協会会長選出の意向投票について（案）」のとおり実施することについて承認された。

６．令和２年度の実績報告について

議長から、令和２年度の実績報告について、資料１０-１のとおり事業報告書及び資料１０-２のとおり決算報告書の案を取りまとめた旨報告があった後、続けて戸渡常務理事より詳細について説明があった。

次いで、監事監査結果について、資料１０-３の監事監査報告書に基づき田野監事から報告があった。審議の結果、令和２年度事業報告書及び決算報告書を承認し、６月１４日開催の総会に諮ることとした。

７．第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言ー（案）について

西尾第４期中期目標期間に向けた課題検討WG座長から､「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方についてー強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言ー（案)」について、資料１１に基づき、以下のとおり主な修正箇所の説明があった。

・標題について、趣旨を明確に示し、読み手に強い印象を与えることができるように、「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方についてー強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言ー」に変更。

・【資料１１：５ｐ】（１）について、国立大学の使命に関して法人法にも言及すべきとの意見を踏まえて､「平成１６年度の国立大学法人化後も、国立大学法人法第一条において、その目的・役割は変わることがないところである。」と追記。

・【資料１１：６ｐ】（２）について、ステークホルダーは大学によって多様であり、重要度も異なることから例示を削除。以降のページにおいてもステークホルダーの例示は削除。

・【資料１１：６ｐ】（２）について、国立大学は多様性を重視し、新たな役割に総力をつぎ込む強い覚悟を示した記述にするため語尾を変更。

・【資料１１：９ｐ】２.（６）の最初の段落について、年度評価の廃止を盛り込んだ国立大学法人法の改正を受け、その旨を追記。以降のページにおいても国立大学法人法の改正に伴う文言を修正。

・【資料１１：１０ｐ】３.（１）の２段落目について、「教育・研究・社会貢献（医療等)」と記載していたものを、社会貢献が医療中心であるとの印象を持たれないために「医療を含む」という記載に修正。

・【資料１１：１６ｐ】（４）の２段落目について、地方創生の中核としての役割の重要性を示すため「各地方にある」という文言を追記。

・【資料１１：１７ｐ】（１）の２段落目について、文部科学省における「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」の最終とりまとめに合わせる形で文言を修正。

・【資料１１：１７ｐ-１８ｐ】（１）に記載していた留学生の授業料設定に関する記述を、（２）の最後の段落へ移動。

・【資料１１：２０ｐ】「繰越積立金」の段落に「教務システム等のIT 化の基盤となる全学的なシステムの維持・更新等のための経費」という文言を追記。

・【資料１１：２１ｐ】「大学債等」の段落について、提言１３との整合性をふまえ、１９ｐから始まる（３)「自主財源確保のための規制緩和等」に内包する形で移動。

・【資料１１：２４ｐ】（２）の最後の段落に研究者倫理の必要性を追記。

・【資料１１：２５ｐ】（４）の最初の段落に「ハラスメントのない」という文言を追記。

・【資料１１：２６ｐ】冒頭に「国立大学の決意」として、「強靭でインクルーシブな社会の実現に貢献するため、国立大学は設立以来の使命に加え、新たに機能を強化・拡張する。」と記載。続けて、国立大学が担う役割を具体的に記載したうえで、新たな役割に総力をつぎ込む強い覚悟を示す内容を追記。

・【資料１１：２６ｐ～】提言は１から１８までの通し番号に。

・【資料１１：２６ｐ】提言１について、「中期目標・中期計画は各国立大学の個性・特色を

活かした多様なものとすべきである。」と記載したうえで「文部科学省は、国として我が国の高等教育の全体的なビジョン、国立大学をどのように維持・発展させていくかを明確にすべきである。」と記載。
・資料１１-１は最終案に添付する参考資料であり、内容については文部科学省「第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（第６回）」における、国大協へのヒアリングの際の資料の抜粋である。

審議の結果、原案のとおり承認し、必要な修正を行ったうえで、６月１４日開催の総会に諮ることとした。

８．令和３年度事業計画の修正について
議長から、令和２年度第４回通常総会において承認された令和３年度事業計画の修正について説明があった。続いて戸渡常務理事より、資料１２のとおり、大学改革支援・学位授与機構に置かれた「大学ポートレート運営会議」への国大協からの推薦委員について、従来は大学評価委員会委員長を推薦していたところ、昨今大学の情報発信等の広報の側面が重視されてきていることから、大学評価委員会委員長の代わりに広報委員会委員長を推薦したことに伴い、国大協内の所掌を整理する必要が生じた旨説明があった。
審議の結果、令和３年度事業計画の修正について承認し、６月１４日開催の総会に諮ることとした。

９．令和３年度総会及び理事会の日程等について
議長から、支部の活動状況でも報告したとおり、本年１１月の第２回通常総会は山梨県での開催を見送り東京で開催すること、及び翌々年度の第２回通常総会は関東・甲信越地区で開催することについて提案が出された。
審議の結果、今年度の第２回通常総会は東京で開催すること及び翌々年度の第２回通常総会は関東・甲信越地区が担当することについて承認され、６月１４日開催の総会に諮ることとした。

Ⅲ　その他
１．国立大学法人を巡る状況について
「教育研究力を強化するための人材配置（事務職員・URA 等）」に関して、意見交換が行われた。

○　議長が閉会を宣した。

一 般 社 団 法 人 国 立 大 学 協 会
令和３年度 第３回 理事会 議事録

１　日　　時　　令和３年７月７日（水）　１５：００～１７：００

２　場　　所　　遠隔会議（Web 会議）により開催

３　出席者　　永田恭介（議長）、大野英男、西尾章治郎、牛木辰男、林　佳世子、
山口宏樹、戸渡速志、寳金清博、空閑良壽、穴沢　眞、玉手英利、
田中雄二郎、中山俊憲、齋藤　滋、松尾清一、湊　長博、今岡春樹、
伊東千尋、槇野博史、岡　正朗、櫻井克年、石橋達朗、佐野　輝

４　出席監事　　田野俊一（監事）、上田孝典（監事）

５　その他の出席者　　藤井輝夫（会長補佐）、中野　聡（会長補佐）、
長谷川眞理子（会長補佐）、山崎光悦（会長補佐）、
野田敦敬（会長補佐）、平川　南（会長補佐）

６　議事の経過及び結果

○ Web 会議について映像や音声に不具合がなく相互に意思表明ができること、理事会は非公開の取り扱いのためその状況が確保されていること、Web 会議として招集していることを確認した上で、定款第３２条第５項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
○ 理事２３名の出席により定足数を満たしていることが確認された。

Ⅰ　報告事項

１．前回総会以降の事業報告
議長から、前回総会（令和３年６月１４日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

２．各委員会等からの報告
議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。
続いて、入試委員会委員長から報告があった。

・６月２３日～６月２５日に入試委員会書面審議を行った。
・「国立大学の 2022 年度入学者選抜についての実施要領」について、各大学からの意見照会結果を踏まえたうえで、改めて入試委員会書面審議で改訂案を審議し、了承された。
・本件については、入試業務の運営のために大学関係者に国大協の方針を早々に伝える必

要があることから、常任理事会書面審議及び総会書面審議を行い、資料２－１－１のとおり７月５日付けで公表を行った。

・変更点については、昨年度と同様に分離分割方式を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するために行うものである。基本的には昨年度の対応を踏襲しつつ、特例追試験に関する記載を削除したものとなっている。各大学におかれては、昨年度同様非常にタイトなスケジュールとなっているが、ご協力をお願いしたい。

・文部科学省の実施要項では、入学者選抜に関する基本的な事項を７月３１日までに発表することとなっており、各大学においては、文科省と入試センターの実施要項と併せ、今回の国大協実施要領の変更点をよくご確認いただいた上で、受験生一人一人が安心して受験に臨めるよう公表内容に遺漏等がないようお願いしたい。

・追試験等の受験機会の確保に関する措置内容については、「昨年度と同様に、７月末までに発行する選抜要項に必ずしも含める必要はなく、各大学で決定次第速やかに公表する」という取り扱いでよいことを確認している。

・「外部機関実施の協議会等への委員等推薦にかかる申合せ」について、資料２－１－２のとおり改訂を行った。

・今後の入試委員会について、「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言が７月８日には公表されることを受け、「英語４技能」「記述式の出題」「公平性」等についての考え方や、「５教科７科目」における情報科目の取扱いを検討し、国大協としての基本方針をとりまとめ、１１月に開催予定の総会での公表に向けて作業を進めていく予定である。

また、議長より、６月１４日の総会後の臨時理事会において設置が承認された「第４期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ」及び「国立大学協会の会費・予算等の在り方に関するワーキンググループ」について、会長一任となっていた委員等の指名についての報告があった。併せて、「政策研究所運営委員会」の運営委員及びその他各委員会の専門委員を含めた新体制についても報告があった。

３．各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

４．会長からの報告

（１）「大学入試のあり方に関する検討会議」について、前回総会以降に第２７、２８回の会議が開催された。概要については資料４－１のとおり。

続けて、岡 入試委員会委員長より報告があった。

・第２７回では、本検討会議としての提言の原案について説明があり、その後意見交換が行われ、その中で５点意見を申し上げた。

・１点目は、入試に関する情報の公開について、「属性別内訳」という入試に必要のない情報は求めないという原則を改めて確認させていただいた。

・２点目は、過去問の利用について、過去問の利用には受験生や保護者を含めた社会の理解が重要であり、過去問利用の意義・目的の発信が必要だと申し上げた。
・３点目は、企業が求める英語力に合わせて、ディプロマ・ポリシーの改善を行うような記載に対して、大学の学位授与や卒業認定に係るものは、そういったものに影響されることはないと申し上げた。
・４点目は、入試の改善に係る国立大学へのインセンティブの付与について、運営費交付金の枠組みで支援するとされているが、基盤的経費を財源とすることは受け入れがたく、優れた取組に対して、別の枠組みでプラスアルファの形で付与すべきであると申し上げた。
・５点目は、国からの大学入試センターへの財政的支援を改めて要望した。
・第２８回では、第２７回での委員の意見を踏まえ、提言（案）について意見交換を行った。
・入試の改善に係る国立大学へのインセンティブの付与について、第２７回に引き続き、運営費交付金とは別の枠組みで行うべきということを、資料４－１－１のとおり改めて意見を申し上げた。
・併せて、国立大学は入試改革には前向きな立場であること、インセンティブも必要なものであることは理解していることを申し上げた。
・本検討会議は、第２８回で終了となった。

（２）６月１７日に衆議院第２議員会館１階多目的会議室において、第１９回国公立大学振興議員連盟総会が開催された。今回は国大協からの説明として、６月１４日に公表した「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言―」の説明を行った。また、社会への還元が期待できる研究成果・活動の状況、新型コロナワクチン接種への国立大学の対応状況などについて説明を行った。富山大学の齋藤学長および北島理事より、新型コロナウイルスに対するヒト・スーパー中和抗体に関する研究成果をご紹介いただき、議連の事務局長である冨岡勉議員等から大きな関心が寄せられた。そのほか、文科省からは第４期に向け運営費交付金に関する検討状況、新型コロナワクチンの大学拠点接種等について説明がなされた。

意見交換では、出席議員より大学ファンドやワクチン研究に関して、平時から継続的に将来を見据えた大学と国との連携した戦略の重要性について発言があったほか、大野副会長からは大学をカーボンニュートラルの先兵とすることや、半導体の研究に関する支援についての発言があった。

なお、次回は８月１８日に第２０回国公立大学振興議員連盟総会が開催される予定である。

（３）文科省「第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」について、６月１８日に最終回となる第９回の会議が開催され、文科省より前回の検討会での意見を踏まえた審議まとめ（案）が示され、一部修正の上、６月１８日付

けで公表された。

なお、第９回の内容については事務局より各大学へ議事概要の送付を行っているのでご確認いただきたい。

今後、予算編成の過程において、文科省と財務省で具体的な協議が行われることになる。会員の皆様には何かとお願いすることもあるとは思うが、ご協力いただきたい。

（４）６月１４日の総会で取りまとめ公表した、「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言―」について、国大協としては、文科省や各地域の知事や議員等へ適切な運営費交付金の在り方を訴えていく。各大学においても経営協議会で説明いただき、国立大学の置かれている状況を良くご理解いただいたうえで、第４期中期目標期間に向けて、国による支援の充実を求める声明をご発信いただけるよう、是非ともお願いしたい。

大学の経営協議会外部委員からご発信いただく声明文のひな形を、資料４－４のとおり作成して６月２８日に各大学へ送付したので、適宜加筆等いただき、地元の自治体や国会議員、ステークホルダーの皆様に支援を呼び掛けていただくようお願いする。なお、経営協議会外部委員の方からご発信いただける場合は、その旨国大協事務局へご一報いただきたい。

（５）文科省「国立大学法人評価委員会総会（第６７回）」が６月３０日に開催された。

既に文科省より通知があったかと思うが、第３期中期目標期間に係る４年目終了時の業務の実績に関する評価結果が確定し、公表されている。

また、第４期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱が提示されるとともに、国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画の素案の審議方針・体制及び実績評価の観点についての審議が行われた。

今後のスケジュールは７月末までに各法人が文科省へ素案を提出し、１１月～１２月の国立大学法人評価委員会総会において審議され、来年２月～３月に中期目標の提示、中期計画の認可が行われる予定となっているので対応願いたい。

（６）総合科学技術・イノベーション会議「世界と伍する研究大学専門調査会」において、世界と伍する研究大学を実現するために必要な制度改革および大学ファンド事業に係る制度の調査・検討が行われているところ、６月３０日に第５回の検討会が開催され、前シンガポール国立大学長（タン・チョー・チュアン氏）および元イェール大学長（リチャード・レビン氏）からのヒアリングが行われた。

事務局から世界と伍する研究大学に求める事柄として、優秀な人材を集積させる工夫、財務戦略の構築や学外のステークホルダー等も参画した合議体によるガバナンスの構築、学長の資質と選考方法のほか、政府が講ずべき規制緩和、大学ファンドからの支援の基本的な考え方等、これまでの主な意見の整理が示された。会議資料については、内閣府のホームページに掲載されている。

次回は７月１９日１３：００～１５：００開催予定となっており、これまでの意見を

整理した中間まとめのたたき台が示される予定となっている。本検討会については、各大学としても動向を注視していただくよう、よろしくお願い申し上げる。

続けて、藤井 東京大学長より、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の動向について報告があった。

・CSTI 全体の議論の中身について申し上げる。３月の会議では、第６期科学技術・イノベーション基本計画の議論が行われた。また、教育や人材育成、具体的には STEAM 教育についての検討を進めていくため、CSTI の場に検討する会議体を設けて、そこで今後の取るべき施策について議論していく方向で作業が進んでいるという状況である。５月後半以降は学術会議関係の政策討議が行われている。

・本日添付している資料「統合イノベーション戦略２０２１」について、これはいわゆる成長戦略の一連のものとして閣議決定されたものである。今後１年間でやるべきことを具体化したものが記載されている。６月 18 日に閣議決定されており、骨太の方針にも盛り込まれているため、今後の予算、概算要求等々にも反映されてくると思われる。

・大学ファンドについては、概ね今月中には中間の取りまとめという形で姿が見えてくるということで、夏以降に具体的な制度設計・法制度を落とし込む作業等が進んでいくと思われる。

・地域の中核となる大学の振興についても議論が進んでおり、今年度中に地域の中核となる大学の機能強化に向けたパッケージの策定が予定されている。

また、松尾 東海国立大学機構長より、統合イノベーション戦略２０２１の中に人社系の振興に係る記載がほとんどないため、その点についても議論していただくよう意見があった。藤井学長より、統合イノベーション戦略の中でも、「様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用」という記載の形で触れられてはいるが、今後また発言する機会があればそういったことについても申し上げていきたい旨回答があった。

Ⅱ　協議事項

１．令和４年度国立大学法人関係予算及び税制改正に関する要望について

戸渡 常務理事から、令和４年度国立大学法人関係予算及び税制改正に関する要望書（案）について、資料５に基づき説明があった。

今岡 奈良女子大学長から、ドクター（博士）の活用に関しての大学・産業界における課題についても、内容に盛り込むべきではとの意見があったが、大野 副会長より、産学協議会における一つの大きなテーマでもあるため、ドクターの活用・日本の産業競争力の向上等について経団連と一緒に検討し、産学協議会での議論の結果を報告する旨回答があった。

審議の結果、軽微な修正に関しては会長一任とし、承認された。

Ⅲ　その他

１．国立大学法人を巡る状況について

「国立大学に対する爆破予告への対応について」「令和４年度国立大学法人運営費交付金における概算要求の方向性について」「新型コロナウイルスへの対応について」に関して、意見交換が行われた。

２．その他

戸渡 常務理事より、１１月１２日開催の総会が東京で開催されること及び１０月２２日開催の理事会終了後に文部科学記者会等との懇談会を予定している旨報告があった。

○　議長が閉会を宣した。

一 般 社 団 法 人 国 立 大 学 協 会
令和３年度 第４回 理事会 議事録

１　日　　時　　令和３年１０月２２日（金）　１５：００～１７：００

２　場　　所　　東京都千代田区神田錦町３－２８　学士会館　２階　２１０会議室

３　出席者　　永田恭介（議長）、大野英男、西尾章治郎、牛木辰男、林　佳世子、
山口宏樹、戸渡速志、寳金清博、空閑良壽、穴沢　眞、玉手英利、
田中雄二郎、益　一哉、中山俊憲、齋藤　滋、松尾清一、湊　長博、
今岡春樹、伊東千尋、槇野博史、岡　正朗、佐野　輝

４　出席監事　　田野俊一（監事）、上田孝典（監事）

５　その他の出席者　　藤井輝夫（会長補佐）、中野　聡（会長補佐）、
長谷川眞理子（会長補佐）、山崎光悦（会長補佐）、
野田敦敬（会長補佐）、平川　南（会長補佐）

６　議事の経過及び結果

○ 定款第３２条第５項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
○ 開催時点で理事２１名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

Ⅰ　報告事項

１．前回理事会以降の事業報告
議長から、前回理事会（令和３年７月７日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

２．各委員会等からの報告
議長から、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。
続いて、各委員会委員長から報告があった。

（１）入試委員会委員長より、以下のとおり報告があった。
・７月２０日から７月３０日の期間で入試委員会書面審議を、８月から１０月にかけて第５回、第６回、第７回、第８回入試委員会を実施した。
・書面審議では、今年度の「入学者選抜についての各大学における入試業務上の留意点」および「追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について審議を行い、了承された。この2件については、資料２－１－１及び資料２－１－２の

とおり８月４日付で各大学へ通知した。
・国大協の「国立大学協会の基本方針」で、共通テストの枠組みでの英語民間資格・検定試験および記述式問題についての記載および関連ガイドラインで運用停止としていた箇所の削除等について審議し、入試委員会案を取りまとめた。本件については、理事会書面審議及び総会書面審議を行い、資料２－１－３のとおり９月２１日付けで公表を行った。
・大学入試センターから、２０２４年度の大学入学共通テストにおける「情報Ⅰ」の経過措置について、７月２６日付で照会があり、各大学へ実施した意見照会の結果を踏まえて議論を行った。議論の結果、旧教育課程に対応した経過措置問題を作成する案に対して、「情報Ⅰ」と経過措置問題の難易度に差が出ないことや、一定の平均点差が生じた場合の得点調整の実施などの条件を付した上で、経過措置として適当であると回答することで了承され、資料２－１－４のとおり入試センターへ回答したところである。
・入試センターからは、「情報Ⅰ」において旧課程に対応した経過措置問題が出題されることは決定したものの、その出題形式や得点調整の有無といった詳細は示されず、これらについては年度内に決定する目途であるとの説明を受けた。
・２０２４年度の入試に向けては、各大学は２年程度前予告として来年９月から利用科目等を公表することになるため、１月には国大協としての方針を示す必要があることから、２０２４年度以降の国立大学の入学者選抜制度をどのような基本方針とするべきか議論し、資料２－１－５のとおり入試委員会案を取りまとめ、１０月２１日付で各大学へ意見照会を行った。「６教科８科目の原則」の記載案については通し番号５１ページのとおりである。
・本件については、各大学への意見照会の後、今後も引き続き議論を行い、１２月の理事会で審議した後、１月の総会で審議・公表することを目途に、２０２４年度以降の国立大学の基本方針の作成を進めることとしている。

（２）国際交流委員会委員長より、以下のとおり報告があった。
・７月２０日に英国大学協会と共催で、両国の学長等による国際会議をオンラインで開催した。これは国大協において実施した初のオンライン国際学長会議となった。
・１０月２０日にはフランス大学長会議とドイツ大学学長会議と合同で、3か国の学長等による国際会議をオンラインで開催した。いずれも多くの大学からご参加いただき、ポストコロナを見据えた海外の高等教育機関との更なる連携の支援という目的に資する、活発なご議論をいただいた。
・今後は１１月１８日に台湾とのオンラインによる学長会議を実施し、１月頃には英国の研究評価制度及び社会的インパクト評価に係る講演会の実施を予定している。
・通し番号５９ページの「３．国際交流委員会での議論について」について、２０２１年以降の教育の国際化に係る目標については、ポスト留学生３０万人計画を見据えた政策等を踏まえて国際交流委員会で検討していくこととなっている。第１回委員会では文部科学省を交えて意見交換を行うとともに、今後の政策立案の進展に応じて引き続き情報共有いただくように依頼した。
・「５．その他」についてEUA（欧州大学協会）から、各国・地域の大学団体が連携して

世界の諸課題に対応するためのフォーラムの創設について提案があった。１０月７日に、永田会長及び小職等が、EUAのMichael Murphy（マイケル・マーフィー）会長らと打ち合わせを行い、国大協としても前向きに検討していきたい旨、意見を述べたところである。

（３）事業実施委員会委員長より、以下のとおり報告があった。

・３月２日に国立大学法人総合損害保険運営委員会へ国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について諮問し、１０月７日に国立大学法人総合損害保険運営委員会から答申があった。この答申をもとに、１０月１４日の事業実施委員会にて「令和４年度国大協保険の基本方針（案）」を策定した。

・令和３年度国立大学法人トップセミナーについて、「３ 研修等事業について」の（１）②のとおり、8月２６日に「２０２１年度国立大学法人トップセミナー」をWEB開催し、６３名の学長先生にご参加いただいた。研修会中の分科会においては、７つの班に分かれて活発なご議論をいただき、意見交換を行う非常に良い機会となった。

・9月３日から9月４日に令和３年度ユニバーシティ・デザイン・ワークショップをWEB開催し、５５名の方にご参加いただいた。

・研修会は、将来の経営人材の育成とマネジメント力の向上及び参加者間のネットワーク構築を目的とし、内閣府総合科学技術・イノベーション会議常勤議員の上山隆大氏と、情報・システム研究機構監事及び筑波大学名誉教授の吉武博通氏にご講演いただいた。その後、参加者各自が事前に作成したレポートをもとに、グループディスカッション形式で計５時間にわたる活発な討議を行い、さらに計４時間半の全体討議を行った。

・参加者の皆様には、本ワークショップでの議論等につきまして、学長をはじめ、理事の皆様に報告をしていただきたい旨依頼したので、各学長におかれては、是非参加者から概要をお聴き取りいただき、広く成果を共有したいと考えている。

・なお、本研修会は、来年度以降も継続的に開催する予定で、このワークショップの経験者の中から学長が出ていることもあり、今後も積極的に参加者のご推薦をお願いしたい。

（４）地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革WG座長より、以下のとおり報告があった。

・文部科学省より「国立大学法人ガバナンス・コード」の変更案に対する意見照会があったので、WGにて意見を取りまとめ、資料２－６－１のとおり回答した。

•文部科学省作成の変更案は資料２－６－２から資料２－６－４に掲載されているとおり、今年度５月に改正・交付された「国立大学法人法の一部を改正する法律」に合わせた文言の修正・追加が主となっている。

・新旧対照表には文言の修正・追加があった部分において、法人法改正施行通知の「2.留意事項」から新たな文言を使用している旨記載があるが、留意事項に記載がなかったり、法令及び留意事項と比べると踏み込みすぎた記述となっている変更点等に対して主に意見した。

・今年度中のガバナンス・コードの変更に向け、今後も文部科学省との意見交換等進めていく。

・今年度の各法人のガバナンス・コードへの適合状況等の報告については、１０月末が公表の期限とされているので、期限までに公表いただくようお願いしたい。

（５）第４期中期目標期間における運営費交付金検討 WG 座長より、以下のとおり報告があった。

・文部科学省の「第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」の審議まとめ（以下、審議まとめ）において、「アウトカム指標に見直すこと」「定量的指標に見直すこと」「経営改革に係る指標も真に必要なものに厳選すること」が指摘されていることを踏まえ、どのような指標を見直すべきか検討しているところである。また、現在の指標のうち、特に教育・研究に関する指標は一朝一夕に大きく順位等が変わるものではないことから、伸び率を見ること等も検討している。これに加えて、グループ分けの在り方など順次検討を進めていく。

・通し番号１２３ページは「運営費交付金の配分における共通指標の改善に係る方向性」について、これまでの評価検討部会における検討状況を整理したものである。これまで、国大協では６年間の中期目標期間全体を見通した大学経営が可能となる仕組みの確立を強く要請してきた。そのため、全ての国立大学の教育・研究の質的向上に資する共通指標の具体的な在り方を主体的に提案することを目指し、共通指標及びその活用の在り方について、真摯に検討を重ね、改善に資する提言を行ってきた。

・一方、文部科学省の審議まとめでは、共通指標による運営費交付金の配分は第３期中期目標期間に引き続き「必要な見直しを行ったうえで実施するべき」とされている。そのうえで、具体的な評価指標の見直しに関しては、「アウトカム指標に特化し、定量的かつ政策誘導効果のある指標に厳選すべき。」という方向性が示された。これに加え、各大学の改革努力を適切に反映するための工夫として、「伸び率」に関して、「各国立大学の規模や組織体制により相対評価の結果が固定化することなく、各国立大学の改革努力が的確に反映されるよう、例えば、指標に係る当該年度の数値による比較だけでなく、毎年度の伸び率も加味する等の指標の工夫も検討すべきではないか」という考え方も盛り込まれている。

・以上の方向性に対して、国大協としては社会に大学の改革状況を示す観点から、特に重要と考えられる項目については、評価項目を削減するのではなく、例えば現行の評価項目の修正や評価方法の工夫等を行うことにより、更なる大学の質の向上に資する指標として継続させることも必要であると考え、【１．令和３年度における「教育」、「研究」、「経営改革」に係る評価指標・項目に関して、見直しを求める事項について】、【２．教育に関する新たな評価指標・項目の検討について】、【３．「伸び率」を加味することについて】の３つの観点から、運営費交付金の配分における共通指標の改善に係る方向性について意見を取りまとめているところである。

【１．令和３年度における「教育」、「研究」、「経営改革」に係る評価指標・項目に関して、見直しを求める事項について】

・「博士号授与の状況」は、現在、博士課程学生への支援が推進されていることに鑑み、博士後期課程学生の入学者数向上に向けた取組の実施状況及び改善の状況を加えることを提

案している。これは国の施策でどのような効果が出てるのかということを、国民に知らせる意味でも重要なことであると考えている。
・「カリキュラム編成上の工夫の状況」は、現在、教育に関する指標への配分は他の指標に比して配分額に占める割合が小さいため、教育に関する配分額を維持する観点から、きめ細やかな評価の実施や、評価項目によっては学部・大学院など対象とする区分の明確化を図ることを提案するとともに、達成率が高く当然実施すべき項目は必要性自体の再検討を提案している。現在設けられている項目は、ほとんどの大学で達成されているものが多く、今後、項目自体が削除されていく恐れがある。しかし、教育関係の配分額の比率がさらに小さくなることは好ましくないため、より良い新たな項目を考えるなどの様々な工夫をしつつ、教育関係の配分額が大きく削られることがないよう検討しているところである。
・「若手研究者比率」は、各大学における比率上昇への努力を社会に示す観点からも、採用者数に占める若手研究者比率を併せた指標とすることを提案している。
・「人事給与マネジメント改革推進状況」は、人事計画の策定状況は重要であるものの、達成率が高い項目が多く削除される可能性があることから、ガバナンス・コードも踏まえた改善を通じた項目の維持を提案している。全学統一的な業績評価の実施状況についても同様の理由から、実際に給与に反映させている割合の評価を行うよう改善の上、項目の継続を提案している。
・「ダイバーシティ環境情勢の状況」は、よりアウトカムを重視するような形で見直しが必要な場合、外国人留学生数の評価項目を卒業・修了者に占める比率に見直すことを提案している。
・「会計マネジメント改革状況」は、実施して当然と考えられる項目の必要性について再検討を提案するとともに、達成率が高く削除される恐れがあるものの、真に重要であると考えられる評価項目については、改善及び継続を提案している。
・「施設マネジメント改革状況」は、施設整備費補助金において別途行われている評価事項と重複する項目の整理を提案するとともに、国立大学の施設整備が、国の目指す方向と一致していることを社会に示すことができる項目の維持を提案している。現在、文部科学省は、地域との共創という観点から、イノベーション・コモンズという概念を全学的に展開することを求めており、関連した項目を設けることによって、地域貢献についてもそこで評価がなされるようなことも提案していきたいと考えている。

【２．教育に関する新たな評価指標・項目の検討について】
・教育に関する指標のうち、特に「カリキュラム編成上の工夫の状況」はインプット指標であることから指標自体が削除され、教育への配分額が削減される恐れがある。そのため、新たな項目の提案を行っている。文部科学省には、教育に関してはアウトプット指標だけで見られるものではないということも、強く申し述べていく。

【３．「伸び率」を加味することについて】
・教育研究に係る指標は、一朝一夕に大きく数値が変わることは難しいため、各大学の改善努力が反映されるまでには時間を要する。そのため、大学の改革努力を的確に反映させ

るための仕組みとして「伸び率」を加味することが有効と考えられる。そのことから、評価検討部会では以下の３点の検討を行っている。

・１つ目は「伸び率」を加味する指標について、評価年度の実績値に加え、当該実績値の「伸び率」を加味することの優先度や、重要度が高いと思われる指標を検討している。示している指標は、評価検討部会委員の意見で優先度が高い順に記載している。「常勤教員当たり研究業績数」は優先度が高いとの意見が多く、研究業績の量的な伸びを比較できるメリットがある一方で、運営費交付金が増減すると研究業績数も増減するとのデメリットが指摘されている。「常勤教員当たり科研費獲得額・件数」は優先度が高いという意見が多く、分野を問わず比較することができるメリットがある一方で、予算の上限がある中での比較であり、伸びを見ることが適切かといったデメリットが指摘されている。受託・共同研究受入額は、運営費交付金以外の財源獲得実績を比較できる一方で、地域的な違いを考慮する必要がある。以下、優先度が比較的高いと考えられる指標として、寄附金等の経営資金獲得実績などの指標が続いているが、いずれもメリット・デメリットを勘案して検討する必要がある。

・２つ目は「伸び率」を比較する基準をいつにするかという点についてである。①前年度と比較する、②常に一定期間の差で比較する、③基準年を設定し、その時点からの伸びを毎年加味する、④第３期の平均値を基準年とするというパターンを検討している。短期間で比較するべきか、またはある程度の期間で比較するべきかという点と、過去のデータと比較する場合のデータ算出に係る作業負担とを併せて検討している。

・３つ目は「実績値」と「伸び率」のどちらを重視して配分に反映すべきかという点についてである。これまでの各大学の実績と、各大学による改革努力の成果をどのように勘案し配分に反映すべきかを検討している。評価検討部会での議論では、「実績値」と「伸び率」を同等に扱うという意見が最も多いが、「伸び率」ではなく、伸びの絶対値で比較することも考えられるとの意見もある。

・以上について、ご意見を頂き、その後 WG においても検討の上、速やかに検討結果等をとりまとめ、文部科学省に意見を提出する予定である。

（６）国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する WG 座長より、以下のとおり報告があった。

・国立大学協会の会費に関する規程では、現行の会費算定基準の適用は令和３年度までとなっていることから、本年６月１４日に開催された臨時理事会において本WGが設置された。これまで８月から１０月にかけて計３回WGを開催し、「国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する検討報告」のとおり結論を得た。

３．各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

４．会長からの報告

（１）「産学協議会幹事会」の開催について、経団連と国公私立大学団体の代表者より構成さ

れる「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」について、７月２１日に「幹事会」が開催された。資料は４－１のとおり。
・昨年度に引き続き、大野先生には就職問題懇談会の座長として、十倉経団連会長とともに共同座長にご就任いただいている。
・今年度は、４月に公表された昨年度の議論の報告書等を踏まえて、引き続き、資料に掲載の２つの分科会にて検討を進めることとなる。産学連携推進分科会については、位田滋賀大学長に分科会長として昨年度に引き続きご就任いただいている。
・産学連携推進分科会では、ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育の実現に向けた対応や、Society5.0 人材育成に向けたリカレント教育プログラムの検討等について議論していくこととされている。
・採用・インターンシップ分科会では、学生のキャリア形成支援についての教育活動と採用選考活動のあり方や、昨年度から検討されてきた、新たな理解に基づくインターンシップの類型等について議論を深めることとされている。

続けて、大野副会長より、以下のとおり補足があった。
・幹事会と就職問題懇談会が開催されているので、その二つの会議について簡単にご報告させていただく。
・幹事会は、分科会でどのような議論をするべきか方向性を決めるところであり、私からは、産学連携推進分科会に関しては、大学教育・産学連携・地域活性化人材の育成という観点から、カーボンニュートラルを含めた実践の場としての人材育成を含む、産学連携を検討テーマに追加することについて申し上げてきた。
・採用・インターンシップ分科会の方向性につきましては、前回の理事会で奈良女子大学の今岡先生から、博士人材の育成支援について産業界に対して発言をするべきだというご意見があったので、そのように多様な博士人材を広く活用していただきたいということを申し上げてきた。
・その後 10 月 14 日に就職問題懇談会が開催され、そこでは就職の日程を考えるということで、３月広報開始、６月採用選考開始ということで、関係省庁連絡会議に依頼することになった。また、学生の学習環境の確保が最優先であるということ、ワンデーインターンシップという呼称を使用しないことは、産学協議会での方向性と一致したものが出されているところである。

（２）魅力ある地方大学の実現について、魅力ある地方大学を実現するための支援の在り方については、これまで文部科学省中央教育審議会大学分科会にて議論してきたところ、本年８月に大学分科会としての目指すべき方向性が公表されたのでご報告する。
・本件については今年度の取りまとめに向けて、議論を継続しているところである。大学分科会には、国立大学からは大野先生や長谷川先生、湊先生、越智先生に委員としてご参加いただいている。
・７月１３日に、「地域連携プラットフォーム等の構築促進に向けたシンポジウム」が開催されたのでご報告する。このシンポジウムは、先進的な取組を進める大学等の事例発

表等により、なぜその取組がうまくいったかという点や課題等を共有することで、各地域における取組みを一層推進する目的で開催された。国立大学からは山梨大学、九州大学よりご発表いただいた。シンポジウムの資料については文部科学省ウェブサイトに掲載されているのでご参考いただき、各大学における地域連携等を一層進めていただくようお願いしたい。

（３）総務省の独立行政法人評価制度委員会により、国立大学法人の直面する課題等を把握し、国立大学法人評価や組織・業務見直しの実施状況を確認する等の目的で、８月５日にヒアリングが実施され、山口専務理事にご対応いただいた。

（４）８月１８日に衆議院第１議員会館多目的ホールにおいて、国公立大学振興議員連盟第２０回総会が開催された。資料は４－４－１のとおり。

・国大協からの説明として、国立大学が第４期を迎えるにあたり、予算の充実に向けて取り組もうとしていること、担っていくミッションとそのためにお願いしたい支援を中心にご説明させていただいた。

・また、松尾太加志公立大学協会会長から公立大学の取り組みと課題について、そして文部科学省の伯井美徳高等教育局長、山﨑雅男大臣官房文教施設企画・防災部長から、令和４年度概算要求に向けた文部科学省の検討状況等について説明があり、質疑・意見交換が行われた。

・令和４年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議が採択され、河村建夫国公立大学振興議員連盟会長より丹羽秀樹文部科学副大臣へ決議書が手交された。

（５）９月２９日に令和４年度における国立大学関係予算の充実及び税制改正等要望のため、自民、公明両党の国公立大学振興議員連盟の役員等を訪問し、要望書を手交した。資料は４－５のとおり。

・１０月１日に文部科学省関係各所を訪問し、要望をお伝えした。

・１０月１２日には、文部科学省文教施設企画・防災部が全国知事会との連携について相談するため、全国知事会副会長であり文教・スポーツ常任委員会委員長である浜田香川県知事を訪問することとなり、国大協からは玉上審議役が同行し、香川県政策部長と面談し予算・税制等に関する要望書を手交するとともに、支援のお願いをした。

・文部科学大臣を含む政務三役への要望書の手交については、新たな政務三役への手交を文部科学省と調整をしており、近日中に行う予定である。要望書については各大学の連絡担当窓口宛てにデータでもお送りしているので、各大学において行われる要望活動等にも適宜ご活用いただきたい。

（６）１０月８日に令和３年度補正予算における国立大学関係予算の充実等要望のため、文部科学省及び自民、公明両党の国公立大学振興議員連盟の役員等を訪問し、要望書を手交した。資料は４－６のとおり。政府において補正予算に向けた動きが急遽出たことか

ら、時間的な制約があったため、理事会に諮らず発出したことについてご理解をお願いしたい。

（７）新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生の入国が制限され、私費外国人留学生については入国ができない事態が長期化していることを受け、９月３０日に文部科学省に「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う私費外国人留学生の新規入国の緩和に関する要望」を提出した。資料は４－７のとおり。

・要望書では、今般の緊急事態宣言等の解除に当たり、各大学における責任ある受入れ体制と感染予防措置の徹底を前提とした上での、私費外国人留学生の新規入国停止の緩和等を要望している。なお、この要望書は１０月１日に私から文部科学省の増子高等教育局長に手交した。

・また、１０月上旬に留学生数の多い８国立大学を対象に、入学済みでオンラインで学修をしている者を含め、入国できず待機している私費外国人留学生数の調査を行ったところ、昨年の４月以降合計４,９４２人が入国できていないことが判明した。これら８大学の私費留学生数が、国立大学全体の私費留学生数の４７％を占めていることを踏まえると、国立大学全体ではおよそ１万人が入国できず待機しているものと推定される。

（８）７月１３日に共産党より、第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方及び若手研究者の雇用状況等についてヒアリングがあり、山口専務理事にご対応いただいた。国大協からは「１８の提言」について概要を説明し、理解と支援を求めた。

（９）日本学術会議との意見交換の実施について、７月２７日に梶田日本学術会議会長と懇談を行った。その際、理事会において意見交換の場を設けることで合意したため、次回１２月の理事会に日本学術会議をお招きし、意見交換を行う予定である。

（１０）総合科学技術・イノベーション会議「世界と伍する研究大学専門調査会」において、大学ファンド事業に係る制度の調査・検討が行われているところ、7月１９日に第６回、７月２７日に第７回が開催され、資料４－９－２のとおり中間とりまとめ案が了承され、その後公開された。

・９月１０日に第８回の調査会が非公開で行われ、１０月８日の第９回の調査会では、大学ファンドによる支援の基本的考え方について意見交換が行われた。会議資料については、内閣府のホームページに掲載されているのでご確認願いたい。

・一方で、CSTI の中間とりまとめにおいて、「実際の制度改正等の在り方については、関係府省庁で検討を行い、本専門調査会の最終とりまとめに反映していく」こととされ、文部科学省に「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」が設置された。第１回の検討会は９月７日に開催され、資料４－９－４のとおりこれまでの検討状況を確認するとともに、特定研究大学に求められるガバナンスについて議論された。

・１０月１４日に第２回検討会議が開催され、資料４－９－５、資料４－９－６、資料

４-９-７のとおり、求められるガバナンスや関連する規制緩和などが議論された。今後は１１月中には文部科学省での検討を取りまとめ、CSTI の専門調査会に報告するとともに、CSTI においても１２月には最終まとめを取りまとめるスケジュールと聞いている。また、来年の通常国会には国立大学法人法の改正案を提出する予定と聞いている。

・なお、この検討会議の開催を受け、９月１０日に文部科学省国立大学法人支援課を訪問、９月２９日には渡海議員を訪問し、意見交換を行った。その際当方からは、特定研究大学における学長と、最高意思決定機関である合議体との役割分担を明らかにすべきこと、また、合議体の権限と責任を明らかにすべきこと、規制緩和はすべての大学を対象にすべきであること、最後に、別途地方大学の振興に関わる予算立てについてパッケージで考えること等をお話しした。本検討会については、各大学としても動向を注視していただくようお願いしたい。

続けて、CSTI の動向について、藤井東京大学長より、以下のとおり報告があった。

・中間まとめ以降、まだ具体的な話はあまり進んでいない状況である。資料については３２４ページ以降をご確認いただきたい。

・私がこの中で繰り返し申し上げていることは、やはり大学が自立的に、あるいは創造的に活動をしていけるような方向でぜひご議論いただきたいということである。社会との間で、ある意味公共を担う組織体であるので、社会からの支持、あるいは支援も受けながらやっていくということができるようになるための仕組みとして、ぜひお考えいただきたいということを諸会議で申し上げている。

・大学ファンド関連以外の話題としては、女性研究者の活躍促進の件、総合知の戦略的推進、地域の中核となる大学振興等の議論が進んでいるところである。

・また、教育・人材育成ワーキングが設置され、STEAM 教育やギフテッドの子供達等、どのように個別最適な学びを実現していくかといった議論も進んでいるところである。

Ⅱ　協議事項

１．2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた国立大学としての取組みについて

まず議長から、本件については大野副会長よりご提案いただき、今回の理事会で執行部提案として挙げている旨発言があり、続けて大野副会長より詳細について説明があった。資料は５－１のとおり。

・資料前半は政府の動きであり、中盤から国立大学、我々がこれまで伝えてきたことについて記載されている。第４期中期目標期間に向けた 18 の提言においても、カーボンニュートラルの重要性について述べられている。

・施設整備にも非常に関係があることが予想される。カーボンニュートラルなキャンパスを作るということで、施設整備費もそこについてくるのではないかと考えている。

・環境配慮促進法について、特定事業者としては 59 の国立大学法人が、環境報告書の作成・公表が義務づけられている。その他の国立大学法人については、努力義務として、環境情報の提供を行うこと等が求められている。また、独自の取り組みとして環境報告書等を作成・

公表している７法人を合わせると、現在計 66 法人 67 大学が環境報告書等を作成して公表していることになる。
・本件が協議事項である意味は、これらを皆様に作成していただき、国立大学協会のホームページに掲載し、国立大学全体としてカーボンニュートラルについて積極的に取り組んでいるという形を作りたいというところにある。
・１９大学はまだ作成・公表に至っていないので、可能であれば年度内を目途にご作成いただき、国大協のホームページに掲載し、来年度の概算要求等では、国大協はこのように準備が出来ているとか、カーボンニュートラルなキャンパスにしたいとか、18 の提言でも謳っている形にしていきたい。
・以上の事柄について、全大学にお願いしてよろしいかどうかという提案である。

協議の結果、カーボンニュートラルの実現に向けた国立大学としての取組みについて、全国立大学へ依頼することとなった。

２．国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する検討報告について
国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する検討報告について、林 WG 座長から説明があった。資料は５－２のとおり。
・現行の会費算定基準は、各会員共通に負担する基本額９０万円に、学生収容定員数及び運営費交付金に外部資金を加えた財政規模について、規模別の負担額を加えた額を基礎額とし、これに所属する職員を国立大学協会に出向させている場合には、基本額９０万円を免除して各会員の会費額としている。
・見直しにあたっては、①第３期中期目標期間における財政規模の推移、②国立大学協会の決算状況、③新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の事業展開、④法人統合による会費収入の減額影響、⑤職員を出向派遣する会員への支援充実などについて、論点を整理しながら検討を行った。
・前回（平成２８年度）の会費改定時に発生していた繰越額約２億３千万円については、これを計画的に縮減するために、会費の減額や国際交流活動の拡充などの新規事業を展開することにより、令和２年度決算では繰越額が約６千万円減の約１億７千万円に縮減されている。令和４年度以降については、新型コロナによる事業実施の見直しによる影響等を勘案した上で、国際交流活動等の拡充した事業を引き続き実施するとともに、今後見込まれる法人統合による会費収入の減額や、出向者派遣会員大学に対する支援の充実に充当することが適当である。
・なお、法人統合による会費収入の減少に対し、正会員以外の大学からも会費徴収が可能か検討を行った。しかしながら、定款において正会員が会費を納めることが決まっており、また、令和元年１１月の総会において、正会員は国立大学法人とすることが確認されていることから、本 WG では正会員の位置づけが理事会等で変更された際には会費規程の見直しを検討することとした。
・現行の会費算定基準は、基本額、規模別負担額とも適当である。なお、職員派遣に協力している会員に対する支援の充実を図るため、会費からの基本額免除については廃止し、新た

に出向契約に基づく出向料として支援額を増額することが適当である。
・会費算定基準の適用期間については、現行と同様に６年間とすることが適当である。なお、突発的な事象等により会費額を見直す必要が生じた場合への対応として、２年目、４年目に確認を行うことが適当である。
・以上の検討報告に基づき、別紙１のとおり会費規程を一部改正するとともに、別紙２のとおり出向料の申し合わせを新設する。なお、会費の一部免除の申し合わせについては廃止するのでご審議願いたい。

審議の結果、原案のとおり１１月１２日開催の総会において、「国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する検討報告書」を説明したうえで、会費規程の一部改正について審議を諮ることとなった。

３．国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について
松尾事業実施委員長より、国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について説明があった。資料は５－３のとおり。
・昨年度の３月２日に事業実施委員会から国立大学法人総合損害保険運営委員会へ国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について諮問し、それに伴い、保険運営委員会が計４回、保険運営委員会のコアメンバーからなるワーキングが計３回開催された。「答申に関する論点整理」が策定され、記載内容については事業実施委員会書面審議にて承認された。その後、各大学に対し、国大協保険の安定的な制度維持に関する意見照会を行った。
・意見照会を行った結果、１１大学から回答があり、いずれも国大協保険の見直しの方向性についてご賛同いただく内容だった。各大学からの意見照会結果を踏まえ、保険運営委員会にて、資料５－３－１及び５－３－２のとおり、「国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について（答申）」と「令和４年度国大協保険の意見書」が策定された。答申及び意見書をもとに、事業実施委員会にて「令和４年度国大協保険の基本方針（案）」を、資料５－３のとおり策定した。
・本日は、資料５－３「令和４年度国大協保険の基本方針（案）」について協議いただきたい。基本方針は３つのパートで構成しているが、今回ご意見等をいただきたいのが「第３ 安定的な制度維持について」である。記載のとおり、近年メニュー１全体の損害率が継続的に上昇していることから、安定的な制度維持のための対応策について検討し、２つの方針を策定した。
・１点目は、「火災事故防止策による支払保険金の削減方策」についてである。損害率悪化の要因の１つとして、多額の保険金支払いをもたらす火災事故が頻発しており、その多くが各大学の研究室や実験室での不注意によるものである。各大学へ日々の安全管理の徹底等、火災事故防止への対応力を強化することをお願いすると同時に、リスクマネジメント専門会社に、大学等に対する調査・ヒアリング等を依頼し、その成果を基に国大協において、事故防止に向けた好事例、参考規則・マニュアル等を共有するなど、火災事故防止策の周知徹底を図ることを実践する必要があると考えている。
・２点目は、「安定的な制度維持のための保険料算定方法の見直し」についてである。近年悪

化した損害率が続いており、今後についても大きく改善する見通しが立たないことから、損害率に応じた保険料の設定となるように損害率調整係数の改定及び全体係数の再導入を行い、メニュー1 財産保険（基本補償）の保険料算定方式の見直しを早急に行う必要があると考えている。
・なお、本基本方針（案）については、１１月１２日開催の総会においても協議いただいた上で確定版とし、１１月中下旬を目途に各大学へ通知させていただく予定である。
・また、総会後の流れとしては、確定した基本方針を基に、メニュー１財産保険（基本補償）の適切な保険料水準の設定に向けて、損害率調整係数及び全体係数について引受保険会社との交渉等を行い、次年度の保険料確定に向けて準備を進めていく。

続けて、戸渡常務理事から補足説明があり、審議の結果、原案のとおり、「令和４年度国立大学法人総合損害保険の基本方針（案）」をまとめることとし、１１月１２日開催の総会でも協議を行い、確定版とすることとなった。

４．諸規則の改正等について
戸渡常務理事より、資料５－４－１に基づき、一般社団法人国立大学協会支部規程の一部改正について説明があった。
・一般社団法人国立大学協会支部規程の一部改正について、新旧対照表現行の第４条第２項においては、支部推薦理事の選出方法について無記名の投票と規定しているところであるが、支部によっては協議による選出が行われていることから、現状にあわせて協議による選出もできるよう改正を行うものである。
・別表１、別表２については、すでに国立大学法人法の改正が行われているが、令和４年４月１日に国立大学法人の統合により、北海道地区支部において「小樽商科」「帯広畜産」「北見工業」の３法人が「北海道国立大学機構」となり、また近畿地区支部において「奈良教育」「奈良女子」の２法人が「奈良国立大学機構」となることから、「東海国立大学機構」設立の際の取り扱いに準じて、別表１の所属会員の改正を行うとともに、別表２において法人数の改正を行うものである。
・なお、この改正は新たに設立される２機構の国立大学協会への入会を前提に改正しているが、入会に当たっては国立大学協会定款第７条に定めるところにより、入会申込書の提出、総会での承認が必要となるため、別途手続きをお願いしたい。
・また、別表２注書き２のとおり、「国立大学法人に理事長が置かれる場合は、当該地区支部の委員定数の合計を理事長数分増員する」こととなっており、「この場合、最小数の委員会から増員すること」となっていることから、北海道地区支部においては広報委員会に新規１名、近畿地区支部におかれましても、広報委員会に追加で１名の委員を選出するようお願いしたい。また、東海・北陸地区の東海国立大学機構においても令和４年４月から理事長が置かれることから、広報委員会に追加で１名の委員を選出くださるようお願いしたい。
・なお、今回の所属会員の改正により、各地区支部ごとの法人数と支部推薦理事数について不均衡が生じることとなるが、理事定数の変更については総会において審議が必要であり、今回示している改正案は理事数の変更を行わない数にしている。東京地区と近畿地区が法人

数は同一となるが、理事数の変更を行わないことを前提にして、大学数の多い近畿地区の理事数を現状のままとしている。なお、過去、支部推薦理事等の定数の見直しを行った際には、「役員体制等検討ワーキング・グループ」を設置して検討を行った経緯があるので、ご審議の結果、変更について検討する必要があればワーキング・グループを設置し、一年程度かけて検討していただく必要がある。

続けて、戸渡常務理事より、電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規則の制定について説明があった。

・令和３年度の税制改正により、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」が見直され、法人税に関する取引記録のうちインターネット等による取引や電子メールにより行われた取引について、紙媒体での保存が廃止され、電子データでの保存が義務化された。

・電子データの保存等にあたっては、真実性や可視性を確保する必要があるとされ、電子データの訂正削除の防止に関する事務処理規程の備え付け必須条件とされたことから、「一般社団法人国立大学協会電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規則」を制定することとしたい。

・第１条では、法令に基づき適正に保存する旨を定めている。

・第３条では、電子取引の範囲として、電子メールやクラウドサービスを利用した請求書等の授受が対象となる旨を定めている。

・第４条では、データ保存期間は法令に従い７年間と定めている。同条２項では、電子媒体と紙媒体の双方のデータがある場合には、紙媒体を保存する旨を定めている。

・第６条では、運用上の管理責任者を総務部長とし、処理責任者については事務局長が指名した者と定めており、現時点では総務部主幹にすることとしている。

・第７条では、訂正及び削除が原則禁止とされているが、やむを得ず訂正及び削除を行う手続きについては、第８条で定めている。

・規則の施行開始時期は、令和４年１月１日となる。

審議の結果、諸規則の改正等について了承いただき、支部規程の一部改正については総会に諮ることとなった。

５．第２回通常総会の日程等について

議長より、１１月１２日（金）に開催を予定している第２回通常総会については、７月の理事会で報告したとおり、当初予定していた山梨県での開催を見送り、東京での開催となった旨説明があった。また、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきたことを踏まえ対面での開催としていること、今回は学士会館での開催ではなくベルサール八重洲での開催となることについて説明があった。

Ⅲ　その他

１．国立大学法人を巡る状況について

「大学ファンド」「運営費交付金の配分における共通指標の改善」「研究インテグリティ」「留学生のアフガニスタンからの退避支援」「個人情報保護法の改正」等に関して、意見交換が行われた。

○　議長が閉会を宣した。

一 般 社 団 法 人 国 立 大 学 協 会
令和３年度 第５回 理事会 議事録

１　日　　時　　令和３年１２月２２日（水）　１５：００～１７：００

２　場　　所　　東京都千代田区神田錦町３－２８　学士会館　３階　３２０会議室

３　出席者　　永田恭介（議長）、大野英男、西尾章治郎、牛木辰男、林　佳世子、
山口宏樹、戸渡速志、寳金清博、空閑良壽、穴沢　眞、玉手英利、
田中雄二郎、益　一哉、齋藤　滋、松尾清一、湊　長博、今岡春樹、
伊東千尋、槇野博史、岡　正朗、櫻井克年、石橋達朗、佐野　輝

４　出席監事　　田野俊一（監事）、上田孝典（監事）

５　その他の出席者　　藤井輝夫（会長補佐）、中野　聡（会長補佐）、
長谷川眞理子（会長補佐）、山崎光悦（会長補佐）、
野田敦敬（会長補佐）、平川　南（会長補佐）

６　議事の経過及び結果

○ 定款第３２条第５項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
○ 開催時点で理事２３名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

Ⅰ　報告事項

１．前回総会以降の事業報告
議長から、前回総会（令和３年１１月１２日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

２．各委員会等からの報告
議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。
続いて、国際交流委員会委員長から以下のとおり報告があった。
英国大学協会及びResearch Englandとの共催で、オンラインにより英国研究評価制度REF（レフ）及び社会的インパクト評価に係る講演会の実施を予定している。来年１月７日まで申込みを受け付けているので、各大学からの積極的なご参加をお願いしたい。

３．各支部の活動状況
議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

４．会長からの報告

（１）文部科学省科学技術・学術審議会の下に新たに「大学研究力強化委員会」が設置され、１２月１日（水）に第１回が開催された。

・この委員会では世界と伍する研究大学のみならず、多様な大学群の形成に向けて、研究力強化に向けた施策や地域の中核となる大学の支援策等、幅広い観点から議論を行うとされている。

・国立大学からは主査として大野東北大学長にご就任いただき、藤井東京大学長には委員としてご参画いただいている。

続けて、大野副会長より、以下のとおり補足があった。

・大学研究力強化委員会で検討・議論する事項は３点あり、１点目は研究力強化に関してデータを見ながら、今後の概算要求及び中長期的な課題を継続して調査審議するということ、２点目は大学ファンドに関して、支援開始に向けて継続的に進捗状況を聴取して議論すること、３点目は地域の中核となる大学振興パッケージについてであり、それらについて議論されることとなっている。

・特に、振興パッケージと大学ファンドに関してはＣＳＴＩ等に対して、本委員会としての意見を適宜申し入れていく予定としている。本委員会の議論の進捗に関しては、引き続き会員大学と情報共有を行う。

（２）今般のオミクロン株への緊急避難的な予防措置として、外国人の新規入国が停止されたことを受け、文部科学省内に関係団体等が抱える課題や要望等を聞き対応を検討する「水際対策強化に伴う対応に関するタスクフォース」が立ち上げられた。

・１２月１０日にこのタスクフォースによるヒアリングが行われ、牛木国際交流委員会委員長が、国大協としての課題と要望事項について説明を行った。資料は４－２のとおり。

続けて、牛木国際交流委員会委員長より、以下のとおり補足があった。

・いくつかの会員校の方から課題と要望事項をいただきまとめたものが資料４－２である。

・ヒアリングには国公私の大学団体に加え、日本語教育機関の代表等が出席していた。国大協としては将来の親日家の育成という観点からも外国人留学生の受け入れが非常に重要であるという点を述べた上で、水際対策に関する課題と要望事項を３点としてまとめている。

・要望事項について、入国再開に向けた審査のスケジュールが段階的になっているが、２０２０年から２０２１年４月までのものは調べたところ少ないので、３段階に分けないでまとめて欲しいということと、２０２１年１０月から入学者のスケジュールが未定になっており審査も行われてないので、この審査のスケジュールを早期化していただきたいこと、入国が可能になった場合に備えてストップしている審査を進めていただきたいことを申し上げたところである。

・また、学修上の課題について、入国できない学生が多数いると想定できるので、必要な単位が修得できない、あるいは在学期間を延長せざるをえない場合に対しての授業料免除等の財政支援、及び留学生等が増加した場合の定員管理に対する特例措置をお願いした。

（３）１２月３日付で政府において、これまでの「教育再生実行会議」の後継として「教育未来創造会議」が立ち上げられた。資料は４－３のとおり。
・国立大学からは、益東京工業大学長に委員としてご参画いただいている。
・１２月中に初会合が開催される予定であり、情報収集し、適宜会員大学に情報共有を行う。

（４）１２月８日に、国公立大学振興議員連盟第２１回総会が開催された。
・初代会長の河村建夫先生、初代事務局長の冨岡勉先生のご勇退に伴い、新会長を元文科大臣の塩谷立先生に、新事務局長をうえの賢一郎先生にお願いすることとなった。
・国大協からは、資料４－４－１のとおり、国立大学関係予算の充実及び税制改正等の要望事項を説明した。
・また今回は、全国知事会事務総長から資料４－４－２のとおり、地方大学の振興について要望していただいた。
・続いて文科省から、令和４年度概算要求、大学ファンドに関する検討状況、施設整備についてそれぞれ説明があり、質疑・意見交換が行われた後、資料４－４－３のとおり、「令和４年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議」が採択され、塩谷会長より鰐淵洋子文部科学大臣政務官へ決議書が手交された。
・また、１２月１７日には藤原崇財務大臣政務官に対し、塩谷会長から上記決議書が手交された。

（５）令和４年度予算・税制改正要望について、公明党及び立憲民主党に書面にて要望事項を送付した。また、全国知事会副会長であり文教・スポーツ常任委員会副委員長である阿部長野県知事宛てに要望書を手交した。

（６）内閣府及び文部科学省において検討されている大学ファンド及び特定研究大学（仮称）制度について、特定研究大学（仮称）の議論も大詰めを迎えており、国立大学が納得感を持って大学ファンド及び特定研究大学（仮称）に挑戦できるよう、本制度をより良い制度とするための意見を作成し、１２月１７日に文部科学省に対して提出した。
・資料４－６のとおり、「規制緩和は、特定研究大学（仮称）に限定せず、全ての大学に適用可能とすべきである」「特定研究大学（仮称）以外の特色ある強みを最大限活用し、社会の負託に応えていく大学を対象とする充実した総合振興パッケージが必要である」「社会・産業界からの支援を拡充するための仕組みと期間が必要である」「特定研究大学（仮称）における合議体の構成員の育成には十分な時間をかけるべきである」「博士課程学生への支援を一層進めるべきである」という５つのポイントに絞って、意見を申し上

げたところである。
・提出した意見はすでに各大学にも送付している。意見の提出に際しては全大学に意見照会を行ったものの、時間的な制約があったため、理事会に諮らず発出したことについてご理解をお願いしたい。

（７）総合科学技術・イノベーション会議「世界と伍する研究大学専門調査会」が、１１月１５日（第１０回）、１２月１０日（第１１回）に開催された。会議資料については内閣府のホームページに掲載されているので確認願いたい。
・一方、文科省に設置された「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」が、１１月２５日（第４回）に開催され、資料４－７－１のとおり特定研究大学（仮称）の具体的な制度設計について議論された。
・加えて、同検討会議の下に「法制度ワーキングチーム」が設置され、１２月１７日に制度構築に向けた法制度について議論がなされた。
・今後は、１２月２４日の検討会議において、これまでの議論を踏まえ、審議まとめがなされる予定となっている。
・本検討会の検討結果を踏まえ、次期通常国会に関連法案が提出される予定であり、各大学としても動向を注視していただきたい。

続けて、藤井東京大学長より、以下のとおりＣＳＴＩの活動状況について説明があった。
・学術会議のあり方に関する政策討議がＣＳＴＩの中で行われている。学術会議が何のために改革を行うのか明らかにするということに関して、一つの共通理解とされているのは、世界的・社会的な課題はもう出てきていて、学術会議が持っている全ての分野をカバーするような学知及び学術に根差して中立的な提言していくということについて、社会からの期待が高まっていることは疑いないだろうということである。
・提言機能を強化していくために、どのようなことが必要なのかという議論をしている。
・また、総合知の活用方法について、人材の育成やキャリアパスの問題、それから活用すべき場をどのように作っていくかについても議論を進めている。
・地域の中核となる大学の総合振興パッケージの件についても今議論をしているところであり、地域との関係で言うと自治体と大学との関係の中で、国がどういったことを行うべきかという観点についての議論が行われている。
・それから、私自身がワーキングの座長を務めさせていただいている教育人材育成ワーキングについて、間もなく中間まとめを行い、後に意見募集を開始するところである。
・現在学習指導要領の折り返し地点に差し掛かっている。中教審や産構審の委員、及びＣＳＴＩの委員全体で、初等中等教育レベルから高等教育レベルまで含めて行う議論であり、子供たちの目線で考えたときに今後の教育人材育成について、どのようなことを行うべきかという議論をしている。
・デジタル化の件と相まって、子供たちの特性をいかに生かして、学び自体を時間的・空間的にどのように多様化できるのかといった議論や、探求型ＳＴＥＡＭ教育を進めていくためのエコシステムをどのように作っていくか、文理の分断やジェンダーギャップ

への対応方法等について議論をしている。

Ⅱ　協議事項

１．「２０２４年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」（案）について

岡入試委員長より、資料５－１及び資料５－２に基づき、２０２４年度以降の国立大学の入学者選抜制度をどのような基本方針とするべきかについて入試委員会で検討を重ね、基本方針案を取りまとめたため、審議いただきたい旨説明があった。

・この基本方針案については、原案を１０月２１日付で各大学に意見照会を実施し、その回答を踏まえ修正したものとなっている。

・資料５－２の見消版について、青字は現行の基本方針から削除する箇所、赤字は今回の基本方針案で新たに記載する箇所、赤字のうち黄色で色付けしている部分については、各大学への意見照会を踏まえて修正した箇所となっている。

・主な変更点について、１６２ページ、「ＳＴＥＡＭ人材」の記述について、定義や用法に関するご意見があった。また、最終段落に高等学校の新しい学習指導要領で学んだ高校生が初めて受験することになる入試であることを追加するご意見などがあり、記述を修正した。

・１６４ページの「それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき」という記述について、１次試験である共通テストの科目についてもアドミッション・ポリシーに基づいて課されるものであるとのご意見があり、記述の位置を変更した。

・１６４ページの「６教科８科目の原則」について、これまでの基本方針では一般選抜において、第一次試験として共通テストを課し、「高等学校における基礎的教科・科目の学習の達成度を測る」ことを目的として、「５教科７科目の原則」を謳ってきたところである。

・高等学校の新しい学習指導要領においては、「情報Ⅰ」が必履修科目として設定され、この「情報Ⅰ」が基礎的な教科・科目として共通テストに追加されることとなった。

・国立大学は、国大協の「１８の提言」おいて、これからの情報社会に向けた、数理・データサイエンスの知識を持った人材育成の中核を担うとしており、今後「情報」に関する知識については、大学教育を受ける上での必要な基礎的な能力の一つとして位置付けられていくと考えられる。

・国立大学にとって一般選抜で共通テストを課す目的については変わるものではなく、これらを踏まえ、入試委員会としては、高等学校における学習の達成度を測るというこれまでの考え方に基づき、一般選抜においては、第一次試験としてこれまでの「５教科７科目」に「情報」を加えた６教科８科目を課すことを「原則」とすることで、結論としたところである。

・なお、２０２４年度に実施される共通テストについては、既卒者への配慮として、現在の学習指導要領の内容に対応した経過措置問題が出題される。

・特に、「情報Ⅰ」の経過措置問題については、「情報Ⅰ」と一定の平均点差が生じた場合には、得点調整を実施することが適当であるとして、入試センターに対し意見を提出していた。

・経過措置問題の出題形式や得点調整の有無については、１２月１７日付で大学入試センターより詳細が公表された。「情報Ⅰ」の経過措置問題についても、現学習指導要領に対応した「旧情報」が出題されること、また、「情報Ⅰ」と「旧情報」の間で得点調整を行うことが決定されたところである。

・それを受け、１６５ページの「２０２４年度に実施される」から「今後決定・公表されることとなった」までの記述は削除している。
・また、第９回入試委員会の場で、高等学校における「情報」の教育環境について、文科省から見解を説明頂いたので併せてご報告する。
・「情報Ⅰ」の取扱いについては、各大学からは、高等学校における「情報」担当教員の臨時免許状・免許外教科担任が多いことによる教育環境の不安についてのご意見があったところである。
・文科省からは、教育環境には大きな地域差がないと認識しているが、情報科担当教員の専門性の向上を目指し、研修用教材・実践事例集の作成・公表を行うとともに、「情報」免許状を有する教員に「情報」を担当させるための教員の再配置や採用について、各都道府県に対してヒアリング等も実施しながら指導体制の充実に努めていく旨、説明があった。
・入試委員会としても、教科「情報」に限らず、臨時免許状については各都道府県教育委員会により授与されたもの、免許外教科担任については、校長等が各都道府県教育委員会に申請・許可されたものであると承知しており、何れも学習指導要領に沿った指導がなされているものと考えている。
・高等学校においては、新しい学習指導要領が来年度から始まることになり、「情報Ⅰ」についても必履修科目であることから、指導に向けたご準備をされているものと認識している。
・１６７ページについて、総合型・学校推薦型選抜を「今後も取組を加速・拡大していく」としている中で、ネガティブな印象を与えるのではないかなどのご意見があり、記述を修正した。
・１６８ページについて、「英語４技能」について、新しい学習指導要領ではこの表現を使用していないとのご指摘があり、「読む」「書く」「聞く」「話す」と修正した。
・１６９ページの文末の記述について、今後どのような方向性が示されるか不透明な中で、協力を前提した記載としないほうがよいとのご意見があり、記述を修正した。
・１６９ページの「入学定員管理の在り方」について、原案では、「学部レベルの留学生について、運営費交付金の返納の対象となる定員超過率の算定対象外とすること」を国に求める旨の記述としていたが、「大学設置審申請要件上の取扱い」においても緩和を求める旨を追加したほうがよいとのご意見があった。
・入試委員会で再度検討した結果、本方針は入学者選抜に関する基本方針であり、本記述は入試には直接的には関係のない事項であること、また、削除しても元々国大協の「１８の提言」に対応した内容であり、国大協として国に求めることをやめるわけではないことなどを踏まえ、記述を削除した。
・１７０ページについて、留学生の学修についての記述にご意見があり、先ほどと同様に、入学者選抜には直接関係のない内容であるとして記述を削除した。
・１７０ページの「ＩＣＴを活用した入学者選抜」について、オンライン面接等を実施するにあたり軽減される業務もあるが、新たに負担が増えた業務もあるとのご意見があり、業務負担についての記述を追加した。
・１７０ページの「各大学における入学者選抜体制の強化」について、「統一的な入学者受入システム」の記述が分かりにくいとのご意見があり、具体例を示す形で記述を修正した。

審議の結果、「２０２４年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」（案）が承認され、１月の総会に諮ることとなった。

２．「運営費交付金の配分における共通指標の改善に係る方向性について」（案）について

西尾WG座長より、資料６に基づき、「運営費交付金の配分における共通指標の改善に係る方向性について」（案）について説明があった。

・「運営費交付金の配分における共通指標の改善に係る方向性について」は、これまで本WG及びその下に設置した部会において検討を重ねるとともに、１０月２２日の理事会においてご意見をいただいた。その後、各大学に意見照会を行い、いただいたご意見を基にWGにおいてさらなる検討を進め、今回、資料としてお示しした形で案を取りまとめている。

・１７３ページからの「（２）「伸び率」を比較する基準となる時点について」の項目では、大学からいただいたご意見を基にWGで検討した結果、比較する基準となる時点は、第３期中期目標期間に比べて改革が進んでいることを示すことに加え、公正な比較が行えるよう、伸び率を比較することを提案する全ての指標について、第３期中期目標期間の初年度となる平成２８年度から令和元年度の４ヵ年度の平均値を基準とすることが適切であるとしている。

・１７５ページの「（４）「学系別」に伸び率を算出することが困難な場合の対応について」の項目では、伸び率を算出する際、学系ごとに算出したうえで、常勤教員数により加重平均し、機関としての数値を算出することが望ましいが、改組により教員が所属する学系に変動が生じる場合等、伸び率が算出できない学系が存在し得るという課題がある。

・そのような場合には、各大学が改組等により教育・研究力の強化を図る努力を数値に反映することができるよう、次善の策ではあるが、伸び率を算出するに当たっては、学系別ではなく機関全体の値を用いることが考えられるということを記載している。

・１７６ページの「〈卒業・修了者の就職・進学等の状況〉」の項目では、学系によっては、卒業・修了後に受験する国家試験などにより進路を確定するまでは、就職・進学のいずれにも当てはまらない場合があるため、確定後の進路状況を反映させることを可能とすべきであると記載している。その具体的な例としては、司法試験の結果が法科大学院の修了後の９月に確定することなどが挙げられる。

・１７７ページの「〈若手研究者比率〉」の項目では、各大学による若手研究者比率向上に向けた努力を社会に示す観点から、採用者数に占める若手研究者比率をあわせた指標とすることを求めている。また、専門職学位課程のうち、実務家教員は若手研究者比率を算出する際の対象から除外するなどの配慮が必要である旨も記載している。

・１７７ページの「〈常勤教員あたり受託・共同研究等受入額〉」の項目では、民間からの受入額に加え、国、独立行政法人、国立大学法人からの受入額も含めた上で、網羅的に評価すべきである旨を記載している。

・なお、共通指標の改善については、予算編成過程において、時機を失することなく国立大学からの意見出しを行うべく、国大協におけるこれまでの検討状況は、随時、暫定的なものとして文部科学省に申し入れてきているが、本日の理事会にお諮りしたうえで、最終版として文部科学省に提出する予定である。

・櫻井高知大学長より、【４．新たな評価指標・項目の検討について】の中の提案箇所＜社会貢献・地域貢献について＞について、具体的な形での提案内容を盛り込んでいただきたい旨発言があり、西尾WG座長より、「社会貢献・地域貢献」に関する評価項目については、運営費交付金に係る評価検討部会及びWGにおいて、再三議論を重ねたが、適当であると考えられる具体的な項目を得るに至らなかった経緯がある旨の説明があり、今後、評価項目として適当なものがあれば国大協として提案していく旨発言があった。

審議の結果、「運営費交付金の配分における共通指標の改善に係る方向性について」（案）が承認され、文部科学省に意見を提出することとなった。

３．組織運営体制等についての検討について

戸渡常務理事より、国立大学協会における支部推薦理事数の見直しの可否及び法人の長と法人の長でない学長の位置づけの検討について説明があった。

・１１月に開催された第２回通常総会において、令和４年度から北海道国立大学機構及び奈良国立大学機構が設置されるため、国立大学協会支部規程の一部改正が審議了承され、その際、支部推薦理事数について見直しの必要があるか検討することとされた。

・また、松尾東海国立大学機構長から１法人複数大学の設置により本協会における正会員及び法人の長でない学長の位置づけについても再度確認する必要があるのではないかとの提案があった。

・今までの役員体制の変遷および東海国立大学機構が設立される際に確認された正会員等の位置づけについては資料７のとおりである。

・平成２０年度及び平成２５年度の見直しの際には、いずれも理事会のもとに見直しのためのWGが設置され、１年程度かけてご議論いただいている。

・理事数の見直しについて検討を行うという方向でよろしいか、また行う場合に従来の例に倣って、新たにWGを理事会のもとに設置をする形でよろしいかご審議いただきたい。

・なお、以前理事数等の見直しを行った際は、WG委員の選出にあたって各支部から２名の候補者をご推薦いただき、会長が大学の規模や特性等を考慮して各支部から１名を指名している。今回も同様の手続きでよいかどうかについてもご意見をいただきたい。

・また、本協会における正会員の位置づけについて、令和２年度に東海国立大学機構が設立された際に、理事会及び総会で確認されたところであるが、新たにWGが設置された場合には、「法人の長」と「法人の長でない学長」の位置づけについても再度検討することでよいかご議論をお願いしたい。

・別紙３の新たにWGが設置された場合の検討スケジュール案についてもご審議いただきたい。

・WG設置の方向で進める場合、この後WG委員について支部からの推薦をうけ、会長に指名いただき、２月開催の理事会にWGの設置を審議いただいて、最終的にWGでの検討結果を踏まえ令和４年度の第２回通常総会において、令和５年度以降の組織運営体制について審議いただきたいと考えている。

審議の結果、原案のとおりとし、各支部から委員の推薦をお願いし、新たなWGの設置について次回２月の理事会で諮ることとなった。

４．諸規則の改正等について

戸渡常務理事より、「一般社団法人国立大学協会勤務時間、休暇等に関する規則」「一般社団法人国立大学協会非常勤職員就業規則」の一部改正及び「国立大学協会名義による国等への要望等について」の制定について説明があった。資料は８－１及び８－２のとおり。

・資料８－１は、国大協の事務局職員の勤務時間、休暇等に関する規則、非常勤職員就業規則について、今回の国家公務員の休暇制度改正に合わせ、不妊治療に係る通院等のための出生サポート休暇を新設するものである。また、特別休暇の対象とすべき事由から漏れていた、育児参加のための休暇についても併せて新設する。

・資料８－２は、国立大学協会名義で国等へ要望書等を提出することについて、従来取り扱っていた内容を明文化したものである。国大協名義で国等へ要望書等を提出する際は理事会で協議し、時間がない場合には常任理事会での審議を経て行うが、事後理事会で報告することとする。また、個別の要望について理事会で必要と認める場合には、事案を所掌する委員会の意見を聴取し判断するものとする。

審議の結果、諸規則の改正等について、原案のとおり承認された。

５．第３回総会・第４回通常総会の日程等について

議長より、第３回総会・第４回通常総会の日程について、資料９－１及び９－２のとおり確認がされた。

・１月２８日（金）に予定している第３回総会については、大学入学共通テストの追・再試験の日程との兼ね合いからＷＥＢでの開催を予定している。

・また、第６回理事会開催日から日程的な余裕がないため、併せて今回の理事会に諮らせていただく３月４日（金）に開催予定の第４回通常総会について、現段階で対面での開催を予定しているが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等からＷＥＢでの開催に変更となる場合もある。

Ⅲ　その他

１．国立大学法人を巡る状況について

「新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）の感染が拡大した場合の入試対応」について、意見交換が行われた。

２．日本学術会議との意見交換について

日本学術会議と意見交換が行われた。

○　議長が閉会を宣した。

一 般 社 団 法 人 国 立 大 学 協 会
令和３年度 第６回 理事会 議事録

１　日　　時　　令和４年２月１８日（金）　１５：１０～１７：００

２　場　　所　　遠隔会議（Web 会議）により開催

３　出席者　　永田恭介（議長）、大野英男、西尾章治郎、牛木辰男、林　佳世子、
山口宏樹、戸渡速志、寳金清博、空閑良壽、穴沢　眞、玉手英利、
田中雄二郎、益　一哉、中山俊憲、齋藤　滋、松尾清一、湊　長博、
今岡春樹、伊東千尋、槇野博史、櫻井克年、石橋達朗、佐野　輝

４　出席監事　　田野俊一、上田孝典

５　その他の出席者　　藤井輝夫（会長補佐）、中野　聡（会長補佐）、
長谷川眞理子（会長補佐）、山崎光悦（会長補佐）、
野田敦敬（会長補佐）、平川　南（会長補佐）

６　議事の経過及び結果

○ 国立大学協会定款第３２条第５項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
○ 開催時点で理事２３名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

Ⅰ　報告事項

１．前回総会以降の事業報告
議長から、前回総会（令和４年１月２８日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

２．各委員会等からの報告
議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。
続いて、各委員会委員長から報告があった。

（１）教育・研究委員会委員長より、以下のとおり報告があった。
・１点目について、本委員会の下に新たにワーキンググループを設置したので報告する。
・「大学の強みや特色を伸ばす取組みの強化に向けた検討ワーキンググループ」は、資料に記載の設置の趣旨のとおり、政府で検討が進む地域中核・総合振興パッケージ等の我が国の研究力強化に向けた支援策に関して、皆様のご意見を具体的な提言としてとりまとめるものである。議論の進捗については、適宜、会員の皆様へ共有させていただく。

・２点目について、本日の午前中に第２回教育・研究委員会を開催したので報告する。
・主に２つの議事について意見交換を行った。
・１つ目の議題は、研究時間の確保に係る現状の課題や政府への要望等についてである。
・こちらは、内閣府「総合科学技術・イノベーション会議」において、国立大学の研究者の研究時間の確保に関してのヒアリング要請があったことを受け、本委員会で取り上げた次第である。
・ヒアリングは３月３日に開催され、永田会長と私が対応する予定である。その概要については改めてご報告させていただきたい。
・２つ目の議題は、先に報告した新たなWGの検討に向けた意見交換である。
・「大学の強みや特色を伸ばす取組みの強化に向けた検討ワーキンググループ」での検討に向けて意見交換を行った。本WGの検討状況については、適宜、皆様に共有させていただく。
・３点目として、22ページのとおり「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第１８回追跡調査報告書」を取りまとめ、国立大学協会のウェブサイトで公表するとともに、各大学及び関係機関に送付させていただいたので、ご活用いただきたい。
・４点目は、26ページの「「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第９回フォローアップ調査結果」について報告する。
・国際交流委員会と合同で、毎年各大学にフォローアップ調査を実施した。
・「日本人留学生比率」のようにコロナ禍の影響で激減したものもあれば、「外国人教員比率」「英語での授業実施科目数」のように増加しているものあり、ぜひご確認いただきたい。
・なお、今後の教育の国際化の推進に係る次期計画は、政府から提示される予定となっている新しい高等教育のグローバル戦略を踏まえて、国際交流委員会において検討いただくこととしており、本フォローアップ調査は次期計画の策定までは、継続して実施することとしている。

（２）経営委員会委員長より、以下のとおり報告があった。
・2月４日に第１回経営委員会、第１回人事労務小委員会及び第１回財務・施設小委員会を合同で開催した。
・令和３年度の職員統一採用試験実施状況について、試験を実施する各地区の幹事大学を代表して東京大学人事部長から、令和３年度補正予算及び令和４年度の施設整備費予算や施設整備５か年計画等について、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課から説明を受け、意見交換を行った。施設整備の関係では、今後財務・施設小委員会でも検討していくこととした。
・また、人事労務小委員会が例年実施している「障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「人件費等に関する調査」について、調査結果の説明があり了承されたため、両調査の結果については、近日中に各会員大学へ提供する予定である。
・その他、国立大学における人事労務に関する諸問題や、医師の働き方改革について意見交換を行ったので、今後の本委員会での検討の参考にしたいと考えている。
・病院経営小委員会については、医師の働き方改革や病院経営について意見交換がされている。

（３）政策研究所所長より、以下のとおり報告があった。

・２月１日に運営委員会を開催した。

・政策研究所では、国立大学の経済効果やその存在意義について、エビデンスを基に示すための調査研究を行っている。今年度は資料にある４件の調査研究を進めている。

・その一つ「大学教育の DX と質保証に関する研究」に関連して、２月９日に研究会を開催した。

・研究会では、日本の大学で活用・展開が模索されるマイクロ・クレデンシャルや学修履歴証明の電子化について、最新の知見や海外動向を専門家２人に講演いただきながら、大学間連携やリカレント教育におけるマイクロ・クレデンシャルそのものの質保証の考え方等について意見交換を行った。

・会員大学の方々にもご案内し、約 80 名にご参加いただき、有意義な会となった。

・今後も随時、研究会等政策研究所の活動をご案内していく。

３．各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

続けて、議長より関東・甲信越地区支部代表として、令和５年度の秋の総会の当番校について、当初は山梨大学を当番校としていたところ、再検討した結果、群馬大学が当番校になった旨報告があった。

４．会長からの報告

（１）文部科学省科学技術・学術審議会における「大学研究力強化委員会」の第３回が２月７日に開催された。資料は４－１のとおりである。

続けて、大野 副会長より以下のとおり補足があった。

・２月７日に開催された本委員会では、金沢大学及び高知大学からの事例発表と、それに関連して意見交換を行った。

・金沢大学からは、ナノ生命科学研究所の WPI 採択に至った経緯や、今後の課題について説明があった。

・また、高知大学からは、地域の中核大学としての地域課題の解決に関する貢献や、高知県との連携などを中心とした取り組みについての説明があった。

・両大学から、長期的なスパンでの継続的な支援策が今後の発展には必要だという意見があり、本委員会では今後も継続的に審議していくことを確認した。

・会議の詳細等については、文部科学省のウェブサイトに掲載されているため、適宜ご覧いただきたい。

（２）「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の幹事会が２月１５日に開催された。資料は４－２のとおりである。

・大学側は、共同座長である大野 東北大学長をはじめ、私立大学の代表である早稲田大学の田中学長、国立大学協会からは私が出席した。また、オブザーバーとして、産学連

携推進分科会長の位田 滋賀大学長が出席した。経団連側は、共同座長である十倉経団連会長をはじめ、古賀議長、渡邊副会長が出席した。
・幹事会では、「産学連携推進分科会」と「採用・インターンシップ分科会」の２つの分科会の検討状況の報告を受け、４月に取りまとめを予定している報告書の方向性について意見交換を行った。
・こちらからは、研究関係には産業界から投資があるが、教育関係に対しての投資がないことについて意見を述べた。
・また、採用・インターンシップ分科会に関しては、学部４年で卒業という前提のもと就職活動を行っている現状では、深い学びが不十分であり、日本の教育システム全体として見直すことが必要である等の議論がされた。

続けて、大野 副会長より以下のとおり補足があった。
・２月１０日に就職問題懇談会が開催された。
・大学教育をしっかり行うためには、少なくとも学部３年終了時までは、学業に専念する環境を提供すべきであり、それが後々、卒業後人材を受け取る企業側にとっても大変重要なことであるとされた。
・従ってインターンシップなどを設計するにあたっては、１、２、３年時のオープンカンパニーと、就職に関連するインターンシップは分けるべきであるという議論がされていることを紹介した。
・また、産学連携については、リカレント教育が極めて重要であるが、産学連携の下でのリカレント教育は多様であるので、もう少し広く議論すべきであると提案した。

（３）２月１７日に、内閣官房の教育未来創造会議ワーキング・グループより大学団体（国大協・公大協・私大連合会）、経済団体（経団連）へのヒアリングがあり、未来を支える人材を育む大学等の機能強化、新たな時代に対応する学びの支援、リカレント教育を促進するための環境整備に関して、国立大学協会としての意見を述べ、その後質疑応答が行われた。資料は４－３－２のとおりである。

続けて、ワーキング・グループの構成員である益 東京工業大学長より以下のとおり補足があった。
・第２回ワーキング・グループのテーマは大学の機能強化だった。
・永田会長や松尾太加志公立大学協会長、村田治日本私立大学連盟副会長、経団連からは渡邊光一郎第一生命ホールディングス会長等に５分間お話いただき、ご退席いただいた後、有識者１５人でディスカッションを行った。
・有識者 15 名の方々は様々なキャリアをお持ちの方々である。
・発言録や資料等はホームページに全部アップされているので、ご確認いただきたい。
・昨日は「デジタル化対応人材の育成」や「文系の入試においても数学を課すなど大学入試を変える必要があるのでは」「そもそも大学入試を変えれば済むという話ではない」等の意見があった。
・私からは、大学は多様であることも必要であるということを常にお話させていただい

ている。
・若干厳格すぎるかもしれない入学定員管理についても、委員から指摘があった。
・また、日本の大学では教員が支援的業務まで行っているという問題について、米国の大学では支援的業務を行う職員の人数が日本の５倍程度であるとの発言もあり、大学、特に国立大学の抱える問題にも言及されていた。
・私からは、我々大学が抱えている問題について、資料として添付させていただいた。
・次回のワーキング・グループは３月１６日に開催予定で、第３回では学びの支援、リカレント教育について議論される予定である。

（４）前回の総会でご意見をいただいた留学生の入国について国民の皆様にご理解をお願いするメッセージについて、２月７日付け会長談話の形で国立大学協会ウェブサイトに公表しているのでお知らせする。資料は４－４のとおりである。
・この談話は既に各学長にはお送りしている。また、文部科学省の記者クラブ及び先日の総会に出席された記者の方々に会長談話をお知らせした。
・留学生の入国制限については、３月から制限の緩和が政府において決定されたところである。
・文部科学省には工程表を示すようお願いしているところだが、なかなかお示しいただけないこともあり、これからも随時コメントを出していかざるを得ないと考えている。
・また、我々としては、留学生の入国に関して、大学が責任を持って受け入れる旨表明している。まず３００人弱、私学を含めると３００人超の学生が入国の対象になった。そこで、健康管理等を行う必要があるため、昨日、会長名で今回の入国でかなりの数が入国される大学に向けて、看護師等の派遣をお願いしたい旨連絡を行った。
・国立５８大学が対象大学であり、私立も２０大学ほど留学生が入ってくることになる。つきましては、１０程度の大学にお願いし、５８大学全体の面倒を見ていただくことになるが、ご協力のほどよろしくお願いしたい。早速、本日派遣をご了解いただいた大学があり、この場を借りて御礼を申し上げる。
・もともと文部科学省は看護師の確保について、経済的援助により解決する予定だったが、現在のオミクロン株の拡大状況では看護師を集めることが困難とのことである。

続けて、藤井 東京大学長より CSTI の動向について、以下のとおり補足があった。
・２月１日に CSTI の本会議が開催された。資料は４－５－１のとおりである。
・８５ページの赤い点線の枠内の案件が報告のあった事項である。
・私からは、現在政府の中で議論が進んでいる新しい資本主義の実現に関して、いわゆる物質的な豊かさのみを追求する資本主義を修正していくべきということで、デジタル技術を高度に活用し、インクルーシブな社会への転換を図っていくという中で、国立大学はすべての都道府県に配置されているので非常に貴重な公共財であるということ、デジタル時代の新しい学修の拠点、あるいは知的集積の拠点となるようにしっかり作っていくべき旨発言した。
・大学ファンドや総合振興パッケージについて、これらが相まって、大学が社会からの

要請に応え、自らの機能を自立的に拡張していけるような取り組みを後押しできるものになることが期待される。

・デジタルインフラを活用しながら、国際卓越研究大学や国立大学、それから大学共同利用機関等が、地域の大学との連携を強化して、各地域、それから全国的な資金循環の流れを変えていき、この新しい資本主義といわれるものへと社会変革をしていく原動力となるべきであるということを申し上げた。

Ⅱ　協議事項

１．北海道国立大学機構及び奈良国立大学機構の入会について

議長より、令和４年４月１日に設立される国立大学法人北海道国立大学機構及び国立大学法人奈良国立大学機構より、国立大学協会への入会申込書が提出される予定である旨説明があり、審議の結果、定款第７条のとおり両機構の入会について、令和３年度第４回通常総会に諮ることとなった。

２．理事、会長補佐の交代について

（１）理事の交代について

議長から、学長任期の満了に伴い岡 正朗 山口大学長が、北海道国立大学機構及び奈良国立大学機構の設立に伴い穴沢 眞 小樽商科大学長、今岡 春樹 奈良女子大学長が、令和４年３月３１日をもって理事を退任される旨説明があった。

・支部推薦理事である今岡 奈良女子大学長の後任理事については、２月２日に開催された近畿地区支部会議において、塩﨑 一裕 奈良先端科学技術大学院大学長が新たに支部推薦理事とされたため、令和４年４月１日付けで本協会理事に就任することについて、３月４日開催の総会に諮ることとする。

・会長指名理事である岡 山口大学長の後任理事について、本協会役員選任手続等に関する規程第３条第１項では、会長指名理事について、「会長の指名に基づき総会で選任する理事とする。」とある。それに基づき、兒玉 浩明 佐賀大学長を新たに会長指名理事に、また、同規程第３条第２項ただし書きでは「法人の長でない大学の学長を当該大学を設置する法人の長の承諾を得た上で指名することもできる。」ことから、北海道国立大学機構の設立に伴い新たに就任される長谷山機構長の承諾を受けることを条件として穴沢 小樽商科大学長を引き続き会長指名理事に指名することとし、令和４年４月１日付けで本協会理事に就任することについて、３月４日開催の総会に諮ることとしたい。

・２年にわたって会長指名理事として専務理事をお務めいただいた、山口 宏樹 専務理事から、３月末日をもってご退任というご意向が示されている。その後任として、３月末で学長任期が満了となる位田 隆一 滋賀大学長を、４月１日付で会長指名理事に指名したいと考えているので、このことについても、同じく３月４日開催の総会に諮ることとしたい。なお、総会において理事に選任され、４月１日に就任することを条件に、専務理事に選定することとしたい。

・この４名の新理事の任期については、定款第２５条第２項の定めにより、令和５年６月

に開催される通常総会の終結の時までとなる。

（２）会長補佐の交代について

議長から学長・機構長任期の満了に伴い、山崎 光悦 金沢大学長及び平川 南 人間文化研究機構長が、令和４年３月３１日をもって本協会会長補佐を退任される旨説明があった。

・定款第２８条の２の規定に基づき、議長から、後任の会長補佐については、筧 善行 香川大学長及び木部 暢子 人間文化研究機構長を令和４年４月１日付けで指名する旨報告があった。なお、木部 人間文化研究機構長については、令和４年４月１日付けで機構長に就任することを条件とする。

・また、この２名の新会長補佐の任期については、「国立大学協会の会長補佐について」（会長決裁）第３条の定めにより、令和５年６月に開催される通常総会の終結の時までとなる。

（３）理事の役割分担について

議長から、令和４年４月１日に理事が交代することに伴う理事の役割分担の変更については、本協会の申合せに基づき、会長が後任者の業務執行の担当分野を指定する旨説明があり、資料５－２のとおり指定した旨報告があった。

・なお、北海道地区、東海・北陸地区及び近畿地区において、広報委員会の委員が１名ずつ増員されている件については、機構の設立及び東海国立大学機構に理事長が置かれることに伴い、「法人に理事長が置かれる場合は、委員定数を理事長数分増員」し、「この場合、最小数の委員会から増員する」こととなっているため、広報委員会を増員することが１１月開催の通常総会で確認されていることを申し添える。

３.「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂について

「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂について、牛木 座長から説明があった。

・令和３年５月の国立大学法人法改正に沿って、一部内容や国会の附帯決議を反映させるため、ガバナンス・コードの改訂の必要があり、昨年１０月から１１月にかけて文部科学省との意見交換を行いました。

・また、2月2日には、「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議（第２回）が開催され、その後、協力者会議に提出された修正案について、ガバナンス WG において書面審議を行ったところである。

・本日お示しする 103 ページから 132 ページは、これらを踏まえ作成された、ガバナンス・コードと適合状況等の報告書様式の改訂案である。また、133 ページから 145 ページは、協力者会議の資料であり、本コードの改訂の概要を参考までに付けている。

・変更点について、全体を通して、「学長選考会議」の名称が「学長選考・監察会議」へと変更されたため、コード内の文言も変更している。また、法改正に伴う条項のずれや補充原則の削除・新設により番号のずれ等が発生した箇所についても適宜修正している。

・109 ページ「各国立大学法人の対応及び適合状況等の確認」について、注釈 3 を追加している。本コード制定後の適合状況等の報告方法の決定の経緯について記載している。

・119 ページの補充原則 3―3―1②について、国会の附帯決議において学内外のステーク

ホルダーの理解を得られるよう、可能な限り議事の内容を公表するなど、より一層の透明性の確保に努めることとされていることから、法人の長の選考過程、選考理由の公表についての原則を新設した。
・同ページの補充原則 3－3－1③について、公表内容の充実を目的とし、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無について、理由の公表を求めることを明記した。
・なお、既に再任を可としている法人が当該理由を公表する期限や形式は、公表を速やかに行うことを前提として、一律に規定することはしていない。
・120 ページの原則 3－3－3 について、今回の法人法改正により学長選考・監察会議に権限が付与されたことと、国会の附帯決議において同会議における選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方の検討を行うこととされたことを踏まえ、学長選考・監察会議の役割とその独立性を明記している。
・同ページの原則 3－3－4 についても同一の附帯決議より、経営協議会及び教育研究評議会における同会議の委員の選任方法や選任理由の公表について新設した。
・121 ページの原則 3－3－5 について、今回の法人法改正により、学長選考・監察会議の委員に学長を加えることができないと規定されたため、記載を削除した。
・同様に原則 3－4－1①についても今回の法改正により、監事のうち少なくとも一人は常勤とすることが規定されたため、記載を削除した。
・同ページの原則 3－4－1②については、附帯決議において監事の第三者性・中立性の確保と監査業務遂行に資する体制の整備をすることとされたことから、その旨を追記している。
・122 ページの原則 3－4－2 について、今回の法人法改正により常勤監事を必ず置くこととされたことから、その旨追記している。
・なお、128 ページからの適合状況等の報告書様式につきましても、本改訂を踏まえ、新たに公表が義務付けられた項目の追加やその他番号のずれ等を適宜修正している。
・本日いただいたご意見を踏まえ、必要な修正を行った上で、３月４日開催の総会にてお諮りする予定である。
・そのため、本日のご議論を踏まえた修文については、執行部に御一任いただければ幸いである。
・併せて、内閣府、文部科学省、国立大学協会による三者協議会にもお諮りした上で、年度内に決定される予定である。

審議の結果、原案のとおり承認され、令和３年度第４回通常総会に諮ることとなった。

４．組織運営体制等検討WGの設置について
　１２月２２日に開催された第５回理事会において、支部推薦理事に係る定数配分の見直しや、法人の長でない学長の位置づけ等を検討するため、設置する方向で進めることとなった「組織運営体制等検討ワーキング・グループ」について、各支部から２名程度の候補者をご推薦いただき、大学の規模や特性等を考慮して、資料７－２のとおり各支部１名を指名させていただいた。なお、本 WG の座長には大野 副会長を指名させていただいた。

・また、資料７－１が本 WG の設置要綱となっているので、併せて本理事会にお諮りしたい。

審議の結果、原案のとおり承認し、本日付で「国立大学協会の組織運営体制等検討WG」を設置することとなった。

５．令和４年度事業計画および収支予算について

戸渡 常務理事から、令和４年度事業計画及び収支予算について、資料８に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、３月４日開催の令和３年度第４回通常総会に諮ることとなった。

６．令和４年度総会および理事会の日程について

議長から、令和４年度総会及び理事会の日程等について、資料９に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、令和３年度第４回通常総会で諮ることとなった。

Ⅲ　その他

１．国立大学法人を巡る状況について

「留学生の入国対応」について、意見交換が行われた。

２．内閣府による戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）について

戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）について、内閣府髙原 勇 審議官及び植木 健司 参事官より説明があった。

○　議長が閉会を宣した。

入試委員会（令和3年度第1回）・国立大学の入学者
選抜に関する中長期的課題検討WG（第９回）議事概要

日　時　　令和３年４月７日（水）　１３：00～１４：１０

場　所　　オンライン会議（Zoom）

出席者　　岡委員長、河野副委員長、穴沢副委員長
三浦、林、太田（寛）、牛木、今野、太田（耕）、森迫、飯田、西田　各委員
山口、矢口、根岸、島田、東島、川嶋　各専門委員
兒玉、大谷、阪倉　各WG委員
（文部科学省高等教育局）森田審議官、西田課長
（大 学 入 試 セ ン タ ー）山本理事長、角田理事、
（国　立　大　学　協　会）山口専務理事、戸渡常務理事

議事に先立ち、委員長より、石井委員の学長退任に伴い、今年度新たに委員に就任した日詰委員の紹介があった。委員14名に対して、１２名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

委員会の進行にあたり、文部科学省及び大学入試センターは議題2の意見交換の前まで参加し、その後退出する旨、委員長より説明があった。

〔議　　事〕

１　「大学入試のあり方に関する検討会議」の検討状況等について

文部科学省から、資料1-1に基づき、「大学入試のあり方に関する検討会議」の検討状況等について説明があった。

２　「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した令和7年度大学入学共通テストからの出題教科・科目等」等について

大学入試センターから、資料2-1から2-３に基づき説明があった。続いて、事務局より資料3-1、3-2に基づき説明があった後、意見交換を行った。

意見交換の結果、国立大学の令和7年度以降の大学入学共通テストにおける科目について、会員大学へ意見照会を行うこととなった。

以上

入試委員会（令和3年度第２回）・国立大学の入学者
選抜に関する中長期的課題検討WG（第10回）議事概要

日　時　　令和３年４月１５日（水）　１６：00～１７：００

場　所　　オンライン会議（Zoom）

出席者　　岡委員長、河野副委員長、穴沢副委員長
鈴木、三浦、林、太田（寛）、日詰、太田（耕）、森迫、飯田、西田　各委員
山口、矢口、根岸、島田、東島、川嶋、星野　各専門委員
兒玉、大谷　各WG委員
（国　立　大　学　協　会）山口専務理事、戸渡常務理事

議事に先立ち、石井委員の学長退任に伴い、今年度新たに委員に就任した日詰委員から挨拶があった。委員14名に対して、１２名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

〔議　　事〕

１　「国立大学の2023年度入学者選抜についての実施要領（案）」について

事務局から、資料１に基づき説明があった後、意見交換を行った。 審議の結果、原案のとおり了承され、本案で４月の理事会、６月の総会に諮ることとなった。

２　「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」について　（報告）

星野 専門委員から、資料２-１から2-4に基づき、「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」の第１０回から第１２回の審議状況および、３月３１日付で公表された「審議のまとめ」の内容について、報告があった。

３　「令和７年度以降の大学入学共通テスト科目について」各大学への照会について（報告）

岡 委員長から、資料３に基づき、各大学への意見照会を行った旨報告があった。報告の中で、回答については事務局で取りまとめの上、次回の入試委員会で報告予定であること、それらを踏まえ今後入試委員会としての基本的な考え方を取りまとめていく予定である旨発言があった。

４　その他

岡 委員長から、昨年6月に公表済みの今年度入試に係る「国立大学の2022年度入学者選抜についての実施要領」について、文部科学省より６月に公表される予定の「令

和4年度大学入学者選抜実施要項」の中で、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会確保等による追試験の設定などがあった場合には、改訂が必要となる旨説明があった。

以上

入試委員会（令和3年度第３回）・国立大学の入学者
選抜に関する中長期的課題検討WG（第１１回）議事概要

日　時　　令和3年5月１8日（火）　１４：００～１６：００

場　所　　オンライン会議（Zoom）

出席者　　岡委員長、穴沢副委員長
鈴木、林、太田（寛）、牛木、日詰、森迫、飯田、西田　各委員
山口、矢口、根岸、島田、東島、川嶋、星野　各専門委員
大谷、阪倉　各WG委員
（国　立　大　学　協　会）山口専務理事、戸渡常務理事

議事に先立ち、委員１４名に対して、１０名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。
委員会の進行にあたり、文部科学省及び大学入試センターは議題2の意見交換の前まで参加し、その後退出する旨、委員長より説明があった。

〔議　　事〕

１　「大学入試のあり方に関する検討会議」検討状況等について

文部科学省から、資料1-1に基づき、「大学入試のあり方に関する検討会議」の検討状況等について説明があった。

２　令和７年度以降の一般選抜における大学入学共通テスト科目について

事務局から、資料2-1、資料2-2、資料2-3に基づき説明があった後、意見交換を行った。
意見交換の結果、これまでの「5教科7科目」に「情報」を加えた「6教科8科目」を原則とすることを基本的な考え方とし、詳細については、引き続き入試委員会で議論することとなった。

３　外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について（報告）

事務局から、資料３-1、資料３-2、資料３-3 に基づき説明があった。

以上

入試委員会（令和３年度第４回）・国立大学の入学者
選抜に関する中長期的課題検討WG（第１２回）議事概要

日　時　　令和３年６月１１日（金）　１６：００～１８：００

場　所　　オンライン会議（Ｚｏｏｍ）

出席者　　岡委員長、河野副委員長、穴沢副委員長
鈴木、三浦、林、太田（寛）、牛木、太田（耕）、森迫、飯田、西田　各委員
山口、矢口、島田、東島、川嶋、星野　各専門委員
大谷　WG委員
（文部科学省高等教育局）森田審議官、西田課長
（大学入試センター）山本理事長、角田理事、
（国立大学協会）山口専務理事、戸渡常務理事

議事に先立ち、委員１４名に対して、１２名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

〔議　　事〕

１　「国立大学の２０２２年度入学者選抜についての実施要領」（改訂案）の検討状況等について

文部科学省から、資料１－１に基づき、「令和４年度大学入学者選抜実施要項」の概要について説明があった。

続いて、大学入試センターより、資料１－２に基づき「令和４年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項」について説明があった。

続いて、事務局より、「国立大学の２０２２年度入学者選抜についての実施要領」の改訂案について説明があった。

審議の結果、原案の改訂案で各大学へ意見照会を実施し、照会の結果を踏まえ再度入試委員会で審議することとなった。また、委員長より、入試委員会で改訂案を取りまとめた後、理事会書面審議及び総会書面審議を経て各大学へ通知する旨説明があった。

以上

入試委員会（令和３年度第５回）議事概要

日　時　　令和３年８月２３日（月）　１５：００～１６：２０

場　所　　オンライン会議（Ｚｏｏｍ）

出席者　　岡委員長、今岡副委員長、空閑副委員長
林、石原、梅原、野田、太田、森迫、飯田、兒玉　各委員
根岸、島田、東島、川嶋、星野、大谷　各専門委員
（文部科学省高等教育局）前田室長
（大学入試センター）山本理事長、角田理事、小野試験企画部長
（国　立　大　学　協　会）山口専務理事、戸渡常務理事

議事に先立ち、委員長より、委員の改選及び専門委員の任期満了に伴い、新たに委員に就任した今岡委員、空閑委員、石原委員、梅原委員、野田委員、兒玉委員、大谷専門委員、葛岡専門委員の紹介があった。

〔議　　事〕

１　「２０２０年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学の基本方針-」の改訂等について

文部科学省から、資料１－１に基づき、「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び「令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」の概要について説明があった。

続いて、事務局より、「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」の改訂案について説明があり、意見交換を行った。

審議の結果、意見を踏まえ委員長一任で修正し、修正案で理事会書面審議及び総会書面審議を経て各大学へ通知する旨説明があった。

２　大学入学共通テスト「情報Ⅰ」経過措置についての意見照会回答について

事務局から、資料3－1～3―2に基づき、大学入学共通テスト「情報Ⅰ」経過措置についての意見照会回答について説明があった。
その後、資料3－3、3－4に基づき、大学入試センターへの国大協回答案について説明があり、意見交換を行った。

審議の結果、一部修正の上、大学入試センターに回答することで了承された。

３　外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について（報告）

事務局から資料４－１、４－２に基づき「大学入学者選抜協議会」の構成員について、入試委員会指名第一位の副委員長として、新たに今岡副委員長を推薦した旨、報告があった。

以上

入試委員会（令和３年度第６回）議事概要

日　時　　令和３年１０月１日（金）　１４：００～１６：００

場　所　　オンライン会議（Ｚｏｏｍ）

出席者　　岡委員長、今岡副委員長、空閑副委員長
鈴木、三浦、林、石原、梅原、今野、野田、太田、森迫、飯田、兒玉　各委員
島田、東島、川嶋、大谷、葛岡　各専門委員
（文科省高等教育局）前田室長
（大学入試センター）山本理事長、小野試験企画部長
（国　立　大　学　協　会）山口専務理事、戸渡常務理事

〔議　　事〕

１　令和７年度大学入学共通テストについて

事務局より資料 1-1 に基づき、2021 年３月から９月にかけての令和７年度入試以降の大学入学共通テストの教科・科目についての対応について説明があった。

続いて文科省より、資料 1-2 に基づき「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告（補遺）」の内容について説明があった。

続いて大学入試センターより、資料 1-3 に基づき、令和７年度大学入学共通テストの「情報Ⅰ」の経過措置について説明があった。

２　令和７年度入試での一般選抜における「６教科８科目」の原則について

事務局から、資料２について説明があった。

審議の結果、旧課程履修者へ配慮として、入試センターが作成する経過措置問題を使用すること、国大協の基本方針については令和４年１月に開催予定の総会で決定・公表することを目途に議論を進めることとなった。

以上

入試委員会（令和３年度第７回）議事概要

日　時　　令和３年１０月１１日（月）　１５：００～１７：００

場　所　　オンライン会議（Ｚｏｏｍ）

出席者　　岡委員長、今岡副委員長、空閑副委員長
三浦、林、石原、梅原、野田、森迫、飯田、兒玉　各委員
根岸、島田、東島、川嶋、星野、大谷、葛岡　各専門委員
（国　立　大　学　協　会）山口専務理事、戸渡常務理事

〔議　　事〕

１　「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」（素案）について

事務局から、資料 1-1～資料 1-4 に基づき、「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」の素案について、説明があった。

また、資料 1－5 に基づき、各大学へ実施した「5 教科 7 科目の原則」についてのアンケート調査の結果について、説明があった。

事務局説明を踏まえて基本方針案について議論を行い、審議の結果、今回の議論を基に案を修正し、次回以降も継続して議論を行うこととなった。

２　入試に関する要望書について

要望書について 事務局より資料２―１から２－４に基づき、国大協に寄せられた要望書について説明があった。各要望書については、事務局より各大学へ情報提供することで承認された。

以上

入試委員会（令和３年度第８回）議事概要

日　時　　令和３年１０月１９日（火）　１５：００～１５：３０

場　所　　オンライン会議（Ｚｏｏｍ）

出席者　　岡委員長、今岡副委員長、空閑副委員長
鈴木、林、梅原、野田、太田、飯田、兒玉　各委員
根岸、島田、東島、川嶋、大谷、葛岡　各専門委員
（国　立　大　学　協　会）山口専務理事、戸渡常務理事

〔議　　事〕

１　「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」（案）について

事務局より資料 1-1、1-2 に基づき、「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」（案）について説明があった。

審議の結果、議論を踏まえ案を委員長一任で修正し、入試委員会案として会員大学に意見照会をすることとなった。

以上

入試委員会（令和３年度第９回）議事概要

日　時　　令和３年１１月２９日（月）　１５：００～１６：１５

場　所　　オンライン会議（Ｚｏｏｍ）

出席者　　岡委員長、今岡副委員長、空閑副委員長
林、石原、梅原、森迫、飯田、兒玉　各委員
根岸、島田、東島、川嶋、星野、大谷、葛岡　各専門委員
（文部科学省高等教育局）前田室長
（文部科学省初等中等教育局）板倉 PT リーダー、大塚補佐
（大学入試センター）山本理事長、角田理事、小野試験企画部長
（国立大学協会）山口専務理事、戸渡常務理事

〔議　　事〕

１　「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」（案）について

事務局より資料 1-1、1-2 に基づき、「2024 年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」（案）について説明があった。

続いて、文科省高等教育局より、「令和７年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」の内容について説明があった。また、文科省初等中等教育局より、高等学校における「情報」の教育環境・免許保有教員の配置の現状と、専門高校と SSH における「情報」の取扱いについて説明があった。

続いて、入試センターより、「情報Ⅰ」の経過措置の検討状況について説明があった。

説明を踏まえて意見交換を行い、修正点について引き続き検討することとなった。

２　外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について（報告）

事務局から資料２－１に基づき「大学入学者選抜における総合的な英語力評価推進 WG」について、兒玉委員を推薦した旨、報告があった。

（以上）

入試委員会（令和３年度第１０回）議事概要

日　時　　令和４年1月２０日（木）　１４：００～１５：００

場　所　　オンライン会議（Ｚｏｏｍ）

出席者　　岡委員長、今岡副委員長、空閑副委員長
鈴木、三浦、林、石原、梅原、野田、太田、森迫、飯田、兒玉　各委員
根岸、島田、東島、川嶋、星野、大谷、葛岡　各専門委員
（国立大学協会）山口専務理事、戸渡常務理事

〔議　　事〕

１　令和４年度大学入学者選抜における対応について

事務局より資料 1-1～資料３に基づき、令和４年度大学入学者選抜における対応案について説明があった。

議論の結果、対応案１～３の対応を行うことで承認された。委員からの質問事項については改めて事務局で整理の上、回答を各委員に報告することとなった。

（以上）

令和３年度第１回教育・研究委員会　議事概要

日　時　　令和３年９月１０日（金）　１３：００～１５：００
場　所　　オンライン遠隔会議
出席者　　大野委員長
伊東、佐野、穴沢、村松、藤井、井関、石崎、鎌土、寺嶋、仁科、尾家、河野の各委員
（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）
有賀　参事官
（文部科学省）
古田　科学技術・学術政策局研究開発基盤課長
植木　研究振興局学術機関課長
遠藤　科学技術・学術政策局参事官補佐
（経済産業省）
香山　貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理政策課長
（光科学イノベーションセンター）
高田　理事長
欠席者　　上本委員

〔議　事〕
１大学ファンドの制度設計及び大学の研究力強化に向けた文部科学省の体制整備について
文部科学省研究振興局学術機関課より、資料１に基づき、大学ファンド創設に関する状況と大学研究力強化室の発足について説明があった後、意見交換を行った。

２研究環境の向上に向けた高度専門職人材の在り方について
文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課より、資料２－１に基づき、研究環境向上に向けた高度専門職人材に関する取組状況について説明があった後、意見交換を行った。

３次世代放射光施設について
文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課及び光科学イノベーションセンターより、資料３－１及び資料３－２に基づき、次世代放射光施設の概要等について説明があった後、意見交換を行った。

４研究インテグリティについて
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及び文部科学省科学技術・学術政策局より、

資料４－１及び資料４－２に基づき、研究インテグリティの確保に係る対応について説明があった後、意見交換を行った。

５安全保障貿易管理について

経済産業省安全保障貿易管理政策課より、資料５に基づき、「みなし輸出」管理の明確化について説明があった後、意見交換を行った。

６今後の委員会の進め方について

国立大学協会事務局より、資料６－１から資料６－５に基づき、各小委員会のこれまでの検討状況の概要等について説明があった後、意見交換を行った。

７その他

自由意見交換を行った。

以上

令和３年度第２回教育・研究委員会　議事概要

日　時　　令和４年2月１８日（金）　１０：００～１２：００
場　所　　オンライン遠隔会議
出席者　　大野委員長、
　　伊東、佐野、穴沢、村松、藤井、井関、石崎、鎌土、上本、仁科、尾家、
　　河野の各委員
　　（オブザーバー）
　　永田会長
欠席者　　寺嶋委員

〔議　事〕
１　国立大学における研究者の研究時間確保について
　内閣府「総合科学技術・イノベーション会議」からのヒアリング（３月３日実施予定）への出席要請への対応に向けて、国立大学における研究者の研究時間確保に係る課題や政府への要望等について、事務局から資料１－１～資料１－５に基づき説明があった後、意見交換を行った。

２　大学の強みや特色を伸ばす取組みの強化に向けた検討ワーキンググループの設置について
　地域中核・特色ある大学の強みやその特色を伸ばす取組みへの支援策を検討し、具体的な提言を作成するために教育・研究委員会の下に新たに設置された、「大学の強みや特色を伸ばす取組みの強化に向けた検討ワーキンググループ」（以下、「WG」という）における今後の議論の方向性等について、事務局から資料２－１～資料２－５に基づき説明があった後、意見交換を行った。

３　その他
　事務局から資料３－１～資料３－２に基づき、安全保障貿易管理の制度改正に伴う「みなし輸出」管理の明確化に関する経済産業省での検討状況及び国立大学協会としての対応並びに、「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第９回フォローアップ調査結果についての報告があった。

以上

令和３年度第１回国際交流委員会　議事概要

１　日　時　　令和３年８月５日（木）13：00～15：00
２　開催方法　　オンライン会議（オンライン会議ツール「Zoom」使用）
３　出席者　　牛木　委員長
湊、槇野　各副委員長
奥田、小川、佐々木、長谷川、山崎、寺野、位田、服部、北野、西田　各委員
（文部科学省）
小林　大臣官房国際課長
髙橋　高等教育局学生・留学生課留学生交流室長
吉岡　高等教育局高等教育企画課国際企画室国際企画専門官
（科学技術振興機構）
黒木　経営企画部さくらサイエンスプログラム推進本部　上席フェロー／企画運営室長

４　議事の経過及び結果
議事に先立ち、牛木委員長から出席者の紹介、各委員から挨拶のあった後、定足数の確認を行った。

（1）文部科学省との意見交換
小林課長から資料 1-1 に基づき文部科学省の国際関係施策について、髙橋室長及び吉岡専門官から 1-2 に基づき留学生交流の最新動向及び大学の国際化政策について説明があり、その後質疑応答・意見交換を行った。

（2）「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」の次期計画の在り方について
ポスト留学生 30 万人計画を見据えた政策等を踏まえて国際交流委員会で検討していくこととなっている2021 年以降の教育の国際化に係る目標について、事務局から資料 2-1～資料 2-4 の説明があり、その後意見交換が行われた。その中で、教育の国際化の次期計画の検討に資するため、文部科学省に対し引き続き情報共有を依頼した。

（3）科学技術振興機構（JST）による説明
黒木科学技術振興機構（JST）経営企画部さくらサイエンスプログラム推進本部　上席フェロー／企画運営室長から、JST が展開する国際青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプログラム）について資料３に基づき説明があった。

（4）令和３年度国際交流委員会の事業計画について
委員長から、本年１月の国際交流委員会での承認後、２月の理事会を経て、３月の総会で承認された令和３年度国際交流委員会事業計画（資料４）について改めて確認された。

（5）海外大学団体等との国際交流事業について
事務局から、海外大学団体等との国際交流事業について資料 5-1～5-4 に基づき説明があり、国立大学協会と英国大学協会（UUK）及び Research England の共催で今年度中にオンラインで実施を予定している「英国の研究評価制度 REF 及び社会的インパクト評価に係る講演会（仮称）」について、原案のとおり実施に向け調整を進めていくことが承認された。

以上

令和３年度第２回国際交流委員会　議事概要

１　日　時　　令和４年２月３日（木）13：00～14：55
２　開催方法　　オンライン会議（オンライン会議ツール「Zoom」使用）
３　出席者　　牛木　委員長
湊、槇野　各副委員長
佐々木、長谷川、山崎、寺野、服部、北野、西田　各委員
（文部科学省）
小林　大臣官房国際課長
岸本　高等教育局主任視学官（命）高等教育国際戦略プロジェクト
チームリーダー

４　議事の経過及び結果
議事に先立ち、定足数の確認を行った。

（1）文部科学省との意見交換
小林課長から資料 1-1 に基づき文部科学省の国際関係施策について、岸本チームリーダーから資料 1-2 に基づき留学生交流の最新動向及び大学の国際化政策について説明があり、その後質疑応答・意見交換を行った。

（2）「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第９回フォローアップ調査結果について
事務局から、資料 2-1～2-4 に基づき「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第９回フォローアップ調査結果について説明があった。おって、本フォローアップ調査結果は、教育・研究委員会、理事会での報告後、国立大学協会ホームページで公表予定。
なお、「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」次期計画については、文部科学省の「高等教育のグローバル戦略」の提示を受け、専門委員の知見を得ながら本委員会で検討していくこと、本フォローアップ調査については、来年度も次期計画策定まで継続して実施することが確認された。

（3）フランス大学協会（CPU）及びフランス技師学校長会議（CDEFI）との協定更新について
事務局から資料 3-1 に基づき、岸本チームリーダーから資料 3-2 に基づき、フランス大学協会（CPU）及びフランス技師学校長会議（CDEFI）との協定更新について説明があった。意見交換の結果、①大学団体間協定の更新、②公私立への拡大、③更新期限の撤廃について了承、④大学団体間協定の上に位置づけられる大臣級協定の締結について賛同することとし、今後は文部科学省及び国大協事務局で調整を進めることとなった。

（4）令和４年度国際交流委員会の事業計画（案）について
　委員長から、資料 4 に基づき令和４年度国際交流委員会の事業計画について説明があり、原案のとおり承認された。

（5）海外大学団体等との国際交流事業について
　事務局から、資料 5-1～5-5 に基づき海外大学団体等との国際交流事業について説明があった。意見交換の結果、原案どおりの方向性で各国大学団体と協議を進めることとなった。

（6）外部関連委員会への委員の推薦について
　事務局から、資料 6-1～6-2 に基づき日本留学試験実施委員会への委員の推薦について説明があり、原案のとおり承認された。

以上

令和３年度　第１回経営委員会・第１回人事労務小委員会・
第１回財務・施設小委員会（合同開催）　議事概要

日　　時　　令和４年２月４日（金）　１４：00～１５：３０
場　　所　　オンライン会議
出 席 者　　石橋委員長
玉手副委員長、田中副委員長、國分、田中、島田、日詰、木下、加治佐、
藤澤、越智、筧、小川　各委員
羽鳥、堀内、手島、平野、丸山　各専門委員
（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課）阿部企画官
（東京大学）福本人事部長
欠 席 者　　吉田、福田　各委員

○ 議事に先立ち、石橋委員長から委員の出席が過半数のため定足数を満たす旨の説明があった。
○ 事務局から、資料及びオンライン会議の運用について説明があった。

〔議事の経過及び結果〕
１．令和３年度国立大学法人等職員統一採用試験について
試験実施地区の幹事大学を代表して、東京大学福本人事部長から資料１および参考資料１に基づき、令和３年度の国立大学法人等職員統一採用試験の実施状況等について説明があり、その後、意見交換を行った。

２．「2021 年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「2021 年度人件費等に関する調査」について
事務局から資料２及び３に基づき、「2021 年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「2021 年度人件費等に関する調査」の調査結果について説明があり、了承された。調査結果については近日中に会員・特別会員へ提供することとした。

３．国立大学法人の施設整備について
阿部企画官から資料４に基づき、国立大学法人の施設整備について説明があり、その後、意見交換を行った。

４．令和３年度における各小委員会の活動、令和４年度経営委員会事業計画、並びに人事労務小委員会及び財務・施設小委員会活動計画について
事務局から資料５-1 及び５-2 に基づき、令和３年度における各小委員会の活動報告、令

和４年度経営委員会事業計画、並びに人事労務小委員会及び財務・施設小委員会活動計画について説明があり、その後意見交換を行い、いずれも原案の通り承認された。

５．その他
　特になし。

以上

広報委員会（令和３年度第１回）　議事概要

日　時　　令和３年７月２日（金）　１０：00～１１：３０
場　所　　Zoom によるビデオ会議
出席者　　林委員長、櫻井副委員長、齋藤副委員長
　　澤、林、伊藤、加藤、山口、戸渡　各委員
　　藤崎、山崎、嶋谷　各専門委員

議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員長から、委員及び専門委員の交代について報告があり、各委員及び専門委員から挨拶があった。
続いて事務局から資料１に基づき、本委員会の概要及び令和３年度事業計画について説明があった。
また、委員長から、一般社団法人国立大学協会委員会規程第５条第２項により、櫻井委員及び齋藤委員を副委員長に指名し、委員長不在時の副委員長の順序については、櫻井副委員長を第１順位、齋藤副委員長を第２順位とする旨報告があった。

Ⅰ　協議事項

１．広報誌「国立大学」第 60 号（ ７月発行）の編集について
資料 2 に基づき説明後、特集のタイトルを「進化し続ける大学図書館」とすることとなり、原案のとおり発行することとなった。

2．広報誌「国立大学」第 61 号（ ９月発行）の企画について
９月発行の第 61 号テーマ「レジリエント社会」について、資料３に基づく審議の結果、Leader’s Message は大野　英男東北大学長、または、大野東北大学長と寶金　清博北海道大学長の対談の方向で調整、OPINION は藤井　聡京都大学大学院工学研究科教授へ依頼することとし、候補者の都合がつかなかった場合の変更等については、委員長に一任することとした。
また、Challenge!国立大学については、今後大学に取組を照会することとし、掲載大学の選考については改めて当委員会にて決定することとした。

3．広報誌「国立大学」第 62 号（12 月発行）の企画について
12 月発行の第 62 号について、資料４に基づく審議の結果、テーマを DX（デジタルトランスフォーメーション）ないしは「学生支援」の方向で検討することとなった。OPINION の候補者については、事務局で検討することとなった。

４．広報誌「国立大学」別冊 19 号の校正について
資料５に基づき説明後、原案のとおり発行することとなった。

Ⅱ　その他

・第４期中期目標期間に向けた国立大学法人の在り方について―強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言―（概要）について
参考資料に基づき、提言を取りまとめた旨報告があった。

以上

広報委員会（令和３年度第２回）　議事概要

日　時　　令和３年９月16日（木）　１０：00～１１：３０
場　所　　Zoom によるビデオ会議
出席者　　林委員長、櫻井副委員長、齋藤副委員長
　　澤、林、伊藤、加藤、山口、戸渡　各委員
　　大隅、藤崎、山崎、嶋谷　各専門委員

Ⅰ　協議事項

１．広報誌「国立大学」第61号（９月発行）の編集について
資料１に基づき説明後、原案のとおり発行することとなった。

2．広報誌「国立大学」第62号（12月発行）の企画について
12月発行の第62号について、資料２に基づく説明及び審議の結果、テーマは「DX（デジタルトランスフォーメーション）」、Leader’s Message は今岡　春樹　奈良女子大学長、OPINION は登　大遊　独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター サイバー技術研究室長へ依頼することとなった。
また、Challenge!国立大学については、今後大学に取組を照会することとし、掲載大学の選考については改めて当委員会にて決定することとした。

3．広報誌「国立大学」第63号（３月発行）の企画について
３月発行の第63号について、資料３に基づく説明及び審議の結果、テーマを「学生支援」の方向で検討することとなった。OPINION の候補者については、事務局で検討することとなった。

以上

広報委員会（令和３年度第３回）　議事概要

日　時　　令和３年 12 月１日（水）　14：00～15：00
場　所　　Zoom によるビデオ会議
出席者　　林委員長、櫻井副委員長
　　林、山口、戸渡　各委員
　　藤崎、嶋谷　各専門委員

Ⅰ　協議事項

１．広報誌「国立大学」第 62 号（12 月発行）の編集について

資料１に基づき説明及び審議の結果、OPINION の記事について軽微なレイアウト修正を行い、発行することとなった。

2．広報誌「国立大学」第 63 号（令和４年３月発行）の企画について

令和４年３月発行の第 63 号（テーマ：学生支援）について、資料２に基づく説明及び審議の結果、Leader’s Message は益　一哉　東京工業大学長と学生２名程度及び学生支援センターの教職員との対談、OPINION は高石　恭子　日本学生相談学会理事長へ依頼することとなった。

また、Challenge!国立大学については、今後大学に取組を照会することとし、掲載大学の選考については改めて当委員会にて決定することとした。

3．広報誌「国立大学」第 64 号（令和４年６月発行）の企画について

令和４年６月発行の第 64 号について、資料３に基づく説明及び審議の結果、テーマを「地方資源の活用による社会の活性化」の方向で検討することとなった。Leader’s Message 及び OPINION の候補者については、委員会中であがった候補者を含め、事務局で検討することとなった。

以上

広報委員会（令和３年度第４回）　議事概要

日　時　　令和４年３月１日（火）　15：00～17：00
場　所　　Zoom によるビデオ会議
出席者　　林委員長、齋藤副委員長
　　林、伊藤、加藤、山口、戸渡　各委員
　　大隅、藤崎、山崎、嶋谷　各専門委員

Ⅰ　協議事項

１．広報誌「国立大学」の制作について

資料１に基づく説明及び審議の結果、原案通り承認された。

2．広報誌「国立大学」第 63 号（３月発行）の編集について

資料２に基づき説明及び審議の結果、レイアウト案 A を採用し、必要な修正を行ったうえで発行することとなった。

3．広報誌「国立大学」第 64 号（６月発行）の企画について

令和４年６月発行の第 64 号（テーマ：地域資源の活用による社会の活性化）について、資料３に基づく説明及び審議の結果、特集テーマは「地域の中核となる大学」、OPINION は坂倉杏介氏（東京都市大学都市生活学部准教授）、Leader’s Message は１大学長に絞らず、２大学長による対談、または３大学長による鼎談という方向で検討し、どのような話の流れにするかは事務局に一任することとなった。

また、Challenge!国立大学については、今後大学に取組を照会することとし、掲載大学の選考については改めて当委員会にて決定することとした。

4．広報誌「国立大学」第 65 号（９月発行）の企画について

令和４年９月発行の第 65 号について、資料４に基づく説明及び審議の結果テーマ、Leader’s Message 及び OPINION の候補者については、委員会であがった意見を踏まえ、事務局で検討することとなった。

Ⅱ　報告事項

１．「2021 年度国立大学法人等広報担当者勉強会」の開催中止について

委員長及び事務局から、「2021年度国立大学法人等広報担当者勉強会」の開催中止について、口頭で報告があった。

Ⅲ　その他

令和４年３月 31 日をもって学長を退任するため、本委員会についても今年度末をもって退任する加藤委員から、挨拶があった。

また、委員長から、澤委員も同じく令和４年３月 31 日をもって退任される旨、紹介があった。

以上

令和３年度第１回事業実施委員会　議事概要

日　時　　令和３年１０月１５日（水）９：３０～１０：３０
場　所　　Zoomによるオンライン会議
出席者　　松尾委員長、益副委員長、穴沢副委員長、
　　千葉、池田、中村、上田、塩﨑、鮫島　各委員
陪席者　　平井国立大学法人総合損害保険運営委員会委員長、木谷有限会社国大協
　　サービス代表取締役社長

議事に先立ち、定足数の確認及び委員・陪席紹介を行った後、有限会社国大協サービスから、参考６～１０に基づき、国立大学法人総合損害保険（以下、国大協保険）の概要について説明があった。続いて、事務局から、参考資料１１～１２に基づき、国大協保険の現状及び今後の見直しについて説明があった後、国立大学法人総合損害保険運営委員会の平井座長から、参考資料１３～１４に基づき、国大協保険の安定的な制度維持についての答申及び国大協保険の次年度に向けた意見書について説明があった。

〔議事〕
（１）国立大学法人総合損害保険令和４年度基本方針（案）について
事務局から、資料１に基づき、国大協保険の次年度に向けた基本方針（案）について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり了承された。

（２）その他
事務局から、参考資料１５に基づき、今後の予定について説明があった。

以上

令和３年度第２回事業実施委員会　議事概要

日　時　　令和４年１月１３日（木）１０：００～１１：０５
場　所　　Zoomによるオンライン会議
出席者　　松尾委員長、益副委員長、穴沢副委員長、
　　千葉、池田、中村、上田、塩﨑、鮫島　各委員

〔報告〕
（１）令和３年度研修等事業報告について
　事務局から、資料１及び４に基づき、令和３年度研修等事業について報告があった。併せて、資料２及び３に基づき、令和３年度新任学長（就任予定者）セミナー及び新規理事・事務局長就任予定者研修会の実施に向けた進捗状況の報告があった。

（２）国立大学法人総合損害保険について
　松尾委員長から、資料５～６に基づき、令和４年度国立大学法人総合損害保険の基本方針の確定及びメニュー１財産保険（基本補償）にかかる令和４年度からの変更点等について報告があった。

〔議事〕
（１）令和４年度事業実施委員会事業計画（案）について
　事務局から、資料７に基づき、令和４年度事業実施委員会事業計画（案）について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり了承された。
（２）令和４年度研修等事業計画（案）について
　事務局から、資料８～２１に基づき、令和４年度研修等事業計画（案）について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり了承された。
　なお、研修事業の講演者等について、本委員会後も推薦者がいる場合は事務局まで連絡いただきたい旨、委員長から発言があった。併せて、各研修等事業を進めていく過程において、変更等が生じた場合には、委員長一任とすることについて了承された。
（３）令和４年度国立大学法人総合損害保険における引受保険会社の決定について
　事務局から、資料２２に基づき、令和４年度国立大学法人総合損害保険における引受保険会社の決定について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり了承された。
（４）その他
　特になし。

以上

2021 年度第１回国立大学法人総合損害保険運営委員会　議事概要

１　日　時　　２０２１年６月２９日（火）１０：００～１１：０５
２　場　所　　WEB による開催（WEB 会議システム「Zoom」を使用）
３　出席者　　平井座長、渡邊、岩澤の各委員
　　（国大協サービス）木谷社長、藤井副社長兼事業部長

４　議事

１　国立大学法人総合損害保険運営委員会ワーキング（2021年度第１回及び第２回）での議論内容について

事務局から、参考資料２～12に基づき、ワーキングの設置状況及びワーキングで用いた資料と各資料のポイントについて説明があった後、平井座長より資料１に基づき、ワーキングでの主な議論内容と、答申に向けた今後の方向性として、①事故防止策の検討が必要であること②保険料改定に向けた各種係数の見直しを行う必要があることの２点について、また見直しにあたってはメニュー１の共同引受保険会社への意見聴取と、係数改定の各種シミュレーションを行う必要があることをワーキングで確認した旨の報告があり、意見交換を行った。

２　国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持における引受保険会社への意見聴取及び実施時期について

事務局から、資料２に基づき、メニュー１の補償範囲と保険料の妥当性について確認するため、メニュー１の共同引受保険会社へ意見聴取を実施することについて説明があった後、主幹事社にも同様に確認したら良いのではないかと意見があり、共同引受保険会社３社に加え、主幹事社である三井住友海上火災保険株式会社へも同内容で意見聴取を行うこととした。

３　国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について（諮問）への答申の論点について

事務局から、資料３－１～３－２に基づき、答申の論点について説明があった後、意見交換を行い、資料３－１を基にワーキングで答申の作成に向けた具体的な検討を行うこととした。

４　今後のスケジュールについて

事務局から、資料４に基づき、国大協保険の安定的な制度維持に向けた検討と、保険アンケートへの対応並びに意見書の作成に向けたスケジュールについて説明があった。

以上

2021 年度第２回国立大学法人総合損害保険運営委員会　議事概要

１　日　時　　２０２１年7月１６日（金）１３：３０～１３：３５
２　場　所　　WEB による開催（WEB 会議システム「Zoom」を使用）
３　出席者　　平井座長、渡邊、米田、岩澤の各委員

４　議事

１　座長及び副座長の選任について

事務局から、資料１に基づき、座長及び副座長を委員の互選にて選任することについて説明があり、座長に京都大学の平井理事、副座長に一橋大学の近見名誉教授が選任された。

２　総合損害保険運営委員会ワーキングメンバーの選出について

座長から、資料２に基づき、４月より国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持のための検討を行っており、具体的な検討をコアメンバーによるワーキングにて行っていること、７月以降もワーキングにて検討を行いたいことについて説明があり、メンバーの選出については座長に一任することとした。

以上

２０２１年度第３回国立大学法人総合損害保険運営委員会　議事概要

１　日　時　　２０２１年９月１日（水）１０：００～１１：３０
２　場　所　　WEB による開催（WEB 会議システム「Zoom」を使用）
３　出席者　　平井座長、今泉、米田、渡邊、吉田、清水、岩澤の各委員
４　欠席者　　近見委員

議事に先立ち、国立大学法人総合損害保険の概要について国大協サービスより説明があった。

・国立大学法人総合損害保険の概要について
　国大協サービスから、資料１、２に基づき、説明があった。

５　報告事項
１　2021年度国立大学法人総合損害保険の商品及び改定状況について
　事務局から、資料3-1、3-2、3-3、3-4に基づき、報告があった。

２　2021年度国立大学法人総合損害保険の加入状況について
　事務局及び国大協サービスから、資料3-5、3-6に基づき、報告があった。

３　国立大学法人総合損害保険保険金支払状況等について
　国大協サービスから、資料3-7-1、3-7-2に基づき、報告があった。

４　国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持における引受保険会社への意見聴取結果について
　事務局から、資料5に基づき、国大協保険メニュー１の引受保険会社への意見聴取を行った結果、現在のメニュー１の損害率では保険料水準と補償範囲を維持することは困難であること、また安定的な制度維持の観点から、損害率の低減方策と合わせて保険料の見直しを行う必要があることについて、引受保険会社各社から意見があった旨の報告があった。あわせて、本委員会及びWGにおける検討内容と異なる観点での提案はなかった旨の報告があった。

６　議事
１　国立大学法人総合損害保険に係る改善要望事項等及び今後の対応について
　事務局から、資料4-1、4-2、参考資料５に基づき、説明があった後、審議を行った結果、資料4-1のとおり承認された。また国大協サービスから、資

料4-3に基づき、国大協サービスが提供している役員賠償責任保険に対する要望事項への対応状況について報告があった。

２　国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について（諮問）への答申の論点整理について

　事務局から、資料６に基づき、答申の論点整理について説明があった後、審議を行った結果、原案のとおり承認され、今後、事業実施委員会に報告し、論点整理において議論された保険料等の見直しの方向性について、加入機関へ意見照会・意見集約を行うこととした。

３　その他

　事務局から、資料７に基づき今後のスケジュールについて説明があり、９月末から１０月上旬を目途に案を取りまとめ、本委員会での承認の後、事業実施委員会に答申及び意見書を提出することとした。

以上

２０２１年度第４回国立大学法人総合損害保険運営委員会　議事概要

１　日　時　　２０２１年１０月７日（木）１０：３０～１１：３０
２　場　所　　WEB による開催（WEB 会議システム「Zoom」を使用）
３　出席者　　平井座長、今泉、米田、渡邊、吉田、清水、岩澤の各委員
４　欠席者　　近見委員

５　報告事項
　１　国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持に向けた加入機関への意見照会結果について
　　事務局から、資料１に基づき、加入機関への意見照会結果について報告があった。

６　議事
　１　国立大学法人総合損害保険の安定的な制度維持について（諮問）への答申（案）について
　　事務局から、資料2に基づき、答申（案）について説明があった後、審議を行った結果、原案のとおり承認された。

　２　国立大学法人総合損害保険の運営及び改善に関する意見書（案）について
　　事務局から、資料３に基づき、意見書（案）について説明があった後、審議を行った結果、原案のとおり承認された。

　３　その他
　　事務局から、参考資料５に基づき今後のスケジュールについて説明があった。

以上

2021 年政策研究所運営委員会(第１回)　議事概要

１　開催日時　２０２１年５月１８日（火）16:00～18:00
２　開催方法　WEB 会議（Zoom 会議）
３　出 席 者
(政策研究所運営委員会)
参加：大野委員長、金子委員、木谷委員、合田委員、梅原委員、小林委員、濱中委員、林委員、山本委員、米澤委員、山口委員、戸渡委員
欠席：日詰委員、吉武委員、山本政策研究所顧問
(高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ)
参加：（委員）遠藤、川出、川崎、蝶、野田、塙、原田、丸山、吉田
（オブザーバー）小方
欠席：（委員）荒井、小入羽、白川、立石
（オブザーバー）水田

４　議事の経過及び結果
＜議題１＞　国立大学の経済効果に関する調査研究(大学院教育に関する経済効果)の最終報告について
2020 年度末をもって完了した国立大学の経済効果に関する調査研究（大学院教育に関する経済効果）について、研究代表者の島一則教授（東北大学）から資料 1-1～1-2 に基づき最終報告があった。なお、本最終報告については、政策研究所の研究成果として公表する方向で協会ホームページへの掲載等を進めていくこととなった。
＜議題２＞　2020 年度国立大学法人基礎資料集（案）について
資料 2-1 の 14-2（経常費用の内訳と法人化後の推移）及び 14-3（経常収益の内訳と法人化後の推移）について、大学全体の財政規模については、附属病院収入を別にして考えるべきとの意見があり、14-2 および 14-3 については、附属病院部分を除いたものをそれぞれ分けて掲載することとなった。また、掲載順番について、「13.附属病院」「14.財政」を「13.財政」「14.附属病院」とすることとした。

＜議題３＞今後の「高等教育に関する基礎データ等に関する調査研究グループ」の活動について

＜議題４＞政策研究所の情報発信に関する基本的な方向性について
山口政策研究所長より、議題３及び議題 4 について資料３及び資料４に基づき説明があり、高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ（以下「調査研究グループ」という）の今後の活動スキーム案や政策研究所としての情報発信に関する基本的な方向性について了承された。

＜議題５＞新規委託研究テーマ採択の可否について

政策研究所の新規委託研究として、申請のあった３件の調査研究課題について資料５に基づき審議し、３件いずれも採択することとなった。

＜議題６＞政策研究所運営委員会委員について、及び高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ委員の委嘱等について

山口政策研究所長より資料 6-1 に基づき政策研究所運営委員会の委員の任期について報告があった。加えて、高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループの委員の委嘱等について資料６-２及び６-３に基づき説明があり、了承された。

以　上

2021 年政策研究所運営委員会(第２回)　議事概要

１　開催日時　２０２２年２月１日（火）14:00～16:00
２　開催方法　WEB 会議（Zoom 会議）
３　出 席 者
(政策研究所運営委員会)
参加：大野委員長、小方委員、金子委員、合田委員、佐々木委員、千葉委員、中野委員、長谷川委員、濱中委員、水田委員、山本委員、吉武委員、米澤委員、山口委員、戸渡委員、山本政策研究所顧問
欠席：木谷委員、小林委員、林委員
(高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ)
参加：（委員）川崎、荒井、遠藤、立石、蝶、野田、塙、原田、吉田
欠席：（委員）川出、小入羽、白川、

４　議事の経過及び結果
＜議題１＞
「国立大学の経済効果に関する調査研究（地域における経済効果）」（2019 年度からの委託調査研究）の進捗状況及び期間延長について

2019 年度より実施している委託調査研究「国立大学の経済効果に関する調査研究（地域における経済効果）」について、研究代表者の塙 委員（専修大学 教授）から資料 1-2 に基づき進捗報告があった。また、2021 年度に予定していた海外実地調査については新型コロナウイルス感染症の収束を待って実施することとし、委託期間を 2022 年３月末から 2023 年３月末に延長することとした。

＜議題２＞　2021 年度採択委託調査研究の進捗状況について
2021 年度に新たに採択した以下３件の委託調査研究の進捗について、研究代表者よりそれぞれ報告があった。
〇国立大学法人における寄付金獲得のための新しい制度・スキームに関する調査研究　（研究代表者：川崎 成一）
〇国立大学大学院の領域横断的な人材養成実態に関する調査研究　（研究代表者：遠藤 健）
〇大学教育のデジタル・トランスフォーメーション（DX）と質保証に関する研究 －国立大学はどのような公共的役割を担えるのか？－　（研究代表者：原田 健太郎）

＜議題３＞「高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ」の活動について
高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループの 2021 年度の活動状況について、山口政策研究所長より概況の説明があり、続いて、以下の活動について研究担当者よりそれぞれ報告があった。

〇学生に対する経済的支援に関する調査研究活動　　（研究担当者　吉田　香奈）
〇国立大学に関する先行研究の文献目録作成　　（研究担当者：川崎　成一）
〇2021 年度第２回研究会の開催について　　（研究担当者：野田　文香）

＜議題４＞2022 年度の政策研究所の活動計画について
2022 年度の政策研究所の活動計画について審議し、資料４のとおり了承された。

＜議題５＞その他意見交換

以　上

Ⅲ　意見、提言、要望書等

資料

１　新型コロナウイルス感染症拡大に伴う科学研究費助成事業に関する要望

２　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う私費外国人留学生の新規入国の緩和に関する要望

３　予算・税制等に関する要望書

４　令和３年度補正予算に関する要望書

５　大学ファンド及び特定研究大学（仮称）等を通じた我が国の研究力の強化について

別添１

令和３年４月２７日

文部科学省研究振興局
日本学術振興会　　御中

一般社団法人国立大学協会
一般社団法人公立大学協会
日本私立大学団体連合会
一般社団法人日本私立大学連盟
日本私立大学協会

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う科学研究費助成事業に関する要望

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国際社会のみならず世界の大学に多大なる影響を及ぼしており、その終息には未だ好転の気配も見出せない状況が継続しています。我が国の大学においても、国際的な研究活動の計画すら立てられず、停滞した状況が続いています。

その中でも、特に、研究課題の期間が定められ、かつ一定期間以上の海外研究機関での研究活動が要件となっている科学研究費助成事業については、研究課題の遂行が困難な状況となっています。また現在、外務省による感染症危険情報が「レベル３（渡航中止勧告）」「レベル４（退避勧告）」となっている国・地域への研究者の派遣については、いずれの大学も人命優先の観点から、認めることができない状況であり、今後もこのような状況が続いた場合、研究実施計画の変更を余儀なくされる事態が容易に予想され、研究者からは既に研究の継続に関して不安の声があがっています。

つきましては、現下の大学の状況にご配慮いただくとともに研究者の不安をやわらげ、今後の研究に邁進できるよう、下記の通り科学研究費助成事業に関して継続的な特例措置を要望します。

記

１．令和３（２０２１）年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題について、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）補助事業期間の延長の特例について（令和２年１０月２２日付通知　学振助－６４７号）」と同様の内容を、令和４（２０２２）年度まで適用していただきたい。

※今年度になっても、新型コロナウイルス感染症の影響が研究活動へ支障を来している状況が継続している。そのため、令和３（２０２１）年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題について、前年度の特例措置と同様に、当該感染症の影響により更なる研究実施計画の変更が必要となった場合においては、令和４（２０２２）年度までの延長を認めていただきたい。

２．上記１の措置については、研究実施計画（特に海外での研究活動が要件となる研究課題）の見直し及び本務業務との調整に相当の期間が必要となるため、今年度のできるだけ早い時点で周知いただきたい。

以　上

別添２

令和３年９月３０日

文部科学省高等教育局長
増　子　　宏　殿

一般社団法人国立大学協会
会長　永　田　恭　介

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う私費外国人留学生の
新規入国の緩和に関する要望

現在、各大学においては秋季入学開始の時期を控える中、新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生の入国が制限され、国費外国人留学生は順次入国が進められているものの、私費外国人留学生については入国ができない事態が長期化しています。

各大学はオンライン授業の提供等で対応を続けていますが、実験・実習科目などはオンラインで行うことができません。この問題は、特に修学期間の短い大学院生にとって極めて深刻であり、当該学生への学修機会を速やかに確保する必要が日に日に高まっています。この間、外国人留学生にとって日本文化に直接触れる機会や人的交流の機会が失われるだけでなく、我が国にとっては将来の親日・知日家を育成する機会や、日本人学生がグローバルなネットワークを構築する機会が失われてしまっています。我が国が多様性に富み、持続可能でインクルーシブな社会の実現を目指すうえでも、現在の状況が改善される必要があります。

世界では留学生獲得競争が激化し、我が国の学生も含めワクチンを接種した外国人留学生を受け入れる国々も出てきています。渡日制限が続いているために、我が国への留学を決意した外国人留学生の中からも、留学生を受け入れている他の国々への転学等に切り替える事例も出てきています。高度人材である外国人留学生の流出や減少は、我が国の研究力の低下や将来の安全保障面を含めた我が国のプレゼンスの低下にも繋がりかねない極めて深刻な事態です。

つきましては、今般の緊急事態宣言等の解除に当たり、以下のとおり私費外国人留学生の新規入国の緩和措置を要望します。関係省庁との交渉など特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

１．各大学における責任ある受入れ体制と感染予防措置の徹底を前提とした上で、私費外国人留学生の新規入国停止の緩和及び査証発給の再開

２．私費外国人留学生が陰性証明書及びワクチン接種証明書を提出した場合の入国後待機期間の大幅な短縮

別添３

国大協企画第４４号
令和３年１０月１日

各　　位

一般社団法人　国立大学協会
会　長　　永　田　　恭　介

令和４年度予算における国立大学関係予算の充実及び
税制改正等について（要望）
------国立大学が強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するために------

国立大学は、第４期中期目標期間を迎えるにあたり「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言―」をまとめ、機能の強化と拡充をすすめる新たな決意を述べています。コロナ新時代において、国立大学は個々に、また総体として有する最先端の学術・科学技術を始めとする新たな学術知や、これまで培われてきた「知の資産」を結集し提供することで、地球規模の課題解決に取り組むとともに、災害や感染症等に対応する高度にレジリエントで持続可能な社会の構築にこれまで以上に貢献していく所存です。

とりわけ、国立大学は、デジタル技術を駆使して教育・研究・社会貢献の機能強化を行うとともに、人工知能(AI)技術やビッグデータ解析に長けた人材の育成等の中核拠点としての、また地域医療等の分野で活躍する人材育成や新たな産業創出などの地方創生を担うハブとしての役割を、今後一層強化していきます。

国立大学が、１８の提言にも示したとおり、その機能と役割を新たに強化・拡張し今後も国民の期待に応え、社会の発展に貢献するための未来への投資として、**基盤的経費である運営費交付金の拡充と安定的な制度の確立**を求めます。特に、運営費交付金の一部を毎年度、共通指標に基づき傾斜配分する仕組みは、国立大学の多様性を損ない、最も重要視すべき教育研究力の向上に繋がっておらず、さらに、見通しを持った責任ある大学経営を困難にすることから見直しを求めます。

また、**国立大学のキャンパスは、この度の新型コロナ対策では地域と連携しワクチン接種会場として活用されるなど、災害時等においては地域の安心安全のための拠点**となるものであると同時に、各国立大学は新型コロナ感染症制御のための研究拠点としても個性豊かな研究を推進するとともに、精力的に研究成果の社会還元に取り組んでいます。こうした拠点としての役割に加え、国立大学が、国や地域社会、学生、企業等との連携による「共創」の場として、さらには、カーボンニュートラル等を牽引する先導的エリアとして、より一層活用されるために**施設整備費補助金の拡充**を求めます。

国立大学附属病院については、コロナ対応をはじめ、地域医療の最後の砦として、デジタル技術を駆使した革新的医療にも対応する研究基盤設備・重症対応機器等の整備や医療機器の継続的な更新等、**病院機能の維持・向上のため、省庁の垣根を越えた確実な財政措置や医師の働き方改革に対する柔軟な制度運用**を要望いたします。

加えて、基礎研究の独創性や学術研究分野の多様性を堅持し発展させることは我が国の研究振興の根幹であり、それを支える**科学研究費助成事業（科研費）等の競争的資金の拡充**をお願いいたします。

大学ファンドについては、我が国の研究力強化や若手研究者育成に重要な役割を果たす画期的な制度となり得るものです。国際的に卓越した拠点の形成にあたっては、一定の裾野の広がりを持つ大学・研究機関が相互に連携し知の循環を実現することが不可欠であることから、**大学ファンドは支援対象となる大学について順次拡大するとともに、学内の一研究分野、一組織をも単位としたきめ細やかな支援**を要望いたします。加えて、**国公私立大学共通の制度であるとともに、運営費交付金とは目的が異なる制度であることから、本制度による支援は、運営費交付金と連動させない**ことを求めます。

併せて、コロナ新時代におけるデジタル技術を駆使した機能強化として、国立大学がデータ駆動型研究及びオープンサイエンス等を先導するとともに、国際的な視野で研究のオンライン化を推進し、世界に開かれた先進的な研究環境の確保を図ることが出来るよう十分な経費の措置を要望いたします。

他方、国立大学における教育研究をさらに発展させていくためには、**各種の制度的・法的基盤の整備・充実等による規制緩和**が必要です。教育を推進するうえでは、**柔軟な学生定員管理や授業料設定、ジョイントディグリーの設置基準要件や手続きの緩和など**を求めます。さらに、経営に関しても運営費交付金のみに依存するのではなく、国立大学自らが、外部資金、自己収入等の拡充や資産の効果的活用・運用による財源の多様化とともに経営の効率化を実現することが必要です。そのため、現有資産を最大限活用できるよう、**土地の貸付や出資事業等における一層の柔軟化の措置**、及び大学周辺の土地活用に関する規制等の緩和についてもお願いするものです。また、民間由来の資金（共同研究費等）について、目的積立金とは別に自由に繰り越しが可能な制度の新設についても要望いたします。

寄附税制については、個人寄附のさらなる拡大を図るため、**税額控除の対象について一層の緩和を行い、教育・研究活動全般（附属病院における教育・研究活動を含む）の支援へと拡大**することを要望いたします。また、産学連携によるリカレント教育の推進がますます期待されているところですので、企業が社員のキャリア形成を支援することを促すために、大学での学び直しを奨励する場合の税制上のインセンティブの付与をお願いいたします。加えて、このような学び直しに際しては、学び直し休暇などの厚生労働法制上の支援も必要です。

以上のように、18の提言で示した国立大学の機能強化・拡張のために必要な事項について、速やかに実現いただくよう強く要望いたします。

要 望 事 項 一 覧

Ⅰ 基盤的経費の拡充

1 国立大学法人運営費交付金等の予算額の確保・充実、及び安定的な制度の確立を行うこと

2 国立大学施設整備費補助金及び施設設備管理維持費の確保・充実を行うこと

3 地域のコロナ対応の最前線の国立大学附属病院に対し、病院機能の維持・向上のための財政的支援の確保・充実、及び医師の働き方改革に対し柔軟な制度運用を行うこと

4 科学研究費助成事業（科研費）等の予算の拡充を行うこと

Ⅱ 重点課題への対応

1 大学ファンドは支援対象となる大学について順次拡大するとともに、学内の一研究分野、一組織をも単位としたきめ細やかな支援を可能とすること。また、国公私立大学共通の制度であるとともに、運営費交付金とは目的が異なる制度であることから、本制度による支援は、運営費交付金と連動させないこと

2 コロナ新時代におけるデジタル技術を駆使した機能強化として、国立大学がデータ駆動型研究及びオープンサイエンス等を先導するとともに、国際的な視野で研究のオンライン化を推進するために十分な経費の措置を行うこと

Ⅲ 税制改正

1 個人寄附金に係る税額控除の対象を教育・研究活動（附属病院における教育・研究活動を含む）全般への支援に拡大すること

2 産学連携によるリカレント教育に対する税制上のインセンティブ付与を行うこと

Ⅳ 規制緩和

1 １８の提言で示した、経営基盤強化に資するためのさらに柔軟な学生定員管理や授業料設定、自主財源の獲得を促す多様な規制緩和（寄附税制、土地の貸付、出資事業、目的積立金、大学債等）や寄附された不動産の売却手続き、その他経営効率化のための必要な規制緩和について、速やかに実現すること

別添４

国大協企画第４６号
令和３年１０月８日

各　　位

一般社団法人　国立大学協会
会　長　　永　田　　恭　介

令和３年度補正予算における国立大学関係予算の充実等について（要望）

国立大学は、第４期中期目標期間を迎えるにあたり「第４期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靭でインクルーシブな社会実現に貢献するための１８の提言―」をまとめ、機能の強化と拡充をすすめる新たな決意を述べています。コロナ新時代において、国立大学は個々に、また総体として有する最先端の学術・科学技術を始めとする新たな学術知や、これまで培われてきた「知の資産」を結集し提供することで、地球規模の課題解決に取り組むとともに、災害や感染症等に対応する高度にレジリエントで持続可能な社会の構築にこれまで以上に貢献していく所存です。

とりわけ、国立大学は、デジタル技術を駆使して教育・研究・社会貢献の機能強化を行うとともに、人工知能(AI)技術やビッグデータ解析に長けた人材の育成等の中核拠点としての、また地域医療等の分野で活躍する人材育成や新たな産業創出などの地方創生を担うハブとしての役割を、今後一層強化していきます。

国立大学がさらにその機能と役割を新たに強化・拡張し今後も国民の期待に応え、社会の発展に貢献するための未来への投資として、令和４年度予算に先立ち、早急に令和３年度補正予算において以下のとおり国立大学関係予算の拡充を求めます。

１．**国立大学のキャンパスは、この度の新型コロナ対策では地域と連携しワクチン接種会場として活用されるなど、災害時等における地域の安心安全のための拠点**であると同時に、新型コロナウィルス感染症制御のための研究拠点として個性豊かな研究を支えるとともに、精力的な研究成果の社会還元につなげています。こうした役割を果たしてきた国立大学がさらに**施設の徹底的な省エネルギー化とＺＥＢ化を推進すること等により**、我が国の**カーボンニュートラル実現に向けた取組を牽引する先導的な役割を果たせるよう**、補正予算を活用した**施設・設備の整備のさらなる加速**を求めます。

２．**国立大学附属病院については、コロナなど感染症への対応をはじめ、地域医療の最後の砦として**、デジタル技術を駆使した革新的医療にも対応する研究基盤設備・重症対応機器等の整備や医療機器の継続的な更新等、**大学病院機能の維持・向上のための予算の拡充**を求めます。

３．**コロナ新時代におけるデジタル技術を駆使した機能強化として**、国立大学がデータ駆動型研究及びオープンサイエンス等を先導するとともに、国際的な視野で研究のオンライン化を推進し、世界に開かれた**先進的な教育研究環境の確保を図ることが出来るよう、予算の拡充**を求めます。**併せて、教育研究環境を支える業務のデジタル化の推進のための経費の措置**を求めます。

別添５

大学ファンド及び特定研究大学制度（仮称）の創設等を通じた我が国の研究力の強化について（意見）

現在、検討が進められている大学ファンド及び特定研究大学（仮称）制度の創設は、我が国における大学の研究力及び国際的競争力を向上させる観点等から画期的な取り組みであると認識しています。併せて優秀な博士課程学生への処遇向上に係る支援も幅広く企図されており、我が国のイノベーションを創出する人材の育成に大いに資するものと評価しています。国立大学としても、スピード感をもってこれを実現する改革をすすめていかなければなりません。

一方、大学ファンド及び特定研究大学（仮称）の制度設計の詳細については未だ明文化されていない部分もあり、早急に、かつ丁寧に具体的な検討がなされることが必要です。

大学ファンドによって、対象となる一部の大学の研究力を強力に押し上げると同時に、その他の大学の研究力強化の施策を講じ、優秀な研究人材の国内の大学・研究機関への循環も促す必要があります。そうでなければ、かえって国立大学ひいては我が国の大学全体の研究力低下を招く恐れもあるなど、特定研究大学（仮称）制度創設の目的を達成することができなくなりかねません。

国立大学が我が国の研究を支える社会的基盤である役割を果たし、研究力の向上に寄与するとともに、この画期的な制度の目的を達成するために、以下のとおり要望いたします。

記

1. 規制緩和は、特定研究大学（仮称）に限定せず、全ての大学に適用可能とすべきである。

大学ファンド創設の真の目的は、大学自らが学術の価値を高め学問の裾野を広げていくため、自律的かつ創造的に自らの実践をデザインする力を強化し、大学の機能拡張を実現するモデルを開発・実装し、大学を起点に社会変革を牽引していくことであると理解している。具体的には、①世界と伍する研究大学の持続的成長（大学が持つ知の適切な価値付け等を通じた新たな資金循環を構築し、長期的な視点から、次代の知の創出に資する研究基盤への再投資につなげる好循環サイクルの形成）及び、②我が国の研究力の厚みの拡大（全大学の博士課程人材や若手研究者の活躍推進等）を通じ、我が国全体の研究力を向上させることである。

このことを、制度の最終目的であると考えた場合、大学の多様性と層の厚さこそが、我が国全体の研究力の向上を支える土台となるものである。とりわけ国立大学が我が国の学術の発展と系譜の継承を担い未来志向をもって社会成長の核として機能しそれぞれその使命を果たしていくに当たっては、その規模や

強みとする学術分野や財政規模の多寡にかかわらず、様々な制約から解放され自らが成長できる環境が整備されることが肝要である。このことに鑑み、規制緩和については、今般のファンド資金投入対象の如何にかかわらず、特定研究大学（仮称）に限定しないことを強く求める。

2. 特定研究大学（仮称）以外の特色ある強みを最大限活用し、社会の負託に応えていく大学を対象とする充実した総合振興パッケージが必要である。

我が国全体の研究力強化の観点から、特定研究大学（仮称）を適切な厚みになるまで増加させることに加えて、その他の大学の強化にも配慮が必要である。内閣府等で検討されている総合振興パッケージと特定研究大学（仮称）に対する支援を総合的な施策として推進し、ファンドの支援を受けた大学とそれ以外の大学との間で、学術研究成果や、それを担う人材・環境面での好循環を作り出していく必要がある。

財政規模が極端に大きくなる大学のみに多くの人材が集中することにより、研究者の流動性が低下し、我が国全体の研究力の低下を招くことのないようにする必要がある。我が国の持続的な研究力強化の観点からは、その特性・規模等の状況に応じつつ創意工夫を行っている国立大学を成長させる戦略も必要である。

さらに、小規模の大学や特定分野に強みを持つ大学も、世界と伍する大学への発展が可能となるよう、これらの大学のインパクトに応じて、別途支援を充実していく必要がある。加えて、総合振興パッケージでは、特色ある強みを最大限活用する大学単位だけではなく、卓越した研究組織や研究者を支援対象とする横糸型の総合振興パッケージも考えるべきではないか。

3. 社会・産業界からの支援を拡大するための仕組みと期間が必要である。

特定研究大学（仮称）が年 3%成長すると 25 年後には 2 倍の財政規模となる。収入の増加分の確保は、各大学の経営方策で達成を図ることになるが、産業界との格段の連携・協力も不可欠である。その規模は、推定すると特定研究大学（仮称）全体では数千億円／年になると推定される。我が国の産業界が大学と共にイノベーションを創出し、大学のみならず産業界も共に成長するという認識を共有化することが重要である。そのためには、特定研究大学（仮称）の成長期間を十分とるとともに、我が国大学の研究力の強化と産業界の成長の好循環を実現する有効な施策を検討すべきである。

4. 特定研究大学（仮称）における合議体の構成員の育成には十分な時間をかけるべきである。

法的に新たなガバナンス制度などを導入することは、国立大学のあり方を根

本的に変えることにほかならない。現在までの検討では、新たに設置される合議体について、設置方法、合議体の構成員の選抜方法、構成員の役割と責務が明らかではない。また、新たな制度の下での学長の役割も不明である。一方、ガバナンス改革については、大学が研究力強化の観点から自らの特性に応じ、かつ国民の負託に応え、責任を果たせるような望ましいガバナンス体制の改革案を提案することもできるようにすべきであり、そうした大学の中から特定研究大学（仮称）が選抜されるべきである。

大学は個々の研究者の内在的動機に基づく教育研究と、それを通した人材養成を本務としており、国立大学はこの役割を果たすことを国民から負託されるとともに、それを矜持としている。合議体の構成員は、大学が学問の自由と大学の自律性の上に成り立っていることを理解し、対象大学の歴史に裏打ちされた個性と特性を踏まえ、鞭撻しつつ成長を見守り、その上で事業成長に関わる明確な責任を負わなければならない。そのようなことができる資質をもった構成員から成る合議体を設置することは容易ではない。したがって、合議体の構成員は各大学が、その特性に応じて適する者を慎重に選ぶ必要があり、また合議体の構成員として育成するには十分な時間が必要である。

5. 博士課程学生への支援を一層進めるべきである。

博士課程学生は、教育を受ける権利を有するとともに、研究を行う職業人として捉える必要がある。このような考え方での経済的な支援は博士課程学生の生活基盤を支え、この層を厚くすることに繋がり、我が国全体としての研究力の向上に必要不可欠である。ファンドによる我が国の博士課程学生への一律的な給与の支払いに加えて、大学の方策や分野に応じた柔軟な支給が可能となるような仕組み（支給額の上限に関する制限を設けないこと等）が必要である。

令和３年１２月１７日

一般社団法人　国立大学協会
会　長　　永　田　恭　介

Ⅳ　令和３年度　国立大学協会概要

（１）国立大学協会組織図

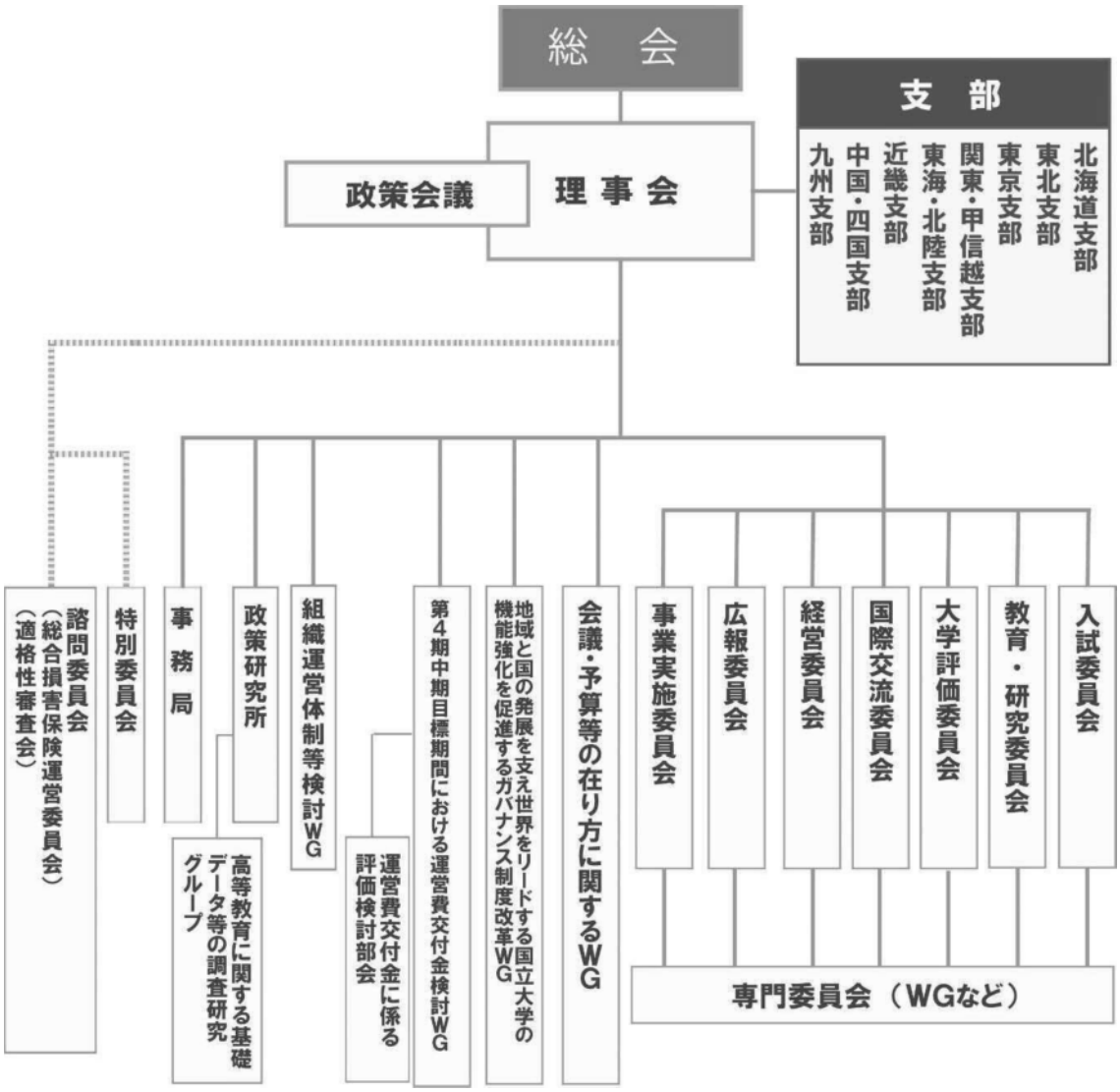

（令和４年２月 18 日現在）

会　員　名　簿

（２） 会員及び学長一覧（令和３年４月～令和４年３月）

会員（大学名）	学　長
北海道大学	寳金　清博
北海道教育大学	蛇穴　治夫
室蘭工業大学	空閑　良壽
小樽商科大学	穴沢　眞
帯広畜産大学	奥田　潔
旭川医科大学（令和4年3月3日まで）	吉田　晃敏
北見工業大学	鈴木　聡一郎
弘前大学	福田　眞作
岩手大学	小川　智
東北大学	大野　英男
宮城教育大学	村松　隆
秋田大学	山本　文雄
山形大学	玉手　英利
福島大学	三浦　浩喜
東京大学	藤井　輝夫
東京医科歯科大学	田中　雄二郎
東京外国語大学	林　佳世子
東京学芸大学	國分　充
東京農工大学	千葉　一裕
東京芸術大学	澤　和樹
東京工業大学	益　一哉
東京海洋大学	井関　俊夫
お茶の水女子大学	佐々木　泰子
電気通信大学	田野　俊一
一橋大学	中野　聡
政策研究大学院大学	田中　明彦
茨城大学	太田　寛行
筑波大学	永田　恭介
筑波技術大学	石原　保志
宇都宮大学	池田　宰
群馬大学	石﨑　泰樹
埼玉大学	坂井　貴文

会員（大学名）	学　長
千葉大学	中山　俊憲
横浜国立大学	梅原　出
総合研究大学院大学	長谷川　眞理子
新潟大学	牛木　辰男
長岡技術科学大学	鎌土　重晴
上越教育大学	林　泰成
山梨大学	島田　眞路
信州大学	濱田　州博
（令和3年10月1日～）	中村　宗一郎
富山大学	齋藤　滋
金沢大学	山崎　光悦
北陸先端科学技術大学院大学	寺野　稔
福井大学	上田　孝典
静岡大学	日詰　一幸
浜松医科大学	今野　弘之
東海国立大学機構	（機構長）松尾　清一
岐阜大学	森脇　久隆
名古屋大学	松尾　清一
愛知教育大学	野田　敦敬
名古屋工業大学	木下　隆利
豊橋技術科学大学	寺嶋　一彦
三重大学	伊藤　正明
滋賀大学	位田　隆一
滋賀医科大学	上本　伸二
京都大学	湊　長博
京都教育大学	太田　耕人
京都工芸繊維大学	森迫　清貴
大阪大学	西尾　章治郎
大阪教育大学	栗林　澄夫
兵庫教育大学	加治佐　哲也
神戸大学	藤澤　正人
奈良教育大学	加藤　久雄

会員（大学名）	学　長
奈良女子大学	今岡　春樹
奈良先端科学技術大学院大学	塩﨑　一裕
和歌山大学	伊東　千尋
鳥取大学	中島　廣光
島根大学	服部　泰直
岡山大学	槇野　博史
広島大学	越智　光夫
山口大学	岡　正朗
徳島大学	野地　澄晴
鳴門教育大学	山下　一夫
香川大学	筧　善行
愛媛大学	仁科　弘重
高知大学	櫻井　克年
福岡教育大学	飯田　慎司
九州大学	石橋　達朗
九州工業大学	尾家　祐二
佐賀大学	兒玉　浩明
長崎大学	河野　茂
熊本大学	小川　久雄
大分大学	北野　正剛
宮崎大学	池ノ上　克
（令和3年10月1日～）	鮫島　浩
鹿児島大学	佐野　輝
鹿屋体育大学	松下　雅雄
琉球大学	西田　睦

（特別会員）	機 構 長
人間文化研究機構	平川　南
自然科学研究機構	小森　彰夫
高エネルギー加速器研究機構	山内　正則
情報・システム研究機構	藤井　良一

（３）役員、委員会委員等名簿（令和３年４月～令和４年３月）

役員等（理事・監事・会長補佐）

（令和３年４月１日～令和３年６月１４日）

理事（会　長）	永田　恭介	筑波大学長
理事（副会長）	西尾　章治郎	大阪大学長
理事（副会長）	大野　英男	東北大学長
理事（副会長）	山崎　光悦	金沢大学長
理事（副会長・会長指名）	林　佳世子	東京外国語大学長
理事（専務理事・会長指名）	山口　宏樹	前埼玉大学長
理事（常務理事・会長指名）	戸渡　速志	国立大学協会事務局長
理事	穴沢　　眞	小樽商科大学長
理事	奥田　　潔	帯広畜産大学長
理事	福田　眞作	弘前大学長
理事	益　　一哉	東京工業大学長
理事	佐々木　泰子	お茶の水女子大学長
理事	中山　俊憲	千葉大学長
理事	濱田　州博	信州大学長
理事	松尾　清一	東海国立大学機構長
理事	位田　隆一	滋賀大学長
理事	湊　　長博	京都大学長
理事（会長指名）	伊東　千尋	和歌山大学長
理事	服部　泰直	島根大学長
理事（会長指名）	越智　光夫	広島大学長
理事（会長指名）	岡　　正朗	山口大学長
理事	筧　　善行	香川大学長
理事	石橋　達朗	九州大学長
理事	河野　　茂	長崎大学長
監事	田野　俊一	電気通信大学長
監事	上田　孝典	福井大学長
会長補佐	村松　　隆	宮城教育大学長
会長補佐	長谷川　眞理子	総合研究大学院大学長
会長補佐	森迫　清貴	京都工芸繊維大学長
会長補佐	尾家　祐二	九州工業大学長
会長補佐	西田　　睦	琉球大学長
会長補佐	藤井　良一	情報・システム研究機構長

役員等（理事・監事・会長補佐）

（令和３年６月１４日～令和４年３月３１日）

理事（会　長）	永田　恭介	筑波大学長
理事（副会長）	大野　英男	東北大学長
理事（副会長）	西尾　章治郎	大阪大学長
理事（副会長）	牛木　辰男	新潟大学長
理事（副会長・会長指名）	林　佳世子	東京外国語大学長
理事（専務理事・会長指名）	山口　宏樹	前埼玉大学長
理事（常務理事・会長指名）	戸渡　速志	国立大学協会事務局長
理事	寳金　清博	北海道大学長
理事	空閑　良壽	室蘭工業大学長
理事（会長指名）	穴沢　　眞	小樽商科大学長
理事	玉手　英利	山形大学長
理事	田中　雄二郎	東京医科歯科大学長
理事	益　　一哉	東京工業大学長
理事	中山　俊憲	千葉大学長
理事	齋藤　　滋	富山大学長
理事	松尾　清一	東海国立大学機構長
理事	湊　　長博	京都大学長
理事	今岡　春樹	奈良女子大学長
理事（会長指名）	伊東　千尋	和歌山大学長
理事	槇野　博史	岡山大学長
理事（会長指名）	岡　　正朗	山口大学長
理事	櫻井　克年	高知大学長
理事	石橋　達朗	九州大学長
理事	佐野　　輝	鹿児島大学長
監事	田野　俊一	電気通信大学長
監事	上田　孝典	福井大学長
会長補佐	藤井　輝夫	東京大学長
会長補佐	中野　　聡	一橋大学長
会長補佐	長谷川　眞理子	総合研究大学院大学長
会長補佐	山崎　光悦	金沢大学長
会長補佐	野田　敦敬	愛知教育大学長
会長補佐	平川　　南	人間文化研究機構長

入試委員会

（令和３年4月1日～令和３年6月１４日）

【委員長】

岡　　正朗	山口大学長

【副委員長】

河野　　茂	長崎大学長
穴沢　　眞	小樽商科大学長

【委　員】

鈴木　聡一郎	北見工業大学長
三浦　浩喜	福島大学長
林　佳世子	東京外国語大学長
太田　寛行	茨城大学長
牛木　辰男	新潟大学長
日詰　一幸	静岡大学長
今野　弘之	浜松医科大学長
太田　耕人	京都教育大学長
森迫　清貴	京都工芸繊維大学長
飯田　慎司	福岡教育大学長
西田　　睦	琉球大学長

【専門委員】

山口　佳三	京都大学監事
矢口　祐人	東京大学教授
根岸　雅史	東京外国語大学教授
島田　康行	筑波大学教授
東島　　清	大阪大学名誉教授
川嶋　太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
星野　由雅	長崎大学教授

（令和３年６月１４日～令和４年３月３１日）

【委員長】

岡　　正朗	山口大学長

【副委員長】

今岡　春樹	奈良女子大学長
空閑　良壽	室蘭工業大学長

【委　員】

鈴木　聡一郎	北見工業大学長
三浦　浩喜	福島大学長
林　佳世子	東京外国語大学長
石原　保志	筑波技術大学長
梅原　　出	横浜国立大学長
今野　弘之	浜松医科大学長
野田　敦敬	愛知教育大学長
太田　耕人	京都教育大学長
森迫　清貴	京都工芸繊維大学長
飯田　慎司	福岡教育大学長
兒玉　浩明	佐賀大学長

【専門委員】

根岸　雅史	東京外国語大学教授
島田　康行	筑波大学教授
東島　　清	大阪大学名誉教授
川嶋　太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
星野　由雅	長崎大学教授
大谷　　奨	筑波大学教授・アドミッションセンター長
葛岡　英明	東京大学教授

教育・研究委員会

（令和３年４月１日～令和３年６月１４日）

【委員長】

大野　英男	東北大学長

【副委員長】

筧　　義行	香川大学長
伊東　千尋	和歌山大学長

【委　員】

空閑　良壽	室蘭工業大学長
村松　　隆	宮城教育大学長
藤井　輝夫	東京大学長
田中　明彦	政策研究大学院大学長
坂井　貴文	埼玉大学長
鎌土　重晴	長岡技術科学大学長
野田　敦敬	愛知教育大学長
塩崎　一裕	奈良先端科学技術大学院大学長
仁科　弘重	愛媛大学長
尾家　祐二	九州工業大学長
小川　久雄	熊本大学長

【専門委員】

五十嵐　敦	福島大学教育推進機構教授
辻　　佳子	東京大学環境安全研究センター長、教授
井関　祥子	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
岸本喜久雄	国立教育政策研究所フェロー 東京工業大学名誉教授
関　　実	千葉大学教授
竹内　比呂也	千葉大学副学長（学修支援）
後藤　弘子	千葉大学大学院社会科学研究院教授
東村　博子	名古屋大学副総長・教授
江藤　みちる	三重大学大学院医学系研究科助教
宮原　　稔	京都大学大学院工学研究科教授
尾上　孝雄	大阪大学理事・副学長
上林　憲雄	神戸大学大学院経営学研究科教授
大和　　淳	福岡教育大学教育学部教授
船守　美穂	国立情報学研究所 情報社会相関研究系准教授
小林　雅之	桜美林大学総合研究機構教授 東京大学名誉教授
吉田　素文	国際医療福祉大学副医学部長、教授
下敷領　強	富山大学理事・事務局長
西條　秀俊	新潟大学教育・学生支援機構 教育プログラム支援センター 副センター長、准教授 （令和3年4月26日から）

教育・研究委員会

（令和３年６月１４日～令和４年３月３１日）

【委員長】

大野　英男	東北大学長

【副委員長】

伊東　千尋	和歌山大学長
佐野　　輝	鹿児島大学長

【委　員】

穴沢　　眞	室蘭工業大学長
村松　　隆	宮城教育大学長
藤井　輝夫	東京大学長
井関　俊夫	東京海洋大学長
石崎　泰樹	群馬大学長
鎌土　重晴	長岡技術科学大学長
寺島　一彦	豊橋技術科学大学長
上本　伸二	滋賀医科大学長
仁科　弘重	愛媛大学長
尾家　祐二	九州工業大学長
河野　　茂	長崎大学長

【専門委員】

五十嵐　敦	福島大学教育推進機構教授
辻　　佳子	東京大学環境安全研究センター長、教授
井関　祥子	東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科教授
竹内　比呂也	千葉大学副学長（学修支援）
関　　実	千葉大学教授
後藤　弘子	千葉大学大学院社会科学研究院教授
西條　秀俊	新潟大学教育・学生支援機構 教育プログラム支援センター 副センター長、准教授
下敷領　強	富山大学理事・事務局長
東村　博子	名古屋大学副総長、教授
江藤　みちる	三重大学大学院医学系研究科講師
宮原　　稔	京都大学大学院工学研究科教授
尾上　孝雄	大阪大学理事・副学長
上林　憲雄	神戸大学大学院経営学研究科教授
大和　　淳	福岡教育大学教育学部教授
船守　美穂	国立情報学研究所 情報社会相関研究系准教授
小林　雅之	桜美林大学国際学術研究科教授、 東京大学名誉教授
吉田　素文	国際医療福祉大学副医学部長、教授

大学評価委員会

（令和３年４月１日～令和３年６月１４日）

【委員長】

西尾　章治郎	大阪大学長

【副委員長】

中山　俊憲	千葉大学長
服部　泰直	島根大学長

【委　員】

蛇穴　治夫	北海道教育大学長
山本　文雄	秋田大学長
田野　俊一	電気通信大学長
中野　　聡	一橋大学長
石﨑　泰樹	群馬大学長
梅原　　出	横浜国立大学長
伊藤　正明	三重大学長
加治佐　哲也	兵庫教育大学長
中島　廣光	鳥取大学長
山下　一夫	鳴門教育大学長
松下　雅雄	鹿屋体育大学長

【専門委員】

林　　隆之	政策研究大学院大学教授
前田　早苗	千葉大学教授
細井　由彦	鳥取大学理事 （企画・評価担当、広報担当、ダイバーシティ推進担当）・副学長

（令和３年６月１４日～令和４年３月３１日）

【委員長】

西尾　章治郎	大阪大学長

【副委員長】

寳金　清博	北海道大学長
中山　俊憲	千葉大学長

【委　員】

蛇穴　治夫	北海道教育大学長
山本　文雄	秋田大学長
田野　俊一	電気通信大学長
中野　　聡	一橋大学長
太田　寛行	茨城大学長
坂井　貴文	埼玉大学長
森脇　久隆	岐阜大学長
栗林　澄夫	大阪教育大学長
中島　廣光	鳥取大学長
山下　一夫	鳴門教育大学長
松下　雅雄	鹿屋体育大学長

【専門委員】

林　　隆之	政策研究大学院大学教授
前田　早苗	千葉大学教授

国際交流委員会

（令和3年４月１日～令和3年６月１４日）

【委員長】

山崎　光悦	金沢大学長

【副委員長】

位田　隆一	滋賀大学長
湊　長博	京都大学長

【委　員】

寳金　清博	北海道大学
小川　智	岩手大学長
井関　俊夫	東京海洋大学長
長谷川　眞理子	総合研究大学院大学長
寺野　稔	北陸先端科学技術大学院大学長
森脇　久隆	岐阜大学長
上本　伸二	滋賀医科大学長
櫻井　克年	高知大学長
北野　正剛	大分大学長
佐野　輝	鹿児島大学長

【専門委員】

白波瀬　佐和子	東京大学人文社会系研究科教授
古澤　泰治	東京大学大学院経済学研究科教授
BENTON Caroline F.	筑波大学副学長・理事
渡邉　誠	千葉大学理事
織田　雄一	千葉大学国際未来教育基幹教授
髙橋　秀樹	新潟大学人文社会科学系教授
田中　茂雄	金沢大学副学長
小幡　浩司	福井大学国際地域学科教授
大門　裕之	豊橋技術科学大学学生支援センター副センター長・教授
堀田　泰司	広島大学理事補佐 森戸国際高等教育学院教授 大学改革支援・学位授与機構 高等教育資格承認情報センター長
福井　清	徳島大学副学長
牛窪　潔	琉球大学理事・副学長

（令和３年６月１４日～令和４年３月３１日）

【委員長】

牛木　辰男	新潟大学長

【副委員長】

湊　長博	京都大学長
槇野　博史	岡山大学長

【委　員】

奥田　潔	帯広畜産大学長
小川　智	岩手大学長
佐々木　泰子	お茶の水女子大学長
長谷川　眞理子	総合研究大学院大学長
山崎　光悦	金沢大学長
寺野　稔	北陸先端科学技術大学院大学長
位田　隆一	滋賀大学長
服部　泰直	島根大学長
北野　正剛	大分大学長
西田　睦	琉球大学長

【専門委員】

林　香里	東京大学理事・副学長
Benton Caroline F.	筑波大学副学長・理事
渡邉　誠	千葉大学理事
織田　雄一	千葉大学国際未来教育基幹教授
坪井　望	新潟大学副学長
田中　茂雄	金沢大学副学長
小幡　浩司	福井大学国際地域学部教授
中内　茂樹	豊橋技術科学大学副学長
奈良　哲	大阪大学理事
堀田　泰司	広島大学森戸国際高等教育学院教授
福井　清	徳島大学副学長
牛窪　潔	琉球大学理事・副学長

経営委員会

（令和３年4月1日～令和３年6月１４日）

【委員長】

石橋　達朗	九州大学長

【副委員長】

越智　光夫	広島大学長
福田　眞作	弘前大学長

【委員】

吉田　晃敏	旭川医科大学長
玉手　英利	山形大学長
國分　　充	東京学芸大学長
千葉　一裕	東京農工大学長
島田　眞路	山梨大学長
齋藤　　滋	富山大学長
木下　隆利	名古屋工業大学長
藤澤　正人	神戸大学長
今岡　春樹	奈良女子大学長
槇野　博史	岡山大学長
兒玉　浩明	佐賀大学長

【専門委員】

羽鳥　政男	山形大学参事・副学長
堀内　　敦	東京海洋大学理事・副学長・事務局長
手島　英雄	千葉大学理事・事務局長
平野　浩之	長崎大学理事・事務局長
塩﨑　英司	国立大学病院長会議理事・事務局長
大竹　茂樹	金沢大学理事・副学長

（令和3年6月１４日～令和4年3月３１日）

【委員長】

石橋　達朗	九州大学長

【副委員長】

玉手　英利	山形大学長
田中　雄二郎	東京医科歯科大学長

【委員】

吉田　晃敏	旭川医科大学長
福田　眞作	弘前大学長
國分　　充	東京学芸大学長
田中　明彦	政策研究大学院大学長
島田　眞路	山梨大学長
日詰　一幸	静岡大学長
木下　隆利	名古屋工業大学長
加治佐　哲也	兵庫教育大学長
藤澤　正人	神戸大学長
越智　光夫	広島大学長
筧　　善行	香川大学長
小川　久雄	熊本大学長

【専門委員】

羽鳥　政男	山形大学参事・副学長
堀内　　敦	東京海洋大学理事・副学長・事務局長
手島　英雄	千葉大学理事・事務局長
平野　浩之	長崎大学理事・事務局長
丸山　　浩	大学改革支援学位授与機構審議役
塩﨑　英司	国立大学病院長会議理事・事務局長
大竹　茂樹	金沢大学理事・副学長
横手　幸太郎	千葉大学医学部附属病院長
岩瀬　鎮男	東京大学医学部附属病院事務部長

広報委員会

（令和３年4月1日～令和３年6月１４日）

【委員長】

林　佳世子	東京外国語大学長

【副委員長】

奥田　　潔	帯広畜産大学長
佐々木　泰子	お茶の水女子大学長

【委員】

澤　　和樹	東京藝術大学長
石原　保志	筑波技術大学長
寺嶋　一彦	豊橋技術科学大学長
加藤　久雄	奈良教育大学長
山口　宏樹	専務理事・前埼玉大学長
戸渡　速志	常務理事・事務局長

【専門委員】

大隅　典子	東北大学副学長（広報・共同参画担当） 大学院医学系研究科教授
藤崎　圭一郎	東京藝術大学美術学部教授
山崎　一希	茨城大学広報室専門職
加納　　圭	滋賀大学教育学部准教授
嶋谷　泰典	大阪大学共創機構特任教授
渡辺　美代子	国立研究開発法人科学技術振興機構 副理事

（令和3年6月１４日～令和4年3月３１日）

【委員長】

林　佳世子	東京外国語大学長

【副委員長】

櫻井　克年	高知大学長
齋藤　　滋	富山大学長

【委員】

澤　　和樹	東京藝術大学長
林　　泰成	上越教育大学長
伊藤　正明	三重大学長
加藤　久雄	奈良教育大学長
山口　宏樹	専務理事・前埼玉大学長
戸渡　速志	常務理事・事務局長

【専門委員】

大隅　典子	東北大学副学長（広報・共同参画担当） 大学院医学系研究科教授
藤崎　圭一郎	東京藝術大学美術学部教授
山崎　一希	茨城大学広報室専門職
嶋谷　泰典	大阪大学共創機構特任教授

事業実施委員会

（令和3年４月１日～令和3年６月１４日）

【委員長】

松尾　清一	東海国立大学機構長 名古屋大学長

【副委員長】

益　　一哉	東京工業大学長
濱田　州博	信州大学長

【委　員】

田中　雄二郎	東京医科歯科大学長
池田　　宰	宇都宮大学長
林　　泰成	上越教育大学長
上田　孝典	福井大学長
栗林　澄夫	大阪教育大学長
野地　澄晴	徳島大学長
池ノ上　克	宮崎大学長

【専門委員】

吉武　博通	情報・システム研究機構監事 筑波大学名誉教授
両角　亜希子	東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策コース　准教授
堀内　　敦	東京海洋大学理事・副学長・事務局長
大場　　武	東京藝術大学理事・事務局長
東　　高之	東京学芸大学　総務部長

（令和３年６月１４日～令和４年３月３１日）

【委員長】

松尾　清一	東海国立大学機構長 名古屋大学長

【副委員長】

益　　一哉	東京工業大学長
穴沢　　眞	小樽商科大学長

【委　員】

千葉　一裕	東京農工大学長
池田　　宰	宇都宮大学長
濱田　州博	信州大学長 （令和３年度9月30日まで）
中村　宗一郎	信州大学長 （令和３年度10月1日から）
上田　孝典	福井大学長
塩﨑　一裕	奈良先端科学技術大学院大学長
野地　澄晴	徳島大学長
池ノ上　克	宮崎大学長 （令和３年度9月30日まで）
鮫島　　浩	宮崎大学長 （令和３年度10月1日から）

【専門委員】

吉武　博通	情報・システム研究機構監事 筑波大学名誉教授
両角　亜希子	東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策コース　准教授
堀内　　敦	東京海洋大学理事・副学長・事務局長
大場　　武	東京藝術大学理事・事務局長
東　　高之	東京学芸大学　総務部長

国立大学法人総合損害保険運営委員会

（令和3年４月１日～令和4年3月31日）

（国立大学法人関係者）

【座　長】

平井　明成　　京都大学理事

【委　員】

里見　朋香　　東京大学理事（令和３年６月30日まで）

今泉　柔剛　　東京大学理事（令和３年７月１日から）

渡邊　和良　　情報・システム研究機構理事・事務局長

吉田　　潔　　神戸大学理事・事務局長（令和３年７月１日から）

清水　宣彦　　京都教育大学事務局長（令和３年７月１日から）

（学識経験者）

【副座長】

近見　正彦　　一橋大学名誉教授

【委　員】

米田　保晴　　信州大学名誉教授

（保険業界関係者）

岩澤　政寛　　銀泉リスクソリューションズ株式会社代表取締役社長
（令和３年６月30日まで）
銀泉リスクソリューションズ株式会社前代表取締役社長
（令和３年７月１日から）

政策研究所運営委員会

（令和３年4月1日～令和３年6月１４日）

【委員長】

大野　英男	東北大学長

【委　員】

梅原　　出	横浜国立大学学長
金子　元久	筑波大学特命教授
木谷　雅人	国立大学協会参与
合田　隆史	尚絅学院大学長
小林　信一	広島大学副学長・ 大学院人間社会科学研究科長 （兼）高等教育研究開発センター長
濱中　義隆	国立教育政策研究所 高等教育研究部総括研究官
林　　隆之	政策研究大学院大学政策研究科教授
日詰　一幸	静岡大学学長
山本　　清	鎌倉女子大学学術研究所教授 東京大学名誉教授
吉武　博通	筑波大学名誉教授 情報・システム研究機構監事
米澤　彰純	東北大学国際戦略室副室長・教授
山口　宏樹	政策研究所所長 国立大学協会専務理事
戸渡　速志	国立大学協会常務理事・事務局長

【研究所顧問】

山本　健慈	国立大学協会参与

（令和３年6月１４日～令和４年３月３１日）

【委員長】

大野　英男	東北大学長

【委　員】

小方　直幸	香川大学教育学部教授
金子　元久	筑波大学特命教授
木谷　雅人	国立大学協会参与
合田　隆史	尚絅学院大学長
小林　信一	広島大学副学長 人間社会科学研究科長、 高等教育研究開発センター長
佐々木　泰子	お茶の水女子大学 学長
千葉　一裕	東京農工大学学長
中野　　聡	一橋大学学長
長谷川　眞理子	総合研究大学院大学学長
濱中　義隆	国立教育政策研究所 高等教育研究部総括研究官
林　　隆之	政策研究大学院大学政策研究科教授
水田　健輔	大学改革支援・学位授与機構教授
山本　　清	鎌倉女子大学学術研究所教授
吉武　博通	情報・システム研究機構監事
米澤　彰純	東北大学国際戦略室副室長・教授
山口　宏樹	政策研究所所長 国立大学協会専務理事
戸渡　速志	国立大学協会常務理事・事務局長

【研究所顧問】

山本　健慈	国立大学協会参与

一般社団法人 国立大学協会
The Japan Association of National Universities

住　所：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋２－１－２
学術総合センター４階
National Center of Sciences Bldg.4F
2-1-2 Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan
ＴＥＬ：03-4212-3506
＋81-3-4212-3506
Website：https://www.janu.jp/
E-mail：soumu@janu.jp